

動なる憲法と伸縮自在なる憲法とがあると云ふことを申して居る。此理を解さぬと多く政黨などに於ては誤解が起る事になる。一定不動の憲法なるものは正條を掲げて、以て其主權の存する所人民の權利分域、兩院の組織、一國の財政、或は裁判等の權力を他の權力に依つて障礙すべからざる事を規定したるものであつて、即ち日本の憲法の如きが此れである。伸縮自在なる憲法と云ふのは如何なるものであるかと云ふと、英國の憲法の如き殆ど千二百年代から千九百年代の今日に至る七百年の間に於て、時の必要に依つて憲法の條項となるべきものを、其時機其時機に依つて拵へたもので、此憲法を稱して伸縮自在の憲法と云ふのである。英語で申せばリヂ・チー (Rigidity) とフレキシビリティ (Flexibility) との二語を以て此憲法の二様を説て居りますが、何れの國に於ても、憲法が歴史的に成立つて居るのは、唯今謂ふ所のフレキシブルの憲法である。又多く君權と民權との軋轢に因つて成つたものは大概一定不動の憲法となる。斯くの如く憲法には二様ある。而して所謂伸縮自在の憲法は、憲法の條項を何時でも憲法の修正なくして變更することが出来るが、完全なる憲法を作つて之を憲法として動かすべからずとしたものは、其憲法を變更修正するにあらざれば動かす事は出来ぬのである。乃ち日本の憲法の如きは、其孰れに居るかと言へば、一定不動の憲法である。此事を政黨などに在る人は兎角間違へて居る。歐羅巴諸國、就

中佛蘭西の憲法の如きは内亂の結果として民權論が盛に起つて來て——君主或は僧侶或は貴族などが專横を極めたが爲に盛に民權論が起つて來て、天地を震動するが如き非常なる勢を以て專横なる權力を破壊して遂に民權的の憲法を拵へたものであつて、其の憲法の基く所は何かと云ふとモンテスキュー、ルーソーなどの學者の議論に基いたものである。然るに我國の憲法の如きはさうではない。我國に於ては、王家が專制を極めて非常な虐政を行つたと云ふことは昔より決してないのである。多少の民權論が起つては居つたであらうが、其民權論のあるが爲めに已む事を得ずして拵へた憲法ではないのである。此理を亦た能く解さねばならぬ。即ち日本の憲法は外國の憲法と出所を異にして居ると云ふことを解さなければならぬ。外國の憲法は多くは今言ふ通り上下の軋轢に成つたものである。而して我國の憲法は、國力を歸一し、上下一致の力を以て此の昭代の日本國を保つ爲めの必要から成つたのである。君民合體しやうと云ふ目的から起つて居るのであります。それを學者或は政論を主張する者が往々誤解して、以て歐羅巴の憲法の歴史や其有様を學ばむと欲するのは、何等の狂者ぞ、實に驚き入つた事であります。此事を能く解して見たら、ユライ學問をせんでも斯う言つて見たら分りさうなものである。成程憲法政治を實行して貰ひたいと云ふ建白書位は出たけれども、併し其憲法政治なるものは歐羅巴で起つたものとはマル

で違ふのである。日本に於ては憲法政治を實行して貰ひたいと言うた者の中で、憲法政治は如何なるものであるかと云ふ事を解釋した者は曾てなかつたのである。若し之を解釋した者が居つたなら、モウ少し高尚な議論が出たかも知らんが、殆ど歐羅巴の憲法をすら翫味した者がない位である。それで憲法政治にするのが宜いと云ふのである。素より憲法政治なるものは必要である、必要であるけれども、歐羅巴的の憲法論とはマルで趣を異にして居るのみならず、又情況を異にして居る。此王政復古なるものが武門の専横を打碎いて後とはどうするかと言つたら上下一致、實に其全力を國家の上に一統して以て此世界競争の中に於て日本國を全うしやうと云ふ爲に兵力も歸一しなければならぬ、財力も歸一しなければならぬと云ふ趣意である。六七百年の間斯くの如く固結して封建時代に在つた人民は、決して輕々しく封建が壞はれるものとは思はなかつた。のみならず、封建は殆ど天然的のもの、如く信用して居たのである。又多くの學者が出て王政復古論を唱へるにしても、幕府と云ふものに對しては不承知を言ふけれども、此封建を全く廢さうと云ふことは無かつたのである。

日本の古代に遡つて考へて見ても其議論の起らぬ理由がある。神武天皇が東征して以て中土を御治めになつた以來、どう云ふ事になつたかと云へば、封建的政治が行はれて、國には國司が

あつて世襲して居つたのである。然るに天智帝が之を一新遊ばしたのである。而して天智帝に依つて始めて日本に郡縣が開かれたことは日本の歴史中に瞭らかである。此天智帝の御改革なるものは實に重大なるものであつて、始めて一天萬乗の天子と日本國の各臣民と直接に君臣の有様を爲したものである。是れ歴史上の變遷でありますから、書物を読んで居る人は皆知つて居ること、今更ら私の喋々を俟たぬ事である。それから如何になつたかと云ふと、郡縣の制度となつたけれども、藤原氏の専横に依つて、又王室の左右を取巻く所の官吏となるべきものの多くは門地世襲と相成つた爲めに、王政が衰へ六十餘州到る所に盜賊が充滿をしたから、遂に源平の力を借らざる事を得ずして、始終武權が源氏と平家の兩家に委ねられてあつた爲めに、此兩武家が權力を傾け相爭奪した結果、平氏滅びて遂に頼朝が鎌倉に覇府を起す事になつたのであります。而して殆ど七百年の間日本の歴史は唯だ王家は虚名を擁して實權は武門にあつたのである。之を其儘存在して置けば日本國は世界の強國と相對峙する事が出来ぬと云ふ事は分り切つて居るので、それよりして幕府を廢し諸侯を廢して此維新の政治が成立つたのであります。

然らば此武門を廢した後は如何なる有様であつたかと云ふと、前夜も御話申した通りに、上は一天萬乗の天子と下は臣民との二つの者より外に何もないのである。然らば此臣民なる者と

君主との間に権域が定まらなければならぬ、又之に對して如何なる政治を行ふかと云ふ事も定めなければならぬ。政治なるものは主權の作用に依つてなれば無論行はるゝものでない。治者と被治者の關係である。治者は一國に臨んで各々臣民をして其所を得せしむるのが眼目である。而して之を規定するには何が宜いか、即ち憲法である。憲法に依つて各種の權能を條列して以て之を治める始と終を明かに示すのである。況や日本の憲法なるものは君民水火の争を爲して起れるものにあらずして、和氣霽然たる中に出來たものである。此事は政黨外にある者と雖も深く翫味しなければならぬ。然るを往々政論を爲す者にして多くは皆之を誤解し來つて居るやうな譯であります。此憲法の將來に持續せんことを私は希望するのみならず、又憲法と云ふものに就いては先輩の遺志を繼いで而して今上皇帝の勅命の下に私は歐羅巴に遣はされ、之を取調べて歸つて來て、其草案を奉り、欽定憲法と相成つて發布致されたものであるから、此憲法と共に生死するの無限の責任を私は負うて居ると考へる。故に此憲法に就いては、如何なる學者が來やうが如何なる政黨が出やうが、其屈すべからざる所に於ては私は屈せざる積りである。

唯今申す通り日本の憲法は一定不動の憲法である。天皇の發案に出でて上下の一致に依つて變更されぬ間は動かぬものであると云ふことを一言述べる。其次に歐羅巴の多くの憲法は日本の憲

法と同じからざるの理由を申述べるが、此れは即ち主權の所在を論するのである。歐羅巴諸國の民權的の憲法は、主權人民に在りと云ふことから起つて居る。多く佛蘭西主義から出て居る憲法は主權人民に在りと云ふの主義である。而して纔に獨逸流の憲法が主權君主に在りと云ふ論を主張して居る。然れども此の獨逸の憲法も、千八百四十七、八年から五十二、三年の頃に出來たもので、餘程佛蘭西の内亂に煽られて其餘響を憲法の上に及ぼして居る。併しながら主權人民に在りと云ふこと、主權君主に在りと云ふこと、は、國體及び政體の上に於て非常なる異動である。主權人民に在りと云ふ主義を取つて行くと君主は勝手に廢すべきものであると云ふことになる。人民が主權を持つて居るのであるから、其人民が好めば君主を置き、好まなければ君主を取換へ若しくは之を廢する事が出來ると云ふ議論になる。此主權の所在と云ふものを論ずるのは實に必要なことであつて、將來と雖も、我國の如き國體上に於ては、決して斯くの如きの説を容るゝことを許さぬのである。如何なる自由論民權論を唱ふる者があつた所が、人民が君主を自由自在に勝手に取換へる事が出來ると言つたら、誰も不承知を言はぬ者はない。而して歐洲の主權人民に在りと云ふ論は、民の好む所に依つて君主を置くことが出來ると云ふのであるから、假令君主が置いてあつても、主權人民に在りと云ふ以上は必ず共和政治である。君主ありと雖も、共和政治

なりと言はざることを得ぬ。

之に反して主権君主に在りと論ずるの主義は如何なるものであるかと云ふと、君主なるものは決して人民の動かすべからざるものであると云ふのであります。主権は君主に附帯して決して動かすべからざるものなりと説いて居る。ソコデ日本の古來の歴史を讀んで日本の國體とも稱するものに此論旨の孰れが適するかと云つたら孰れも適しない。即ち日本は固有の主権君主に在りと云ふ國なのであります。一天萬乗の天子は即ち主権を極端に存留して居るからこそ一天萬乗の天子である。京都の隅に屈んで居つて、纔に虚名を擁し、日本全國の政治が鎌倉に於て行はるか或は江戸に於て行はるゝならば、君主の名あつて實なきものである。是れ王政の復古せざるべからざる所以である。王政復古と云ふことは如何なる事であるかと云へば、即ちそれは主権の回復である。

斯くの如くに違つて居るのである。之を歐洲的に私が此處で御話を申す必要がある。主権君主にありと云ふ説を主張する者は、如何なることを言つて居るか云へば、主権は君主に存し主権の作用なるものを委任することが出来る、主権其ものを即ち君主が委任することが出来るのである。主権が君主に在るならば、其主権が人民に權利を與へることも出来るのであります。主権と

云ふものは決して分割すべからざるものである。併しルーソーやモンテスキューの説に據ると、主権は分割すべきものである。此れは今日に至つては學者が悉く其説の間違つて居つたと云ふことを證明して居る。此モンテスキューの議論に據ると、立法は獨立でなければいかぬ、又立法をする一つの機關即ち議會があつても裁判は獨立でなければならぬ、而して行政も亦た動かすべからざる別の一つの機關とならなければならぬ、斯様に國家の政權は三つに分たれなければならぬと云ふ説を唱へたのである。是れモンテスキューの大いなる誤解である。果して然らば其の獨立せる各機關が撞着した時には如何。三つに分たれたる其機關が各々所見を異にする時には大變な事が起るのである。是れ此説の大いなる誤謬たる所以であつて、主権の區別すべからざる事は、今の法理學者間に於ては一人の異存もない。故に皆萬般の權利、全權は何れに在るか、即ち主権に在り、君主國に於ては王家の大權に在りと説いて居るのである。

然らば此王家の大權即ち分割すべからざる主権を如何にして活用するかと云ふに、此作用に至つては即ち委任して以て事を行ふのである。故に立法部を置くは立法に參與せしむるが爲めである。何に參與するのかと云へば、即ち天皇の大權に參與すると云ふのである。天皇の大權の一部を議會に扱はせるのである。行政もさうである。司法亦た然り。而して勿論派出の權である以

上は主權が之を奪ふことを得る譯であるが、妄に之を奪はぬと云ふことを規定したのが即ち憲法である。

右の如くに、憲法に二種の論があつて、主權の所在を二様に解釋する所の論據と情況とを御話申したから、如何なる人と雖も異存はないことと思ふ。

其次は漢學者などが兎角誤解して居ることであつて、何でも專制的のことでなければ日本の國體に適はぬが如く思つて居るが、此れは大なる誤解である。例へば支那流儀で言つても、又日本の古來の學問的に言つても、國土と云ふものは王家のものである、所謂普天の下、率土の濱、王土王臣に非ざるはなしと云ふ、其れに適はぬやうに心得て居る。此れは誠に彼等の眼界の狭少にして又古今の政治と其の實體とを解する能はざる所から斯くの如きことを云ふのであるが、幾ら率土の濱は王土ならざるなし王臣ならざるなしと云ふことに異論はないとしても、之を自由勝手に與奪すると云ふことになつたならば、人民なる者は手足を置くに所なしと云ふ有様になるのである。故に趣意は王土王臣にあらざるなしで一寸も差支はないが、併しながら憲法政治は專制政治とは違つて、彼のものを彼のものとし、彼のものを若し人が奪ふ時にはどうするか、然様な亂暴なことは決してさせぬと云ふ、即ち生命財産を法律の下に保護するのである。斯くの如くな

らざれば、專制と云はんよりは寧ろ暴政なりと言はなければならぬと考へる。斯様に私は解釋するのである。嘗に然様に解釋するのみならず、之を證明することが出来る。歐羅巴の諸國に於ては、君主なるもの即ち君主の位置と君主の權力とを如何様に解釋して居るかと言へば、一國が外國と相對した時には恰も一個人が相對したやうなものである。此場合に於て君主は一國を代表すると説いて居る。此代表の字は我國には當らぬと私は思ふ。なぜならば一國と云ふものは其國土と人民とを總て一つの風呂敷の中に包んだやうなものである。之を代表、所謂レプレゼントと云ふ字を使つて居る。此れは正しく代表と云ふ字に當るが、私は日本の君主は國家を代表すると言はずして日本國を表彰する、表はすと云ふ字を使ひたいと思ふ。決して代表ではない。此場合に於て率土の濱王土王臣にあらざるなしの主權は外國に對した時には明かに表明することが出来る。之を一例を擧げて言ふ時には、今の憲法に於て外國と宣戰講和の事、各種の條約を結ぶ事は天皇の大權が其儘自ら行ふのである。で、君主が條約を結ばれた時には、此條約より従つて出づる所の義務、或は權利と云ふものは別に法律を要せずして定められたる日から日本の臣民が有する事となる。是れ大權の外國に對する場合に於て王土王臣論に適合することを證明するに足ると思ふ。それで唯今云つた通りに日本の憲法は出來て居るが、實に此憲法の解釋などを學校でする

ものは識見が此に至らずして間違つたことを言つて居るが、皆基く所は右等の誤解である。本来の日本の憲法を解釋すれば此くの如くであるが、若し之を如何に曲解するものがあつても、明文で書いてあるから決して之を動かすことは出来ぬ。

それから次には一つ政黨論を御話申上げる。政黨と云ふものは如何なるものであるかと云ふと政黨は政治上に就いて意見を異にするものである。歐羅巴の學者が口の酸くなる程言ひ盡くして居るが、人類なるものは政治的の動物である。其管ぢや、社會を組織して一家團欒の如くやつて居り、政治に依つて支配され、政治に依つて生命も保護され、財産も保護せらるゝならば、彼の羊や或は牛馬が群を爲して行くのと違ふのである。此が即ち人の人たる所以で、人の人たる所は萬物の靈と云ふが如く、彼の獸畜と大いに異なるものであつて、一家を成して遂には國家を組織するのであるが、此國家を組織すると云ふことに於ては頗る高尚な思想を有て居る動物であることは論を俟たぬ。而して之を政治的の動物と、彼等は言つて居るのである。然らば其の一國政治の利害得失、法律或は經濟と云ふやうなことに就いて、若くはまた一國と他國と交渉の起つたと云ふやうな時には、無論政見の異同が起るのは當然のことである。此の政黨なるものを如何なる意味に解するかと云へば、今の日本に於ては餘り重きを措き過ぎて間違つて居る。政黨と云ふもの

は、政見の異同と云ふことに過ぎないのである。吾輩は、政黨を嫌ふ者も矢張り政黨を嫌ふ一黨派と見て居る。政治の意見は政黨以外の日本國民にないと言へるであらうか、決して其様なことは言へまい。故に吾輩は今の政黨が見て居るが如くに政黨は重いものではないと思ふ。唯々意見の異同と解釋をすれば宜しいのである。けれども動もすると、從來政黨などに實驗のない日本であるから、どうも日本の政黨は甚だお氣の毒であるけれども、私の目から見ると、どうも源平の争をするか、或は新田足利の争をするが如くに兎角見える。是れ大なる間違ひである。政權争奪の上のみに着眼して居るのは如何なる譯であるか、決して然様な譯のものではないのである。唯經營的に於て斯うしなくちやならぬなど、云ふことは議會と云ふものがある以上は、之に向つて人民の意思を表するのは當然である。また若し政黨の力に依り君主に用ゐられて、政府なるものを受持つた時にはどうであるか。唯だ自分が平生唱ふる所の所論を實行すると云ふに過ぎぬのである。而して其所論なるものが抑々如何なるものかと云へば、日本國民全體の上に其が行はるゝのであつて、己れの黨派の爲めに行はるゝと云ふ次第ではない。政治はドンナ事をして行つても一國人民の上に猶ほ春雨の霑ふが如くに行はれなければならぬのである。若し一黨派が政權を取つた時に自黨の爲めに利益するやうな政治を行ふことになつたら、政黨なるものは滅却してしま

つて、最早や政治と云ふことは出来ぬのである。往々にして斯くの如きの誤謬がありはせんかと云ふことを甚だ憂慮に堪へぬのである。

右の如くであつて見れば、政黨の樹立は勿論已むべからざるものであるから、政黨なるものは遂に起らざるを得ぬとまで私は斷言することを憚らぬのである。如何んとなれば、人民が政見を異にする以上は、其の仲間が合同して居らぬと甚だ不便である。一人々に就いて其政見を聞くなどいふ迂遠な事が出来る譯のものではない。合同して居れば、彼等の政見は如何なるものであるかと云ふことを直ちに出来る。従つて又其れに反對する政黨も自ら樹つてありませう。それで又今の世の官吏などが如何なることを言つて居るか云ふと、政黨の人が用ひられて内閣を造つて居るのではないか、それで居ながら政黨に在る者は官吏になつてはならぬと言つて居る。是れ大いなる誤解である。さう云ふ議論をする時は、天皇の大權は束縛せらるゝことになり。制限せらるゝことになるのである。天子は如何なる人を御用ひなさるとも、自由の大權を持つて居玉ふのである。若し天皇に用ゐられずして、頼朝が鎌倉に覇府を開いたが如くに、王權を奪ふと云ふやうなことがあつたならば、叛逆の政黨と言はなければならぬ。天皇の御聖鑒に依つて今のときに當つて政治を行ふには、此者が宜しいと言つて御用ひなさるゝならば、何の妨げが

あるか。加之、一體國民の憲法に依つて與へられたる權なるものは如何。日本臣民は憲法に依て示されたる各種の權利を有すると共に、日本の臣民は日本の官吏となる權利を持つて居る。但し官吏となることを得ると言つても、官吏となるべきものは各々其官吏の階級に依て其資格を備へなければならぬのは論を俟たぬのである。

今の世は段々學術を進めて、此進歩の政治を行つて、國本を固くすると同時に國力を増進して行かねばならぬのである。而して國力を増進するに就ては之れを學術に俟たざることを得ぬ。農學を以て農事を進め、器械學を以て器械を進め、商業學を以て商業を進め、總て學術を應用するのである。獨り學術のみならず、實驗上に於ても、亦た段々進歩して行かなければならぬのである。民間の事業も亦た然らざることを得ぬと考へるが、今當地方の如く製絲の業が盛んに行はるる所にしても、其の桑の培ひやうから蠶の飼ひやうから絲の製しやうに至るまで、悉く其の研究を學術に俟たなければならぬ。而して是れが上に立ち之を支配する所の官吏が無學で宜いと言つたら途方もないことになる。無論官吏となるには各種の事務に於て異同があるけれども資格は必要である。故に資格は須く之を有せしめざるべからずとして、一體の論は日本臣民は官吏と爲ることを明かに許されて居るのであるから、政黨の異同に依つて官吏となることを得ぬと言つたら

甚だ可笑しい譯ではないか。今日は既に宗教の異同をも問はぬ。各種の許されて居る権能を行ふに就いては、更に咎めぬのである。佛教であらうが神道であらうが耶蘇教であらうが、皆差支ないのである。唯だ政見を異にする者に限つて政治に與ることが出来ぬと言つたら、實に可笑しい解釋である。此れは決して伊藤の私論ではない、日本の事を解釋して將來に疏通して行くに就ては、憲法に於て斯くの如く解釋を下さざることを得ぬのである。

次に議會に就て御話しを申したい。議會では二黨なり或は三黨なりの人が集つて議員となつて居るが、動もすると議會なるものを復讐すべき場所、所謂矢來を結つて警討でもする場所であるかの如く思つて居るのは、此れは大間違と言はなければならぬ。決してさう云ふ譯のものではないのである。斯くの如きは國民の爲めに害になる、故に此れは誰しも害せられぬやうにしやう、且つ成るべく國民に利益を享受せしむる方法を謀らうと云ふのが目的である。而して假りに今増税問題の如きが起つたとすると、或一部を犠牲に供して以て全體の利益を計らなければならぬと云ふやうな事が起るのであるが、其一部の不幸を補はむと欲する時が來たならば、又他の方面に向つて其れだけの負擔を負はせ、以て一部の不幸に陥り掛けたる者を拯ひ權衡を得せしむると云ふのが立法の要件でなければならぬ。黨派の異同を問はず、全國の人民を平等に見なければ、政

治論とは言へぬのである。然るを黨派が集れば議會を復讐の場所の如く思つて罵詈譎の言を放つと云ふのは、是れ國家の歴史を汚すものなりと言はなければならぬ。斯くの如きは此の伊藤が斷じて同意が出来ぬのである。

其の次に起る問題は兩院の責任である。抑々兩院を設くるの趣意は如何と云ふに、既に一院論兩院論は學者の間に屢々論争せられた所であるが、今日に至つては如何なる民權論者如何なる學者と雖も、一院で宜しいとは言へないのである。なぜならば、一院の議會に於て法律なり或は財政なりを咄嗟の間に議決してしまつて、其議決の結果たるや再び後とへ戻すことは出来ぬと云ふ時には、國家の事を誤ること頗る多いのである。故に二重に議會を置いて、兩院其原素なるものを異にして置いて、雙方で此れが果して國家を利するものなるや否やと云ふことを考へさせるのが必要である。此くの如き趣意を以て貴衆兩院なるものは置かれたのである。而して又此兩院に於ては、成るべく一院の議決したものは國家の利害に照して害のないものと見たる以上は、是れと調和して行かなくちやならぬと云ふ義務のあることを忘れてはならぬ。然るに、一方で議決したものを一方で復讐的に之を否決すると云ふが如きは、是れ立法の責任を盡さるのである。兩院を置かれたる趣意に適はぬものであると言はなければならぬ。丁度本年の選舉法改正案の如き

商工業を代表する所の議員を出して國家の表面の政治に與らせることにせんければ、なか／＼此の競争場裡に立て、商工業者が其利害を争ふことが出来ぬのであるが、遂に彼の法案は彼の如き最期に陥つたのである。是れが上院に於て、商工業の代表者は不必要なりと云ふの論を持する所から起つたものならば兎に角、否らずして斯くの如きに至つたのは、矢張上下兩院が調和せざるべからざる職責の明かならざるが爲めではないかと考へるのであります。

それで將來は政黨の樹立の必要なると共に、唯今申す通り、君主は何人をも用ひ何人をも用ひざることを得る大權をば御所有に相成つて居る以上は、黨派の人と雖も、黨員を以て政府を組織するに何の妨げもない。唯だ其黨派なるものが何時でも考へて居らんければならないのは、黨派が大權の作用を委任せられた場合に於ては、天皇が偏せず黨せざる天皇の大權の作用を委任せられたることを深く心に藏めて、日本國民の爲めに春雨の霑ふが如き政治を行はなければならぬと云ふ責任のあることである。それを誤解されては大變なことになります。茲に於て將來に向つては此憲法の持續せらるゝやうに、又此憲法に就て政黨なるものが其責任を深く省み、而して一國の運命を托せられて此の進歩を計り國を危殆に陥らしめざるやうに努めなければならぬと云ふ觀念を、第一に政黨が持たざることを得ぬと考へて、御話を是れだけに止めます。

條約改正と國民の覺悟

(明治卅二年五月十三日、馬關商業會議所に於ける實業家招待會に於いて)

諸君の御招待に依つて、此處に愚見をお話し申す積りでありまして、如何なることが目下の急務であるかと云ふことに就ての所見を申します。大體に於て直接に諸君を利益するやうなお話は申さんのであるが、間接には或は参考ともなるべきこともあらうかと考へる。

第一にお話申し度いのは、今日我が日本國が遭遇して居る所の形勢である。又日本國が將に如何なることを爲さざることを得ぬかと云ふことに就てである。溯つて、今より三十有餘年前に於ける日本の國論は如何であつたか、日本國の形勢は如何であつたかと云ふことからお話しななければならぬ。始めて亞米利加から開國通商を申込まれた時に當つては、開國をするが宜しいと云ふ論もあれば、攘夷でなければならぬと云ふ議論もあつて、國內の議論は紛々として、數年の間に跨つて決する所がなかつたのである。然るに此の馬關の地は當時攘夷論の焦點となつて、此處で始めて外國と砲戰を開いて、其の結果、日本國中で率先して耳目を開いて、開國論を誘導したのである。故に當地は、維新國是の定まる所に於て、大に關係のあつた處と言つても宜しいと考

へるのである。

三百年間封建の風習に固着して居つた日本が一朝海外より海門を叩かれて長夜の眠を覺されたのでありますが、此長夜の眠を覺された結果王政復古となり、次には開國の規模となつたのである。此王政復古、開國の規模なるものが、即ち今日の日本を存在せしめて居ることを記憶しなければならぬ。而して王政復古と開國の規模なるものは、明治初年に當つて始めて定つた所の大方針であつた。若し此の大方針が定まらなかつたならば、日本國も矢張東洋の諸國と同様に——一律に、その境遇を同じうせざるを得なかつたのである。然るに日本國は此大方針を定めた爲に、世界の地圖を披いて見れば、歐羅巴、亞米利加以外の諸國は悉く薪を折るが如くに崩れつゝある形勢なるに拘はらず、日本のみは嶄然として頭角を地球の上に現はし、歐洲及亞米利加の伍伴に入つて國を立て、以て其渦中に投せられつゝあることを、日本國民は能く記憶しなければならぬ。

開國の規模とは如何なることであるかと言へば、日本國の内政を整へ、國民を教育し、國家の財力を發達せしめて、各自正に盡すべき義務を盡し、己れ正に得べきの權利を得て、文明諸國と相對立し、以つて萬國の社中に入らうと云ふ所より起つて來たのである。此の方針は三十二年來着々其歩を誤らずして、今日に至り、衆人悉く之を日常に踏みつゝある所ではあるが、能く之

を翫味して、以て其の發端の趣意に違はぬやうに踏んで行かなければならぬから、此處にお話し申すのである。

之に就て歴史を少しも話申して置く必要がある。開國の國是を定められて、而して列強の諸國と對立しやうと云ふことになれば、己れの國權を恢復しなければならぬことは論を俟たぬ。恢復と云はむよりは、寧ろ新たに之を得なければならぬと言ふ方が宜しい。如何となれば、日本國は建國以來今日の如くに外國と交際をしたことのない國である。故に所謂國權恢復とは即ち新たに國際上獨立の地位を得ると云ふことである。獨立の國を成すものが、獨立の己れの國權を行ひ、國法を施行することが出来るやうになりたいといふのであります。即ち此條約改正の必要と云ふことになつたのである。何故條約を改正せざるを得ぬかと云ふと、彼の所謂治外法權なるものが存在して居つたのである。此治外法權なるものは、二百有餘年前土耳其に於て始めて行はれたものである。耶蘇教の諸國と回教の行はるゝ諸國とは、宗教の異なる所より自ら人情風俗習慣の異なるが故に、其國の法律を以て歐羅巴諸國の國民に施すのは適當でないと言ふ所よりして、領事裁判なるものを設けて、さうして其國に在る自國の人民を支配し保護したのが始である。是が世界中に於て治外法權なるものゝ嚆矢である。それを段々擴めて東洋の諸國など、交際をするにも

此轍に依つて歐羅巴諸國は條約を結び來つたのであります。

而して其治外法權なるものが日本にも行はるゝことゝなつたのは、幕府の時代に結んだ所の條約に基いたのであるが、凡そ獨立國は自國の法權を以て、其邦域の中に居住する者は自國の人民たる而他國の人民たるを問はず、同一に之を支配すると云ふのが獨立の國權を完ふする所以である。國權を行ふと云ふことは是れなのである。國權と云ふことに就ては自から内に對すると外に對するとの差別があるが、内に對して云ふ時には、其邦域内に居住する者は内外人たるを問はず其國法を以て支配するのが一つの解釋である。右の様な治外法權が日本國に於て行はれて居つた故に、此の法權の行はれて居る以上我國は未だ獨立を完ふして居らぬのであると云ふ所よりして、明治の初年に開國の規模が定まると俱に此條約を改正しなければならぬと云ふことになつて、政府も大に力を盡し、又明治十二、三年以來は人民も餘程之を論じ且つ之を希望したのである。

凡そ國を治むるには一定の組織方法がある。所謂文明の政治なるものは、人民をして各其當に得べき所の權利を得せしめ、又當さに盡すべきの義務は之を盡さしめて、而して之を治むるに法律を以てするのである。之を稱して法治國と云ふ。法治國でなければ決して文明の政治の行はれる國とは言ひ能はぬのである。專制の國と雖も、矢張り法治國同様に他國人に對し治外法權にあ

らずして、獨立の權力を以て行ふて居る國もある。其專制と云ふ所以のものは法律を作る一點、即ち法律を作る基礎に關係して居るのであつて、外國人を處すると内國人を處するとの間に異つたことはなく、矢張り法律を以て支配して居るのである。故に專制國は之を立憲の國とは云ひ得ぬが、之を稱して法治の國とは言ひ能ふのである。

我邦をして法治國たらしむるの準備は今日まで餘程必要なことで、多年の歲月を費して爲し來つたのであるが、法治國となるに就いては獨り所謂五法、即ち民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法のみには止まらぬ、行政各般の事に關することも矢張り完備して、法律規則を以て之を規定しなければならぬ。即ち警察の如き監獄の如き地方自治の如き、今日の政治は大は縣治を以てし、次は郡治、次には自治制を施す、自治とは即ち人民俱に協同して治むる譯である。故に此れは主權の作用ではない、天皇の大權を以て、之れに法律を與へて、而して其行政を自己にやらせると云ふ、是れが即ち自治の仕方方法である、此等ものを完備し始めて之を法治國と云ふ。法治國となつて始めて條約改正を實行することが出来るのである。而して此條約改正を實行せざるに於ては、前に申すが如く國權を完ふすることが出来ないのである。

今日は既に條約は改正せられ、將さに其の實施に迫つて居る。其の條約は如何なるものである

か。條約とは即ち憲法第十三條に規定してあるが如くに、他國と日本國とが約束をすることである。而して他國と日本國とが約束をするに當つては何者が之を爲し得るかと云へば即ち 天皇である。臣民は之を約束し得べきものではない。天子の大權を以つて始めて是れが約束をすることが出来るのである。故に此條約なるものは他の法律とは大いに其趣を異にする。他の法律は議會の協賛を経て、而して 天皇の裁可に依つて行はるのであるが、條約は 天皇が使臣を派遣するか、或は輦轂の下に外務大臣をして、權力を派出して其の權力に依つて他國と約束を爲さしめ、而して之を批准せらるゝのである。故に之れを法律と相對して見れば、裁可の權は同じことで、裁可されて公布になれば法律が效力を生ずるやうに、條約なるものは使臣を以て約束をせしめ、而して之を批准し且つ公布して始めて國民の上に效力を生ずるものである。取りも直さず、條約なるものは 天皇が御約束になつて、人民は之を守らなければならぬものであると云ふことを忘れてはならぬ。其條約なるものは將に本年の七月を以て實行せられんとするのである。之れに就て日本國民が如何に心得て宜しいかと云ふお話を致さうと考へる。此改正條約が實行せらるるに就いて今や世上にも段々議論のあることではあるが、之に就いて格別左様な議論をしたり、今俄に卒然として起つた事のやうに狼狽して騒いだりする必要はないのである。

凡そ一國の國民風俗や社會上の行爲などは、ナカ／＼一朝にして改められるものではない。其俄に改まるものでないと云ふことは外國人などは能く知つて居るのである。唯だ行政の機關、司法の機關、或は縣治、郡治、自治の仕方、或は又税關、警察、登記と云ふやうな要用の機關に於ては最も嚴重に取扱をして疎漏のないやうにしなければならぬ必要はあるが、是れは外國人が日本に來つて居住をするが爲めに然様に緻密なことをしなければならぬのではなくして、即ち法律は常に、日本の國民に對しても斯くの如くしなければならぬと命ずるのである。而して又國民も法律を遵奉する觀念が強くして、其の法律通りに事を行ふやうにならなければ、法治國の目的は達せられぬのみならず、所謂文明の民と稱せらるゝことは出来ぬのである。

ソコデ此條約なるものに立入つて見ると、多少の異同はあらうけれども、外國人は日本に來つて日本國の法律政治の下に於て生命財産を安全に保護せられるやうに約束されて居る。之と相對して日本の國民も亦た其約束を取結ばれたる諸國に於ては同等の待遇をされて彼の國民と異なることなく、即ち彼れ我に來れば我之に同等の待遇を與へ、我れ彼に到れば彼も亦た同等の待遇を與へ、互に同等の保護の下に置かるゝのであるから、居住も自由、旅行も自由、商業も自由、組合商業をしやうとも、或は株式組織にしやうとも、その他如何なる事業に従事しやうとも皆自由

である。其中に多少の取除けがあるけれども、概括して論ずれば外國人の條約面に於て得る所の権利は斯くの如きものである。

之に對して日本の國民は如何なる態度を取つて宜いかと言へば、日本の國民即ち内地の人が、商業を營むにも、工事を營むにも、他を欺かず、互ひに信用を以て仕事をする事は、獨り外國人に對するのみならず、同胞兄弟に對しても勿論然らざることを得ぬ譯であつて、さういふ仕掛方法で遣つて行きさへすれば宜いのである。別に何も新しいことをする必要はない。今に至つて俄に驚いて、外國人が日本に来て居住をする、商業をするからと言つて、一人の上は兎に角全國の社會上に於て風俗などがさう俄に改められるものではないから、然様なことは格別心配するに及ばぬことゝ私は考へる。只今申したやうに、日本國民が外國に出て往つたら、彼の國民と同等に取扱はれる約束である以上は、日本國に於ても矢張り同一に取扱はなければならぬ義務を負ふことになる。其の権利を得れば又た義務を負ふといふことは當然である。其義務を盡さへすれば可いと云ふに過ぎぬのであるが、夫れ丈の觀念は充分になければならぬ。又た日本國に居住する者には、外國人が日本に来て、或は商業を營み、或は工業を營み、或は旅行居住等を自由にするといふことは新たなやうであるが、外國に行つて居る日本國民は如何と考へて見なければ

ならぬ。外國に行けば誠に自由自在に如何なることも爲し得るのである。又た随分外國人から親切に待遇をされて、商業なり教育なり總ての事に於て種々な便宜を與へられ、親切に取扱はれて居るのである。是れ等の人が抱いて居る觀念と同一の觀念を以て外國人に對しさへすれば何も差支はないのである。

改正條約實施の期限が將さに迫つて居るに就て、種々な感念が國民の中にも生じて居るやうにも考へるが、別に是れは殊更に驚くには足らぬのみならず、此事たる既に數年の間に横はつて居つた問題であつて、民情同一に今日此事のあらむことを希望して居つたに相違ない。然らば此れが今日行はるゝに就ては、行はるゝと言ふ覺悟と、能く條約面に照して之れに對する考とを持ちさへすれば宜いのであつて、何も新しいことを考へ付かなくちやならぬ必要はない。商業などは大いに便宜も得られることであらうと考へる。近來に至つて、外資を輸入しなければならぬとか商業の發達を圖らなければならぬと云ふやうな話もある。此等も、外國人であれば金を無闇に投ずると云ふ譯ではなく、矢張り利益がある事を確に認めて始めて資本を投ずるであらう。又た或は日本國民と合同した商業も起るであらう。何れにしても東洋に於て貿易を專にする國々は資本に豊かな國である。單に豊かであると言つても統計を示さねば如何に裕であるかが分らぬが、英吉

利の如きは殆んど國外に出して居る資本金は二百億圓ばかりに當つて居る。それは必ずしも此の東洋の貿易ばかりではない。屬地に出して居る金や、或は世界各國に對して英人が利益を得るが爲に供給してある資本である。英國は資本の豊富な國である。佛蘭西の如きも亦之れに亞いで餘程豊富な國であるから外國へ出して居る資本も餘程多い。小い國では、和蘭の如き、白耳義の如きも、資本を外國に餘程供給して居る。さういふ國々の人と俱に圖つて、互に相信じて、商業を營み、工業を營めば、資本の供給上に於て餘程便宜があるのみならず、又た外國の人は他國に於て營む商業のみならず、自國に於ても商業工業其他に於て多年の經驗があるから、此經驗を日本に輸入する大なる便宜もある。經驗と云ふものは、厚薄を論ずることが出来るのみで、僅かばかりの經驗もあるが、數代を累ねた經驗でなければ本當の經驗にはならぬ。一人の經驗でも經驗と云ふことが出来るが、商業や海外に出て商賣をするやうな全體的の經驗は仲々一朝一夕に得られるものでない。右様な便宜も必ず起つて來るであらうと思ふ。他國にでも出るやうな人民は多くは教育を受けた者である。其の中には少數の無教育者もないとは言はぬが、教育のある者が多い。従つて智識の交換に於ても大いに便宜がある譯である。條約の實施に就ては、此等を利益として見れば大いに利益のあることである。併しながら彼は大いに勤勉なるに拘らず、我は懶惰に

陥つて居つては話にならぬ。我も勤勉にして彼と比較する地位に立ちさへすれば、外國人の爲に利益を壟斷せられて、日本の商業が衰頹するとか工業が衰頹すると云ふやうな恐怖心を抱く必要は決してない。

改正條約の實施に就いては、當地の如きは最も關係が深からざるを得ない。先づ第一に前岸に於て是れだけの石炭の供給もある。又東洋に浮んで居る商船の噸數を見ても、石炭なるものが非常なる關係を有つて居ることが判る。今の所では、日本の船舶を除き又支那の噸數を除いても、三十四五萬噸から四十萬噸の船が動いて居る。之に供給する石炭の數量は非常なるものである。支那人自ら此貿易を作興することが出來ずとも、歐羅巴人が段々這入つて工業を興し鐵道を起すやうな有様であるから、此等の事業も餘程大きなものである。さうすれば當に石炭のみならず、各種の商業も盛になり、場合に依ては製造所も此邊に起す必要があるかも知れぬ。其等は悉く當地を繁榮ならしむるの具となるであらう。斯ういふ要港に居住して商利を専らとする諸君に於ては餘程注意しなければならぬ事であらうと考へる。只今言ふが如く改正條約實施は利益がある代りに、若し之を遣り損ふ時に於ては非常な損害を被らなければならぬ。深く注意して行けば國の獨立を完ふし國家の利益を興して行く事に大に便宜を興ふることと考へる。又此の如くならざれ

ばいかぬのである。支那は日本の殆んど廿有餘倍の邦域を持ち人口も四億餘持つて居る國でありながら、治外法權を撤去して以て自國の獨立を圖らうなどいふ考へはなく、唯だ頑固にやつて來た結果として、今日の形勢は洵に累卵の危きが如き有様になつて居る。朝鮮の如きも亦然り、これも累卵の危きに瀕しつゝわづかに其の獨立を維持し、一國の國是方針が定らぬのみならず、之に對しての計畫も一の見るべきものはない。更らに南方に眼を轉じて見れば、安南、東京、暹羅、緬甸の如きは大半滅びた。又南亞米利加にあつて、一國の獨立の基礎を固め而して獨立の權能を行はんとする事に注目しなかつた國は、恰も太陽の光線に照らされて雪の融けるが如く、グッ／＼融けて居る。此の如き渦中に在て日本國が儼然として東海の表に卓立して、若し日本國民の態度と日本國家の政策が誤らざれば、國家を萬世不朽に保持して益々國威を發揚し、海外諸國と相對峙して以て一國の獨立を永遠に保持することが出来るのである。之を爲すと爲さざるとに就ては、此の改正條約の如きは僅に一部の事の如くであるけれども、日本の國民が文明的の國民として歐米諸國の國民と同地位に立つて同じく商業をなし、同じく各種の事を營んで行き得るや否やと云ふ試験に出會つた様な譯であるから、國民其のものが餘程深く注意せねばならぬ。各自平生の職務を怠るべからざるは勿論であるが、是は今日目前に逼つて居る所の一大時機であるが

故に、之に就ては深く諸君の注意を望まざるを得ぬと考へる。今日は唯だ此の大問題の大要丈けのお話を申したのであります。

自治と眞誠の代議制度

(明治三十二年五月十五日大分市蓬萊館に於ける豊國俱樂部發會式に於て)

諸君。春以來私が西遊を企て、居ることを當縣の有志諸君が聞込まれて、其の途次に當縣へ遊んでは如何と云ふことよりして此節當國へ参りましたが、圖らずも豊國同志俱樂部發會の當日に参り合せまして當場に於て諸君に御面會を申すは頗る私の喜ぶ所であつて、且つ諸君が私を迎へらるゝ所の好意に對しては厚く感謝の意を表するのである。

豊國同志俱樂部の組織に就ては大岡氏より段々演説があつたのを襖越しに承つて居つたのであります。私も矢張り其趣意に同感である。諸君の目的とする所は實業上の利益を計るに在ると察せられるが、此俱樂部の組織に關する印刷物等を一見しても、地方の自治を發達せしむるとか或は教育の普及を圖るとか、或は又農工商の實業を獎勵するとか、或は又貧民を救助するとか云ふが如きは、何れも皆必要なるのみならず、國家の進歩を圖るに就て常に政治上に於ても之を目

的とせざるを得ぬのであります。語を換へて言へば、地方の自治などは既に法律を以て地方人民に與へられてある所で、上至尊に於ても其發達を希望遊ばざるゝのである。故に此の如き法律を布かれて居るのである。此の自治と云ふことに就て一通りお話を申したいのであるが、それをお話しすに就ては、先づ中央の政治と地方の政治との區別をお話ししなければならぬ。自治は地方の政治と云はむよりは寧ろ地方の行政と言はなければならぬ。凡そ政治と云ふものは、全國を以てその區域とすべきが當然であつて、所謂政略、政治の方針など、黨派なども頻りに唱へて居るが、此れは皆日本全國の上に就てのことを指したものである。地方行政と地方の自治とを區別して、自治とは如何なるものかと云ふと、村落々々の利害に關係ある所で或る一の自治團體を組織するのは、其自治の利益を地方人民の集合體に依て便宜に増加して行くことより起る。例へば隣縣の村落と當縣の村落とが一律に事を行つて行くことが出来るならば、別に自治の組織をする必要はないのであるが、一律に行くものではない。其地方人民の生活、居住の都合に依つて大に異なるものがあるが故に、自治に任ぜられてある。而して其自治の目的はと云ふと、これに依つて大に村落の便宜を圖り、同時に子弟の教育や、所謂殖産などの業務に従事して居るものを發達せしめ遂に其の村落をして富を増加せしめて、人民の生活の度合、或は文化の度合を益々増進せしむる

に在る。故に此點を間違へぬやうにして自治を發達せしむることが必要である。即ち上 天皇が御統治になる所の政治と、此政治を以て直接に之を指圖して御行ひにならぬ所の法律の委任事項を指したものである。地方の行政には縣知事を置き郡長を置いて政治をさるゝが、之は皆主權の作用であつて、主權即ち國家を統治遊す 天皇の命令の下に政治が行はるゝ區域である。郡に至つては多少自治と行政との調和して居る場合がある。此郡の自治は餘り發達せぬ所と察せられるけれども、要するに郡までは自治の分子を幾分か入れ、各村落一郷の便宜や殖産等の發達や水利土工の如き事を圖る爲に行政の權力を並行して行はるゝやうに組織されてある。自治は人民が自ら行ふのであるから、成る丈け自治の區域内に於ては協同一致して、利害のある所は勿論明にせんければならぬが、其利害を明にする爲に感情的の政論などを此區域に及ぼして感觸を害するやうな――敵味方を作るやうなことのないやうにせねばならぬ。此區域に政論を押し込んで、政黨や何か争を此處に波及せしむるのは自治の目的に大害のあることである。是は則ち此法律を布かれた所の趣意にも違ふ譯けてある。

それから教育の普及と云ふことである。教育には固より階級があるが、國家の目的として一般人民の文化の程度を上ぐる爲めに、中央政府が普通教育の世話をする必要がある。故に文部省を

置いて各縣の小學校の世話までもするのでありますが、教育の目的は必ず實業と相並行して行かねばならぬ、決して離れてはいかぬのである。普通教育は素と子弟が將來農、工、商等實業に關係するの業務に従事して仕事上に力を伸べることが出来るやうにさせるのが目的であるから、空論に趨せて實業と相離るゝやうになると普通教育の目的に違ふのである。教育上の事は此處で委はしくお話しすべき必要もないが、同志俱樂部の條項に上げてあるから、大意をお話し申すのである。

其次は實業であります。近來頻りに實業々と云ふ言葉が世上に廣く傳播して居りますが、先づ此實業と云ふことの區域を明確ならしむる必要がある。實業と云ふのは農とか工とか商とか云ふことでありまじやうが、業務と云ふことになつて來ると何事も業務ならざるを得ずであります。實業とは重に此の農工商の事を指して云ふことと考へる。國家の消長に關係することは人民の富力を増すことである。然らば人民の富力は何に依つて増すかと云へば、農工商の發達に俟たざるを得ぬ。如何に兵力を強大ならしめんと欲しても、農工商の業務を發達せしめて以て國の富力を増加させねば、兵力を完備することも出来ませぬ。故に兵力の強大なるは即ち實業が強大なるの反射と私は言ふ。而して此の實業を強大ならしむるは之を一國人民に望まざることを得

ぬ。而して此實業なるものが政治上に於て如何なる關係を有つて居るかと云ふと、實業を除いては政治上の問題となるべきものが殆んどないのであります。縦しあつてもが極めて僅少なることである。それで内地の政治に於ては實業の發達及び其改良を圖り、而して其歸着する所は一國の富源を益々深からしむると云ふことに在る。此邊に諸君が着目されて、實業の發達を圖り之を獎勵することを各縣何れもしなければならぬ。又政治上の問題に於て常に講究を要すべきことが此處にあるのであるが、今の政治問題として唱ふる所は、往々空論に趨せて居ることが多い。其空論を一々條擧すれば簡単に盡すべきではないが、空論は國に害あつて益なきものである。政治上の問題は凡て事實の問題ならざるはない。而して其事實の問題は、如何にして此國家を富強ならしむるかと云ふことである。

次に貧民の救助など云ふ事がありますが是は慈善が目的である。これは人類の最も貴重すべき事柄である。貧弱を憐れむは、道德的に云へば仁愛の事柄であるが、經濟的に論ずれば又是れ頗る必要の事である。國家が衛生の事を致々として努むることや、或は勞力者を救護することは、即ち皆慈惠の上からと豫防的の事からと起つて居るのでありますが、此も亦頗る善良なる諸君の希望と考へる。此等の箇條に就ては全然賛成を表するのであります。

次に今日の形勢から人民の憲法上の關係を一通りお話し申したいと思ふ。幸に諸君にお目に掛り當國に遊歴をした序でに自分が平素に於て顧慮して居る事や希望して居ることを自分の赤心よりお話し申して萬一にも諸君の参考になるを得れば、我望は足りるのである。今日は既に憲法政治に相成つて居りますが、抑々憲法政治とは如何なるものかと云ふと、別に憲法政治なるが故に或は又憲法政治ならざるが故に、非常に國の消長に於て異なる所があると云ふのではない。憲法政治の主たる目的は、一國を統治遊す所の 天皇と國を成す所の元素たるべき人民とが相調和して睦しくしやうと云ふことに在る。故に憲法に於ては、天皇の大權を掲げ、次に臣民の權利を掲げて、此の分域を超過することなく、互に其境域を守つて——之れが出来ないやうにしては、十分に之れを守れば各其の發達が出来る様にしてあるのである。要する所上下の情狀を通じて互に其の權域を踰越することなく、睦しく調和し以て一國の進運を圖らうと云ふのが憲法政治の目的である。然るに憲法政治を行つて封建の政よりも特に紛騷を極め空論に陥り、國家の大事を忘るゝと云ふが如きことは決して目的ではない。動もすると言論の自由を利用し、或は新聞雜誌の如きが憲法法律に據つて自由を許されて居ると云つて、此の機關を利用するまでは無論差支もないことであるが、往々常に中央の政治に親炙して居らざる地方の人達が、政治上の空論の爲に動

搖されて、而して其實益を失ふに至るのは甚だ悲嘆に堪へぬことである。將來、政黨なども深く此の點に省察を加へて行くやうにならなければならぬまいと考へる。依つて、如何なる政黨に向つても其忠告をなすことを憚らぬのである。右等の目的より出来て居る所の憲法政治であつて、其憲法政治の治下に棲息して居る臣民の持つて居るものは參政の權であるが、參政の權は寧ろ一般人民を指したものであつて獨り代議士にのみ與へられた譯ではない。誰でも彼でもと云ふ譯には參らぬが、一般の人民にして選舉權を有するものに參政の權を與へるのであるが、然れば選舉權のない者は度外に措くかと云へば、勿論さうではない。一國の廣き國民の多數なる、選舉を行ふ際に多數の成年以上の臣民に投票をさせると云ふことは實際行はれ難いことである。従て選舉權なるものを定めて、參政の權が委ねられてある。即ち選舉權を有する者に直接に法律が參政の權を委ねて居るのであるから、議員を選びに當つては、即ち自分達の見る所を以て、中央の政治上に參與する上に於て、如何なる必要があるか、如何なる法律が今民間に於て必要であるかと云ふことを彼此考へ合せて、以て議員を選むのであるから、議員に選ばれた者は言葉で言ふ如く即ち代表者であつて、其本尊は即ち國民であると云ふことを誤解してはならぬ。然らば代議士なるものも亦た其代表する所の本尊たる國民の意見を能く考へ、其利害痛痒を能く見て、而して中

央の議會に出て其意を十分に果すやうに働かなければならぬのである。

併し此政治のことは唯今も申すやうに中央政府の與る所であつて、中央政府の與る所は即ち日本全國に涉つたことであるから、一郷一村の上から見れば寧ろ其利害と相容れざる所が往々にして出来るのである。と云ふのは之を一家の事に例へて見ても同じことで、戸主が家を治めて行くに就ても、子供や孫や妻子眷族と、其便益とする所が違ふことがある。勿論其主人が一家の爲めを考へて居つても、妻子眷族の爲めには随分不便になることも多いか知れぬ。併ながら一家の安全を謀り一家の幸福を圖る爲めに、其受持々々に依つて、戸主が之を爲さざることを得ぬ。一國の安危存亡を負担する職務を有つて居るものは中央政府である。故に國民としては、平たく考へて見ると、税などは無論拂はぬ方が都合が好いには違ひないが、人は自己の利慾のみの爲めに生存すべきものではない。一國を成せば、一國の名譽、一國の國威、又一國の幸福と云ふこともあるから、之に對して其の終局の目的を達せんとするが爲には、それだけの義務も亦た果さなければならぬのは、已むを得ざることである。故に政府と雖も、人民の刻苦して得た金を取り集めて之を無益に使ひ果すやうなことがあつたら、此れは暴政と言はなくてはならぬから、必ずや一國の獨立、一國の國威の伸張の上に效力のあるやうに之を使はなければならぬ。一方に於ては

政府が國の爲めに如何なることを爲すかを見、他の一方に於ては其目的と其事實上の實行とを察し、果して能く行つて居れば一國の國民即ち選舉民も之を能く了解して居る故に、其の了解して居る心を代表して議會に出る所の代議士も國の目的に適ふやうにしなければならぬと云ふのが即ち其の職務である。

參政の權を得て居る國民となれば、如何に政治上のことには喙を出さぬとか、政治上のことは關係せんとか言つても、其れは全く免るゝことは出来ぬ。雷に出来ぬのみではない、政治上の觀念無しには實業の發達も矢張り出来ぬのである。故に決して今政黨などの唱ふる如く政黨の仲間入をしなければならぬと云ふやうなことは、敢て茲に希望するでもなければ又言ふでもないけれども、併し實業家は政治を度外視して宜いと云ふが如くに近來誤解して居るのは間違である。政治の利害は實業の上に大いに關係を有つ、否寧ろ、實業の事政治問題に上らざるなしであるから、政治の善惡是非を見分けることの出来るやうに、段々と政治に注目をして往かなければならぬ。然らば實業に従事して居る者は、日常はどう云ふ事をして居れば宜いかと云ふと、勿論農者は農業に專一でなければならぬ、工者は工業に專一でなければならぬ、商業者又は運搬等の業に従事して居る者は各々其等の業に專一でなければならぬ。彼の政治を専門として狂奔するやうな

人の眞似をすることは決して宜しからぬのであるが、政治の事に常に心を放たずに注意をして居ることは頗る必要と見て居るのである。是れは何も骨の折れることではなし、事柄こそは違ふが如何なる人も多少宗教の觀念を持つて居ると同じことで、實業をするからと云うて宗教のことなどはマルで度外にして居ると云ふものは世間殆どない。何れの宗教が宜いとか悪いとか云ふ觀念は多少有するものである。此處に宗教問題を論ずるのではないが、猶ほ人が皆宗教の觀念を有すると同じく、實業をしつゝある者も政治の事には常に注意して居らなければならぬと申すのである。而して宗教のことに比すれば、政治の事は其の利害が更に直接に此の事業に關係して居る故に、又時々刻々に變遷を來すが故に、之れに就ては如何なる人民と雖も全然其の範圍の外に居ることは出来ないと思念せざるを得ぬ。

而して斯くの如き人民であり、斯くの如き權利を有つて居る者であり、斯くの如き國家の元素を爲して居る人民である故に、國の消長存亡は一は人民の勤勉と否とに依り、一は人民の其方向を誤らざると否とに依り、又は人民の富力を増加すると否とに依るのであつて、茲に顧る所があれば以て國家の位地を向上せしめて、其の結果國威を保つことになる。國の名譽を保つと云ふことは、取りも直さず、人民の名譽と光を揚ぐるを謀ることであるのは論を俟たぬ。之れを怠つて

居る國はどうであるか、それは近傍の國を見ても判る。此事は諸所に於て我人民に向つて屢々私と言ふ所であるが、人民の事業は國家の消長と密着な關係を有つて居る。而して國の榮辱、即ち國の名譽、耻辱に係るやうなことに人民が注意するのは、政治のことに注意して初めて其の注意も出来るのである。故に是れと相待つて併行して行かぬ國はどうであるかと云へば、彼の支那や朝鮮の如きは今日は實に見るに忍びざる形勢に陥つて居る。日本の國民は幸にして、維新前までは三百諸侯と云ふものがあつて國の安危存亡の懸る所の政治は一に幕府が中心であつて、三百諸侯なるものは即ち其の御請合であつたのであるが、それを擲却してしまつて、今日では國の安危存亡は上は 天皇陛下と下は人民が負擔する所のもとの相成て居るから、人民の責任たる決して輕からざるものであると云ふことを考へなくてはならぬ。而已ならず、今日其責を盡しつゝあるが爲に、彼の朝鮮や支那の如き悲境に陥つては居らぬと云ふことも亦考へざることを得ぬ。

然らば之を今日の如くにして置いたならば足るか云へば、決して足らぬのである。まだ一之を進めて行かなければならぬのみならず、自ら足れりとすれば、他所は益々進んで行くのである。他所が進んで行つて日本國が怠れば、其れだけ彼よりも位置を低くすることになるのであるから、益々改良を加へて進歩せしめねばならぬ必要がある。而して其進歩をせしめ、國の位地を

上げるのは、教育なり政治なりに大いに關係を有つことと考へる。然るに今日の形勢はどうであるか。東洋半面の形勢は餘程危殆な有様になつて居る。併し斯く云うても直接に日本の位地危殆なりと極論するのではない。東洋と云うても寧ろ之れを支那朝鮮地方に關つて居ることと解して宜しい。此れが輓近の形勢を見れば殆ど老人が死に瀕しつゝある有様である。而して其の死に瀕しつゝある有様が如何に日本國に影響を及ぼすかと云ふことは、論を俟たずして明瞭なることと考へる。此の時に當つて危殆に陥らずして安全なる位地を取らうと云ふならば、國家の事に向つて専らでなければならぬ。ナカ／＼此處に停るべきではない。是れより一層十分に改良を加へ、進歩を圖らなければならぬのである。而して此改良を加へ進歩を圖るに就ては、政府なり議會なり、政黨なり國民なりが、其所論一致する所なくして遂に紛議の渦中に投ぜらるゝに於ては、其の改良を圖るの時機は遅緩されて、遂に及ぶべからざる悲境に陥りはせんかと、甚だ憂慮に堪へぬ。斯くの如き今日の形勢であることを我國民が了解されむことを希望して、實は其の理由よりして諸君にお話しを申す次第である。

私は朝に在ると野に在るとに拘はらず、至尊の傍らに常に奉侍して居るものであるが、陛下が如何に之れを御憂慮遊ばさるゝかと云ふことも我國民は正しく知らなければならぬ。此紛争紛議を極むるに當つては、常に宸襟を惱ませらるゝのである。どうぞして其宸襟を安じ奉るやうに、政府も政黨もやつて行かなければならぬ。日に御憂慮を増させらるゝやうなことに陥れ奉つては、臣民の分として實に安からざることと考へる。勿論、天皇は偏せず黨せずであつて、所謂、王道蕩々と世にも言うてあるが如くで、彼を善しとし、此れを惡しゝとして御偏しなさるゝ所はなく、日本國民を常に赤子の如くに思召さるゝのである。今日は國家百般の事、之を擧ぐるの必要なる問題が始終目前に横はりつゝあつて、其の一を擧ぐれば他に又一つの要件が起ると云ふやうな有様であるが、獨り日本のみが斯くの如しとは言はぬ。何れの國に於ても皆然りである。事の遅緩する度毎に他所に遅れはしないか、他所に遅れはしないかと、常に御憂慮に相成つて居るのである。故に東洋の形勢が益々逼迫し來るに從て、成るべく空論と紛議とを避けて以て事の擧るやうに努めなければならぬと考へる。勿論事の利害得失を論ずるのは已むを得ぬ次第であるが行掛りの紛争などは之れを抛り去るやうにしたいと私は希望して居るのであります。

私は春來各地を二、三縣歩いて見たが、實に意外の事に遭遇したことが多い。當縣などはさう云ふことに立至つて居らぬであらうと考へるのであるが、黨派の軋轢の結果よりして、或る所に於ては、水害があつて異常なる困難を蒙つて居るにも拘はらず、縣會や何かに多數の勢力を占

めて居れば、其の復舊の工事すらさせぬやうなこともある。甚しきに至つては、其の弊害實に見るに忍びざるものがある。政黨なども中央政府の政治を争ふて、其利害を明にすると云ふまでは宜しいけれども、遂に斯くの如くにして行き居ると、黨派の軋轢の結果が——此れは先達信州に於ても私が言つたことであるが、遂には敵討の政治になりはせんかと大いに恐れるのである。甲の黨派が勢力を得て居る時には己れ獨り事を恣にし、而して其勢力を失した時には、乙の黨派が政治を把つて、豫ねて酷い目に逢つた敵討をする。敵討は封建時代には矢來を結つて其中でしたが、日本帝國の議會をして、矢來を結つた所の敵討場の如くされては堪らぬ。此れ等は政黨も自ら顧みて改良する所がなければならぬ。又各地の人も無論中央の政治の得失を論ずることは宜しい。是れは決して避くべからざることである。けれども、地方の團體的の感情を害して、一地方は一家團欒親睦して行かなければならぬと云ふことを忘れてしまふのは甚だ間違つて居る。私は到る處でこの事を説いたが、是れからも尙ほ説く積りである。此大分縣の如きも、大分の縣治に就ては其利害得失を縣會に於て十分講究して明かにするのは宜しいが、それが爲めに大分縣が分裂して二つにも三つにもなるのは甚だ不幸である。一郡にしても然り、一村にしても亦然りであるから、是れは是非とも統一する工夫を謀らなければならぬと考へる。

それから政黨と云ふことに就て一通りお話を申すが、政黨なるものは、今言ふ通り、其目的が定り資格が定まれば、素より其成ることは已むを得ぬ。十人人が集つて一つのことを議論すれば、一つは右が宜しいと云ひ、一つは左が宜しいと云うて議論の分れるのは當然であるから、之に依つて仲間が出来て、内輪割れがすることは免れぬ。時には三説に割れることもある。然るに今の政黨なるもの、仕方方法は餘り感服が出来ぬ。と云ふのは、凡そ政黨なるものは、一國の政治上の利害に就いて人々みな其觀念を有つて、同説の人が集つて黨派を組織するのであつて、今の政黨の如く、源平や、新田足利の争うたが如き争ひをすると云ふことは、文明の政治、憲法政治の下に於て其仕方方法が過ぎると思ふ。政黨なるものはモ一少し軽く見なければならぬ。政黨者流も自ら見ることが餘り重も過ぎるし、他より之を見る者も亦た重も過ぎて居る。政見の異同は多數の國民であるから到底免れぬけれども、今のやうに政黨觀念が強よ過ぎると、遂に源平の争を見るやうになつて、誠に國家の爲めに望ましからぬこと、考へる。

尙ほ政治に就いて一言附加へて置き申すが、政治は一國の安危存亡に關係するものであると云へば終局のことになる。平素に於ては一國の利害得失の關係する所を能く識別して以て國を興し國を進めて行くと云ふことを眼目として、同時に一國の平和、一國の秩序、一國の幸福を保つ

と云ふことを主眼とせねばならぬ。而して其事を扱ふのは何者かと云へば即ち役人が其機關となつて支配するのである。故に役人の職務は一般の人民と違ふのである。此れは専門的に又職務的に政治を行ふべき機關に備つて居るのであるから、人民が各々孜孜として其業務に專一に勉めて居るのに對して、能く其利を保護し其害を除いてやるやうにするのが役人の職務である。度々言ふことではあるが、役人が其權力を弄して相場をしたり商賣したりすることは、實に役人なるもの性質に外れて居ることであるから、此の如きことは禁絶するやうにしなければならぬが、同時に又國民も其處に深く注意して、さう云ふことのないやうにすると云ふ所謂國民の監督力と云ふものが頗る必要である。之を若し怠つて行くと、賄賂公行と云はうか、機密漏洩と云はうか、何も知らぬ所の者に其害を及ぼして、僅に一二の人が其利益を壟斷するやうになつて來る。此れは實に政治上に於て大禁物とすべきことと考へる。詰り政治のことは、内にあつては唯今申すやうであるが、外に對しては外交と云ふことがある。外交とは外國との關係を云ふのである。此外國との關係は政治上の最も主眼とする必要なことである。外交は即ち一國と他國との關係であるが故に、ナカ／＼世上で言ふが如き容易いことではない。何となれば相手のある仕事であるから、自分の思ふやうにしやうと言つた所が人がナカ／＼言ふことを聽くものでないから、所謂協商や

交渉に總てを俟たねばならぬ。而して協商的に外交の事を處理して行くのは、頗る重大なことであつて、是れが又國家の安危存亡の上に於て非常な關係を有つのである。凡そ政治の大眼目とすべき所は外交内治の二つでありますが、此等各種の問題を解剖して見ると、政治ほど至難なものはない。政治が何故左程至難であるかと云ふと、利害の關係する所の分域が非常に多く、且つ分れて居るからである。大にしては國の安危存亡に關係することであるから、此れを輕々しく論じ去つて何でも意の如く出来るが如くに思ふのは、多くは實驗のない人の空論である。而して政治に最も必要なることは何であるかと云ふと、輒く之を論議するよりは、寧ろ深思熟慮して以て其的に外れぬやうにしなければならぬ。輕佻浮薄な人達が之を輕々に論じ去るのは誠に忌はしいことであつて、國の利益の上には容易ならざる關係を有つことと考へる。

またお話し申せば澤山あるのでありますが餘り長いお話も格別利益がないかも知れませぬから唯今お話ししたゞけにして措きますが、どうか諸君の目的が達せられて、而して益々擴張されて、其影響する所が國家の幸福の上に及ぶやうに相成ることを希望します。それが果して其の如く發達して行けば、諸氏は率先者の地位に立つものと言つて宜しいかと考へる。茲に諸君の御厚意を謝すると同時に諸君の希望の達せられむことを望みます。

現下の我が國勢

(明治卅二年五月十五日、大分市蓬萊館に於ける官民聯合歡迎會に於いて)

昨年職を辭して以來、幸に閑地に居るの身となりました故に、支那の漫遊を思立ちまして、支那に遊んで参りましたが、此支那に就いては、今日東洋の問題と言はむよりは、寧ろ世界の一大問題であると言つても宜からうと考へる。而して其世界の一大問題たる支那の形勢は如何。日本國は之に隣接して居る所からして、利害共に相關することが、他國の比でないと思へられますが、此支那問題に就いて日本國の位置は如何、日本國の將來は如何と云ふことに就いては、輒く之れを斷了して申すべきことではありません、之れは深く注意せざるを得ぬ事柄であらうと考へます。昨年支那へ漫遊をする時の考は、先づ日清戦争後に於ける支那の形勢が日々に益々迫つて參つて、種々な關係よりして、殆ど宇内列國の強國として何れも之れと關係を有せざるはなしと云ふの有様に立至りましたが、此時に當つて支那なるものは自ら其獨立を支持して、而して其國を鞏固するの手段方法を講ずるの必要であり、且つ其の事たる、間接には日本に於ても大いなる關係を有つたことであると考へて、彼の國の所謂國權を把つて上下の望を繋いで居るやうな

連中に面會をし、愚見を陳べて彼等の省慮を促さむと云ふの考へよりして漫遊を試みたのであります。然るに支那の形勢は、一方に於ては、危殆なる有様が日々に逼迫して來ると同時に、又他の一方に於ては、支那の風俗支那の人情、支那の政治と云ふものが、由來する所の久しきだけに支那の人心に深く感染して居る所よりして、之を改革して以て今日の世界の形勢に適合せしむるやうに國勢を赴かしめると云ふことは頗る至難のことであつて、且つ其時機も既に遅れて居ると云ふやうな有様である。それで支那の著名の士には何れも面會をして見ましたが、自己の所見を陳べて彼等の意中を叩けば、何れも皆同感でありますけれども、其の改革の端緒を啓く方法は如何と問へば、皆之を難んずるのみであつて、何より着手をしやうと云ふことも定め難いと云ふ有様である。故に私は頗る遺憾の念を抱いて歸つたやうな次第であります。勿論支那が將來に如何なる變遷を來たすかと云ふことは、世界中其國の多き屈指に違あらぬ程であるが、其何れの國の政權を把つて居る者と雖も、今日は未だ之を明言し得るの時に達して居らぬのみならず、各々又之に對しての希望を有して居るにも拘はらず、其希望を僅に漏らすのみであつて、十分の意見を發表せぬ有様である。併しながら支那今日の情勢より之を推せば、支那が將に瓦解せんとするの形勢に陥つて居ると云ふことを斷言して早計なことは存せられぬのであります。而して何事の

瓦解であるかと云ふと、大にしては邦土の區域の瓦解、小にしては主權の移動と云ふことであります。此れは小と云ふよりは寧ろ事實上に於て邦土に附帶した問題であると言つた方が宜いかも知らぬ。

支那の國たる、邦域の廣きことは殆ど日本國の二十五六倍もあり、又人口の多きことは日本に比して十倍もあるやうな國でありまして、而かも物産の富饒なる、水利の便なるに加ふるに、人民の生活の度合甚だ低く、且つ頗る勤勉なる人間であるが爲めに、殖産興業若くは商業等に就いて之を進めれば、殆ど世界の市場に供給する程の物を造り出し得る國柄であります。唯、舊規を守つて居つて、之を改良すると云ふことが今日までは出来て居らぬ。而して將來に於ても此改良は支那の國家問題以外に於て開けることゝ見なければならぬ。今は各國互に競うて支那の邦域の中に或は鐵道を築き、或は工業を起し、或は鑛山に着手し、皆支那の富源を開發して以て世界の市場に供給をしやうと争うて手を下しつゝあるのであります。然らば日本の支那に對する關係はどうかと云ふと、四億も人口のある所で、此富源の開發が出来て而して此支那の殖産興業が起るに至れば、日本の貿易なるものは支那と大なる關係を有つものであつて、日本より興業の發達を十分に計つて參つたならば、支那の未だ十分に開けざるに當つて、日本より供給す

る所は實に偉大なるものであらうと察せられる。

日本の貿易力は維新以來餘程發達して居りますが、日本の物産を大いに需要する國は何れであるかと云へば、先づ今日の所では亞米利加を第一としますが、是れよりは進んで支那を日本の市場としなければならぬであらうと思ふ。平素に於ける日本國の經濟上から見ると、其貿易力を發達せしむるに就ては、必ず需要供給の途に依らなければならぬ。幾分供給が出来たからと言つても、需要がなければ進む譯には參らぬ。而して其需要のある所は何れかと尋ねれば、則ち支那を以て第一と言はなければならぬのである。それで物産の發達を圖れば、益々需要する所がある故に、益々供給の途を擴げて參ると云ふ譯合でありますから、支那に於ける貿易の關係は、將來に於て日本が正さに勉めて怠らざらむやうにしなければならぬと云ふ考を持つて居ります。是れまでも屢々此の事を人にも説いて居るやうな譯合であります。平素に於ては、斯くの如く日本の經濟上に關係のある國柄であります故に、支那の變遷に就ては深く注意を要することと考へます。之れに就ては、獨り政府と言はず、又或は各種の興業の一部分に就て言ふのでなくして、日本全體の國民が深く之に意を注いで、一大市場を支那に求むるやうに相成らぬければ、日本の國力が増進しまいと云ふ恐れを抱くのである。

支那の形勢は前申す如くであつて、唯だ貿易の一點を以て論じても支那との關係は頗る重要な問題であります。支那の土地を支配する所の主權者の移動といふことも、亦た容易ならぬ關係を持つて居る。此れは今日に於ては未だ明言の出来る形勢ではありませんが、何れにしても、變遷を來すと云ふことに就いては疑を容れぬのである。支那が斯くの如き形勢に至つて、將來今の儘では維持が出来なからうと云ふことに就ては、或は他國が之れを侵略するとか何とか云ふことが是れから起るや否やは必らずしも此處に言ふ限ではないが、支那と重大なる關係を有つ國々に對して、支那自らが己れの國を守ることが出来ぬ、己れ自ら其政治を整理することが出来ぬば國と國との關係に於て義務を盡すことが出来ぬから、他國が押込むの已むを得ぬ次第であります。故に、今の形勢より推せば、支那人の過失よりして如何なる變態を來すか測るべからざる有様である。其の變遷の影響として、對岸なる日本の上に大なる利害の關係を起す次第であります。平時に於て經濟上の問題、貿易上の問題としても容易ならざる關係を有する國柄であり、又一朝事ある時に當つては、日本は勿論時と場合に依つて傍觀することが出来ぬと云ふやうなことも起るでありませうし、又事柄の輕重に依つては敢て日本がそれに痛痒を感じざることもありませんが、何れにしても何時測るべからざる形勢に遭遇するかも知れぬと云ふことは我日本國民なるものが豫ねて覺悟をしなければならぬと思ひます。

斯くの如きの形勢なるが故に、日本は内を整へて、若し其國家の利害の上に異常なる關係を及ぼし來れば、其害を防ぐ爲に、兵備の整頓も必要でありませうし、又財政の上に就ても發達を圖ることが頗る必要である。右等の形勢でありますから、唯だ單に新聞などに依つて獨り批評的の觀察を爲して居ることは出来なからうと考へます。能く此の形勢の推移する所に即いて、南に向つて趨すれば、必ず南極に達し、北に向つて奔れば、必ず北極に達するのであります。故に、其進行する方向と度合に依つて將來を推すと云ふことは、今の形勢に觀察を下す上に於て頗る必要なことであらうと考へるのであります。

日本は今日斯くの如きの形勢に遭遇して居るのであります。故に、政府に於ても勿論慮る所なく各種の事を準備しつゝあるでありませうが、國民も亦た覺悟をしなければならぬと考へる。是等の事を考へ來れば憂慮すべきことが澤山あるのであります。若しも斯くの如きの形勢に遭遇する憂がなければ、國家は外の事に向つて進歩を計るやうな餘力もあるか知りませんが、今日の形勢は斯くの如くであれば、實に瞬間も油斷をしては居られぬのであります。

次ぎに日本の内政に於て、最も大なる問題は何であるかと云へば、今日は經濟問題である。

政府にあつては政府の財政を整理し、軍備を整頓すると云ふことが重大な問題であります。又一方に於ては、政府と國民と相待つて維新以來着手し來つてやう／＼今日に至つて其目的を選したる改正條約の實施と云ふことである。此條約の實施は今や目前に迫つて居るのである。之に就いては過日馬關に於て有志の方にも話して置いたことでありませんが、俄に驚くやうなことも何にもない。唯だ此の實施なるものは圓滑に十分行はれなければならぬ。是が圓滑に行はれて行けば大いに日本の經濟上にも便宜の起ることでありませうし、又た日本の國威名譽も是と伴つて世界の人を驚かすに足ることと考へます。其の譯合はどうであるかと云ふと、歐洲諸國と交際をして、文明の主義を取つて、而して所謂獨立の國權を保つた所のものは我日本を除いて他にはないのである。所謂獨立の國權とはどう云ふものであるかと云へば、凡そ國を成す以上は其國內、即ち其邦土の上に於ては自己の法權、自己の政治が完全に行はれなければ一國の獨立の權利を全ふしたと云ふことはできない。此一國の權利を全ふして、其獨立の實を擧げて、日本帝國の邦土に於ては内外の人を問はず、法權——政治の下に之を棲息せしめて、即ち外人も亦た日本國民同様に之に保護を加へると云ふのが獨立の國權を全ふしたと云ふ所以なのであります。斯くの如きは歐羅巴、亞米利加を除いては亞細亞の大陸は勿論亞弗利加地方などに於ても歐羅巴人が移住して

以て自己の政府を建て、居るものを別としては、殆どない位であります。故に之に就ては日本は東洋に於て獨歩の國であると言つても宜しいと思ふ。而して此獨歩の國であると云ふ證據を明に示すのは、即ち此改正條約の實施が十分に貫徹して行はると云ふことである。是等のことは國民に於ても各々親切なる觀念を以て之に臨まなければならぬ。又政府は勿論、地方の行政廳、或は地方自治の團體、或は裁判、或は警察等の如きも、之に深く注意をされぬと、是れからして種々な問題が起つて、延いて外交上の問題にもなるやうな事が澤山出て來ますれば、是れ亦國家の一難事にも立至るであらうと憂慮するのであります。

以上は改正條約實施に就てのお話であります。今の財政はどうであるかと云うて見ますると、財政は今日決して整理して居らぬと云ふのではないが、併しながら將來を洞見して今日の財力を以て今の國家萬般の事務事業を十分是れでやつて行かると云ふやうに無論政府はされて居ることとは信するのであります。併し此事の實地問題となる以上に於て或は減租となり或は増租となつて事の緩急を量つて之を處すやうなこともありませうが、其等は即ち財政を整理するの仕事であらうと考へる。又海陸軍の整頓のことは、東洋の形勢は前申す通りの次第でありますから、之を完備すると云ふことが素より今日の焦眉の急務であります。是等も言論の間に於て之を

言ふことは容易いことであるけれども、實際に事を擧ぐると云ふことになつて來ると、數年に渉る仕事でもあります故に、隨分至難なことも多からうと考へます。併し是等のことを整頓することは今日最も急務とする問題と考へるのであります。私は幸にして先刻お話し申すやうに閑地に居る身分であるから、自ら事に當る所は更にはないが、是等の形勢より推し、又一方に於て斯くの如き重大なる仕事は日本の上に横つて居ることを見て居るから、どうか是れが完備して速に成功に至るやうにと始終希望して止まざる次第であります。

又日本國の全體に就いて一つお話を申して見ると、獨り此條約改正とか日清戦争とか云ふことの外に、日本國其れ自身が世界に於て實に無比なる國であると言つて宜からうと考へる。と云ふのは、此三十年間に於て日本國が如何なる事をしたかと云ふと、實に其功績の著しきこと萬國の史上に照して見ても比類なきことと考へる。例へば今日から見て、徵兵令などの行はれた一つの事柄から考へて見ても、封建の廢せられた當時より僅か數年を隔てたのみであるから、其日本國の上に容易に今日の如く完全に行はれやうとは他國の人には思はれなかつたが、立派に行はれて來たのである。此一事を以てしても支那朝鮮などに比較して見れば決して同日の談でないと思ふ。實に日本國民の特殊の愛國心の強いことは世界無比と云ふて決して妨げないのである。それ

から財力の發達と云ふことに就いても實に偉大なるものであると考へる。明治五六年の海外貿易の統計を見ますると、僅に輸出入の總計が三千萬内外を出でなかつたのであります。然るに昨年に至つては四億四千萬圓以上に及んで居る。是れ實に世界無比の進み方である。それから又明治十八九年の頃から重みに起つたのであります。各種の商工業の進歩をしたことは實に驚くべきである。昨年在職中に段々取調べて凡そ大體の上から一つ觀察をなさなければならぬと考へて見た譯でありますが、今日我國民が各種の事業に投じたる資本の總計は殆ど九億圓に達して居る。尤も此九億圓と云ふのは計畫上に於てさうなつて居るので、實際の拂込高は今詳細にお話しすることは出来ませんが、中らずと雖も遠からずと云ふ位の所でお話を申せば、五億圓近いものになつて居ると考へる。勿論其中には政府の計畫に屬する事業も這入つて居つたことであらう。即ち鐵道の如き電信の如きものが慥か中にあつたやうであるが、何れにした所が其五億と云ふ巨額なる金を各種の事業に投じて居る。是れ亦實に世界の新しい國では、否寧ろ國の新古を論ずるまでもなく、斯くの如き事業を近來成し遂げた國はないのである。所が歐羅巴諸國の中に於ても英吉利、佛蘭西、獨逸、露西亞の如きは最も富國であります故に特別として、其他の國に對しては日本は決して一步も譲つては居らぬのである。して見ますれば日本の國力の發達は實に異常

なるものであるというて宜しからう。

又一方から人口の繁殖を見ても維新以來一千萬有餘の人口が増して居る。此人口の増加と云ふことに就て能く調べて見ると妙なもので、徳川時代には人口の増加が誠に遅かつたのである。元祿時代の取調に依つて見ると慥か二千六百萬か七百萬位の人口であつたと考へられますが、是れでも尙ほ開關以來大いに人口の増加した時と言つて宜しい。所が維新以來僅に三十年の間に一千萬以上の人口が増して居る。此くの如く人口の増加するのは、財力の増加がなければ決して増加する譯のものではない。して見ると人は其勞力を用ゐる所があつて始めて職を得、職を得るに依つて衣食住が出来るやうな譯でありますから、従つて人口も増加する譯である。故に此人口増加の點に就て見ても、日本國民の力の増加はエライものであるが、併し是れ丈けにして止まることは出来ぬ。尙ほ餘程萬般の事業を改良し、發達を圖らなければならぬものが澤山あるのであります。

要するに世界の各國と競争して參らうと云ふには、國の進歩を年を逐うて益々圖らなければならぬ。而して年を逐うて進歩をせしめやうと云ふには、國民も努むる所があり、政府も亦た務むる所があつて、俱に相俟つて謀つて行かなければ決して進歩をさせることは出来ぬ譯であります。

る故に、將來百事の改良を行ひ、或は教育をも進めて人智の發達を圖り、兒童をして將來各種の事業に従事せしめて益々進むことの端緒をなさしむるやうにしなければならぬ。而して國家の事が進めば進む程、國威國力が増して來ると同時に、其義務責任と云ふものも重くなる譯である。或は朝鮮の如く或は支那の如くにして居りましたならば、殆ど他國より度外視せられて居るが故に、他に重んぜらるゝこともなければ、又他から恐れられることもないのであります。が、國力が増進して有力なる國と認めらるゝことになれば、他も亦た之れに注意を懈らぬ譯であります。斯ら、日本の責任なるものも亦た東洋の全面の上に於て偉大なる結果を來して居ると考へます。斯の如きことは誰しも皆知つて居ることではありますけれども、今の日本の位置、日本の遭遇して居る所の形勢が此の如きものであれば、是れよりして私の願ふ所は日本が益々進んで停まらぬやうにありたいと云ふことである。併し此國を維持して行くことには、或場合に於ては頗る危険なこともあります。故に、其の危険に際して、乃ち蹉跎して歩を過つやうなことがあつてはならぬ。既に古人も慎爾猷謀、明其政刑、と言つて居りますから、兵力を濫用して一敗地に塗れるやうな事があつてはならぬ。自國を安全の位地に置いて、世界の列強の伍伴に入つて、國威を毀損しないやうにすると云ふことは、即ち一國々民の文明の進歩の度合を見るべき標準となり、

一國々民の外見、外聞と云ふものに係つて居りますから、此お話は唯々獨り本夕御來席の諸君に言ふのみではない。國民皆さう云ふ考になつて貰ひたいと云ふことを、私は日本國民全體に向つて深く希望するのであります。

今日我日本の遭遇せる形勢は前述の如くである故に、其國內の事に就て互に競争して進歩を圖る上には各々其所見をも闘はせると云ふことは少しも妨げない。之を無言にして打過ぎるやうな次第では決していかぬのでありますから、寧ろ其意見を闘はせるのは宜しいが、歸着する所統一して日本國を全ふすると云ふ所に、各種の政見を持つる人達も合同せられて行くやうにならむことを私は深く希望するのであります。私は今諸君の御承知の通りに或は政黨とか何とか云ふものには關係のない身分でありますが、從來政府に在て長く國家の事に關係をして居りました故に、其間の多少の經驗より、是等の事は勿論、一般に進歩せんことを希望するの念は、自ら忘れむと欲しても能はざるやうな譯であります。諸君に於ても益々國家の爲めに深く眼を注がれて、御盡力にならむことを希望致し、又諸君の子弟の中には段々學業を修め或は殖産興業の事に盡力されるやうな人も出来るでありませんが、さうなると自から國家の大體にも通じ其事に與るやうにもなるでありませんから、其養成を怠らぬやうにし、能く辛抱するやうに相成りたいと希望するのであります。

であります。

次に又改正條約實施のことに就て少しくお話を申し上げますが、是れは目下に迫つたことで、當局は勿論注意されて居りませうが、縣廳とか或は郡役所、郡役所の書記、裁判官、檢事、警察官等に於ては平素に於て今度新規に行はるゝ所の民法や或は商法や或は又各國との條約などを能く研究されて、町村の役場とか、或は郡役所、警察等に於て成るべく過失のないやうに豫防的手段を取ることが頗る必要と思ふ。此れは各地方到る處に私は話をして置きましたが、注意足らざれば自から事の生じて來る譯であつて、事の生じた後になつて研究を始めるやうなことでは間に合ひませんから、前以て講究を盡して置くやうに町村が勉むることになつたならば大いに便宜と思ひます。此れは私が憂慮の餘りに、此席には官吏となつて居る諸君もあるやうに見受けまするから、序でながらお話しを申して置くのであります。

大要今日の形勢は以上陳述したる如くでありますが、是等のことは一向諸君の耳目を新にするやうなことはありませんが、今日私が前途に向て憂慮して居る所の概要を述べて諸君の御厚意を謝する詞に換へたのであります。

和衷協同の必要を切論す

(明治三十二年五月十六日、大分縣別府紅葉館に於ける歡迎會に於て)

此節は當地方漫遊に出掛けました所が、當縣各地方の有志諸君より懇切なる御待遇を蒙り、特に當地に於ては他の場所よりは時間も長く滞在して色々御手厚い御待遇を受け、深く私は諸君に御禮を申す次第であります。殊に又今日は此新築に御招引を蒙つて、アナタ方と親しく御面會申すのは、誠に欣喜の至りに堪へぬ所であります。

何かお話をするやうにと云ふ元田君其外からの御要求でありましたが、昨日大分に於ても段々お話を致して置きましたやうな次第で、別段是と云つて諸君の利益になるやうな話も心付きませんが、私は各地漫遊を致して、到る所で希望を述べて置きましたが、其の要點をお話して置きたいと思ひます。それは外のことでもありませんが、近來、地方々々の様子を見ると、政治上の意見の異同よりして、或は村に或は郡部にと云ふやうに、無益の争が甚だ多いやうに考へる。それも已むを得ぬことならば兎も角もであるが、當國の事情は私は未だ委しく知らぬから何ともお話しは出来ぬが、追々各縣の事情を承る所に依ると、随分甚だしい争をして居る所がある。而して

其争の要點を聞いて見ると、多くは無益の争である。私は、我日本の各地方に於ては、成るべく親睦に、出来るだけは親睦にして、互の利を圖つて行くやうにありたいと希望するのである。我國に於ては、往々政見の異同などよりして、村々で争つて居るやうな所もあるが、此の如きは憲法政治の行はるゝ各國に於てはないことである。政見の争ひの如きは、日本全國即ち帝國の政治上に於て争ふべきことであつて、村落の事業などは、成るだけ村々の有力な人達が睦くして、互に相協同して事を謀つて行つてこそ、大いに進むのである。争ひの爲めに事業などの伸びぬと云ふ結果に陥るのは頗る遺憾なことであつて、さう云ふことは全體目的に反するのである。地方々々に依ては事情、形勢の異なるものがあるでありませうが、異なると云つても或る度合までは其區域を同じうして行くことが出来るのであつて、村と云ふのは便宜的に行政上の區域になつて居りますが、其元を糺せば自然に利益を同じうする所より起つたものである。其利益を同じうする者が、一村内に於て殊更に争はなければならぬと云ふやうなことは、誠に已むを得ぬ時の外は必要のないことである。例へば之を日本の現在に行はれて居る事業の上に照して見ても分るが、力を合體すればこそ大きな仕事も出来て居るのである。彼の鐵道の如きも、力が區々に分れたならば、ナカ／＼あの様な大きな事業の出来るものではない。皆力を併せ協同一致して行くから大き

な事業も出来るのである。さうして今の世の中は力を合體して成るべく區域を廣くして、資力も集められるだけ集めて、其れを能く運用して行くやうになれば、如何なる仕事も其れが爲めに進んで行くのである。之れを小さく分ければ、矢張り小さい效能しかないやうになる。故に成るだけ協同一致して、争ふべき點は争つても中央の政治の争ひを村落などに及ばさぬと云ふ觀念を持たなければならぬ。村落の事までも、政治上の意見の異同に依つて争はしめやうと云ふことは、憲法政治の目的でないのみならず、何れの國に於てもそんな愚なことはせぬ、此の如きは全く近來政黨の餘弊が此に及んで居るのであつて、誰しも之を認めて居りながら、勢に任せ已むを得ずとなして看過して居るのであるが、其勢を制せねば物の利弊を見別けることは出来ぬ。故に私は到る所で、成るべく喧嘩を爲さるなど各地方に言ふて廻つて居るのである。而して無益の争を爲すことなく、協同和衷して、或は道路を造り、橋梁を造り、土地の繁華を増す等、種々な計畫を爲さねばならぬ。協同和衷すれば、學校を建てるにしても入費を省くことが出来て、而して其効能の及ぶ所は、區々に分れるよりは結果に於て餘程違つて來るのである。

今の世の中は、區々たる争ひなどをやつて居る時ではない。封建の廢せられたのも、素と日本を三百諸侯に分つて各々に主權を持たせて、區々な政治を爲して居つては、日本の國力を統一することも出来ぬから、封建を廢さなければならなかつたのである。勿論封建を廢する理由は、獨り力を合一するのみならず、合一した上に其力を進めなければならぬ必要があつたからである。三百諸侯が各々分裂して居つては力を進めると云ふ目的を達する能はざるが故に、封建を廢して力を合一したのである。然るに今日に至つても猶ほ其餘風を幾分か帯びて、之れを獎勵して居るやうな形勢も見える。今の黨派を率ゆる人達に話して見ても、さうでないとは言はぬ。御道理と云ふより外はない。畢竟是れ黨派の競争よりして遂に今日の有様になり來つたのであるが、是れが甚しきに至ると、各地々々の人心を分裂し、其事業の如きも、年を重ねるに従つて進んで行くべきものが遅緩をして、遂に不幸に陥る外はないのであるから、どうかさう云ふことのないやうにありたいと希望するのである。是等の事に就いて日本の國民たるべき者は深く考へなければならぬ。天皇陛下は如何御考へ遊ばさるかと考へて見たら能く分るであらう。日本の國民が喧嘩をして騒擾して居る有様を御喜びになるであらうか、或は親睦して共に利益を謀つて行くのを御喜びになるであらうかと、考へて見れば直ぐ分る話である。近頃の餘弊に就て、御憂慮遊ばさることは言を俟たぬ。今の陛下は御一新以來殆ど三十二年の間、御幼年から色々な變遷に御遭遇遊ばされ、始終御自身に御總括あらせられた故に、餘程御熟練で、世間の事情も能く御分りの御

方であるから、其等の御憂慮も一方ならぬことである。私も多年親しく君側に居つて職務を奉じて居つたから、如何に御憂慮遊ばさるゝか能く存じて居る故に、どうぞして御憂慮遊ばされぬやう、宸襟を安じ奉りたいと云ふ觀念を始終持ちつゝも、兎角自分の微力よりして思ふやうに事が届かぬのであるが、親しく之を伺つて存じて居つて見ると、益々以て前述べた希望を我國民に向て訴へざるを得ぬのである。私の眼中には、日本國の何れの所に厚く何れの所に薄いと云ふことは固よりない。到る所同様に見て、所謂黨派が違はうがどうしやうが、一向區別は措かぬのであるが、何分近來は益々其餘弊の及ぶ所が強いやうに考へるから、議會などで政治の得失を議し法律の民情に適するや否やを論ずるが如き場合には、固より其等の事を論議する爲に出來て居るのであるから、論議して至當な所に多數で決定をするやうにならなければならぬが、或は町村と云ひ或は一郡と云ひ或は一縣の行政と云ふが如きに至つては、大に事情を異にしてゐる。一縣の知事、縣會及び之に従屬する官吏其他の扱ふことは、一縣の利益を主として謀らなければならぬのであるから、中央の政治とは異なるものである。即ち區域が一縣に限られて居るに依つて、他縣の事を心配して九州で遠慮會釋する必要はない。然るに政黨などの争ふ所は全く中央政治の上でなければならぬ。議員を選んで出すのも、詰りは中央政府の扱ふ所の政治上の事を議する爲めであ

る。されば地方に於ては成るだけ親睦し、信義を以て交り、事業の進むやうに心掛けられたい。勿論無理非道なことを言ふ者があれば、その際には仕方がないが、併し大概のことは、人が良心に問うて見たら如何なる學者でも亦學問をせぬものでも、善惡是非の差別は分るものである。唯力めて争ふのは、結局國家の不利となるのであるから、之を避けねばならぬ。今日は如何なる形勢であるかと云ふと、新聞にも時々書いて居るから諸君も御覽になつて居るであらうが、世界を動すほど方のある歐羅巴の列強諸國——列強とは先づ英吉利、露西亞、佛蘭西、獨逸等の諸國を指すのであるが——是等の國々ですら支那の事を一つ扱はうと云ふ時には、一國では出來ず、他國と力を合體しなければならぬ。乃ち同盟と云ふやうなことも起つて來るのである。内の政治に於ても、所見を異にする者があつて、其の同じき者は合體し、異なる者は分れてまた同志を糾合する。是れが政黨の分かるゝ所以であるが、要するに其れは中央政府の政治即ち日本全國の上に關係する事の所見の異同であつて、其本末を誤る時には、大いに各地方人民の幸福の上に害あつて益なきの結果に陥ると考へる。此邊の事は、何れの縣、何れの郡、何れの村落を問はず、前來申述べたる私の希望の如くにならむことを望み、何れの所に於ても此の如く御勸告申して廻るやうな次第である。

それから政黨に就て一と通りお話を申して置きます。既に議會がある以上、政黨の分立するとは已むを得ぬ次第である。一個人一個人は各々其所見を持つて居つて、是れが一つに集つて、國家の歳入を増さうとか或は一の法律を起さうとか云ふことを議するに當つて、各々種々なる所見を述べた後に決定する所がなければならぬ。而して之を決定するには頭數に依つて勘定する外はないのであるが、其の頭數が分れて政黨を成すのであるから、政黨は已むを得ぬものである。併しその政黨なるものが、政治の利害得失を議するの必要より、已むことを得ず分立するとした所で、此亦一利一害であるから、必ずしも甲の言ふ所が是にして乙の言ふ所が非なりとのみ限らぬ。時には甲の言分が立つて乙の言分が潰れることがあり、又之と反對になることもあるが、餘り宗門的の争ひの如くなるのは宜しくない。宗門は無形の人の信仰に關すること、信すると云ふことは利とか害とか云ふこととは違つて居る。一旦自ら信する心の生じた以上は容易に變らぬものであるが、是は無形なことであるから變らぬでも一向差支ない。然るに政治に至つては始終動いて行くものであるから、此れは利害に依つて見るより外はない。利害で見る時には、昨年非と云つたものも今年は是と云はなければならぬかも知らぬ。併し宗教の如きはこう云ふ譯には參らぬ。何時まで經つても同じ宗門を信仰して行くのであるが、其宗門が違つたからと云つても親

類の交際が出来ぬと云ふこともなければ、一町村に居つて其町村の利害を共に謀ることが出来ぬと云ふこともない。中央政府の政治に就て意見が違ふから、どうも町内や一村内の利益を共に謀つて行くことが出来ぬと云ふのは甚だ可笑しい次第である。成るべく親睦の出来る限りは親睦して行つた方が、其町村の利益を増して行く所以であらうと思ふ。勿論一個人々々の商業的や、工業的の各種の事業に於ては競争の起るは已むを得ぬ、寧ろ是等は競争に依つて進歩を爲すもので、結局勤勉する者が同じ田地を耕すにしても多くの收穫を得ることになる。併しながら水利と云ふやうなことに至つては又別段のことである。

兎も角今日に於ては、總ての利便が開けねばならぬ。その中でも交通の利便が第一である。今は交通の利便が開けて、昔の運搬の不便なときと違つて、何れの國とも取引が出来る。又人の交通往來も自由自在に出来る。當地の温泉の如きも、昔は上方や關東から此處まで入湯に来る者があらうとは思ひも寄らなかつたであらうが、今は斯うして幾らも來て居る。之と同様に、交通の利便に依つて、亞米利加あたりから毎年多くの人が日本に見物に来るやうな次第。甚しきに至つては、朝廷に於て年々行はるゝ觀菊觀櫻の御宴などにも、御案内を受けて、どうか其御様子を見たいと云つて、態々蒸汽船に乗つて來るやうな開けた世の中になつて居る。此の如く開けた世の

中には其利便を利用して、成るべく事を大きく共に謀るやうにしなければ、折角受けられる交通の利便を空しくすることになる。金融上に於ても其通り、農産物の上に於ても亦其通りである。一昨年あたりの我國の不作は随分大きなものであつて、昔のやうな世の中であつたならば、飢渴に迫つて死する者が餘程多かつたであらうと思ふ。然るに今の世の中ではどうであるか、金さへ出せば近隣の米を自由自在に買ふことが出来るのである。是れ亦大きく利用すればこそ出来るのである。小さく利用して居つて到底出来る話ではない。故に今の世の中に於ては、事を成るだけ手廣く謀るやうにするのが一番必要である。區々たることを争ふて居ると、その爲めに歳月を空しくするのみならず、感情を害する。感情を害した結果は事業が伸びない。若し隣縣若しくは隣郡が能く行つて居ると、其方に負けなくてはならぬことになる。此邊にはどうか深く御注意あらむことを希望する。

中央政府の事に至つては、則ち國家の得失に係ることである。之には成るだけ國民の考をも容れて其利害を明にし、國民も亦其政治に就ては、國家に對して税を納め義務を有して居る代りに政治に與る權力を與へられて居つて、其關る所頗る重大なるものがある。國家重大な事は成るだけ國民の評議に掛けやうと云ふわけで參政の權を與へられ、其の參政權に依つて議員を選んで中

中央政府の下に出し、政府よりは國家の爲めに必要な事を計畫して出す。其れを評議討論して利害のある所を明にし、衆論の歸着する所に定むると云ふのが、是れが今日の憲法政治の仕方方法である。されば政治上に所見のある者は、決して無言にして居るには及ばぬ。十分其所見を述べて宜しい。平生講究をして居れば、自から分つて來る譯であつて、政治上の事を知ると知らざるとに於て事に密なると疎なるとの區別はあるけれども、誰しも知つて居ることは其利害を論じても一向今日の世の中では妨げのないやうにしてある。併し此れは中央政府の政治に就てである。其區域を忘れてはいかぬ。動もすると、其れを地方行政又は自治の部分にまで打混じて争ふ如き有様であるが、甚だ宜しからぬことである。此邊もどうぞ分るやうになりたいと考へる。

次に議會に就てお話を申すが、議會は事を行ふ所ではない。案を議して定むる所である。比較は少し當らぬかも知らんが、茲に一つの大きな會社があるとする、而して其會社が資本を集めて事業をやつて居る。株主は一年に一遍總會を開いて、其事業の利害得失の報告を聞いて、善いとか悪いとか云ふ評議をする——株主は評議をすることが出来、又會社は一の事業を新に起さうと云ふときには株主に謀らなければならぬのである。政治の事は、到底其通りに參るものではないが、先づチョット比較して申せば丁度斯様なものである。ソコで其會社には役員と云ふものが

置てあつて、百萬圓なり二百萬圓なりの會社の資金を運轉して其事業を扱つて居る。是れ則ち會社の行政事務とも云ふべきものである。其會社の行政事務を扱つて居る役員に向つて、株主が側から世話を焼いて、どうも其れは今賣つては困る、今之を賣らなければいかぬと云つて肘を引張つたら、役員は逆も其事務を執り其成績を擧げて行くことは出来ない。故に唯だ此れは任せるより外はない。任せるに就ては、好い人を選むことが必要である。會社なるものは素と株主が原になつて出來て居るのであるから、株主が集つて適當と思ふ人を役員に選む譯であるが、既に選んだ以上は其人の技倆に任せなければならぬ。任して若し其人が遣り損つたら更へるまでである。政治上の事は之と殆ど同じ理であるけれども、そんならばと云ふて、議會が自分で役人を選む譯にはいかぬ。行政の権力は何れの國に於いても君主に存するのであるから、議會は行政官たる者の行ふ所を是非し、行ふた結果を是非することは出来るが、之を進退黜陟することは出来ぬ。併し、行政官が果して能く其職務を負擔するに足るか足らぬかと云ふこと、即ち任選の事は頗る大切である。任選せられた者は、其奉ずる所の職務に背かぬやうに、政治を扱ふて行かなければならぬ。扱ふて行つて失策があれば、批評を蒙るのは當然のことである。其批評が當れば、一軒の家に在つては戸主、一國に在つては君主が、之を進退する。普通の會社とは仕事上の比較から云

へば同じものであるが、組立に至つては違つて居ることを忘れてはならぬ。

前來申す通り、一國の上に於ても財力を一に集め、而して其仕事を分任して各々人に任せてある。事は成るだけ大きく謀れば利益がある。例へば郵便を一縣々々に分割して置いたらどうか。甚だ不便に違ひない。故に全國通じて一にしなければならぬのである。他の文明の利器、則ち蒸汽船や電信のやうなものを利用するに當つても、矢張り之と伴つて、成るべく區域を廣くし、事が迅速に運ぶやうにしなければならぬ。今の郵便の如きは、日本の郵便局に於ては獨り日本のものばかり扱ふかと云ふと、さうではない。各國との條約を結んで、郵便を各國共通にして行くと云ふやうに、段々大きくなつて居る。大きくして行くのと、合一して力を一にして行くのとは最も便宜な方法であると云ふやうに、今日はなつて居る。昔封建時代に於ては、各藩で銀札などを拵らへたこともあるが、隣りの藩に行くに通用しない。是れは皆一區域に分れて力を合一するところが出來ぬ結果である。故に今日は力を合一し仕掛を大きくする工夫をするのが第一である。それをするには、出来る限り個々分裂して行かぬやうにするのが必要でありますから、此邊に就てもどうか御注意あらむことを希望致します。

憲法の制定と我議會政治

(明治三十二年五月十七日、大分縣中津町中武樓に於る歡迎會に於て)

諸君。當所に罷出ました處が圖らずも非常なる御歡迎を蒙りまして、殆ど諸君に報ゆる處を知らぬやうな次第であります。此席上に於て諸君の小子に對する御厚意を感謝すると共に、愚見を御聽きになりたいと云ふことでありますから、御話を致しますが、私は演説などは從來餘り致したこともありません、唯だ處々に於て話などは致しましたが、昨今の旅行に於ては到る處話をするやうにとの要求を受けまして、已むを得ず唯だ所信のある處を御話申す次第であります。當地は有名なる學者實業家等の人士の出身地でありますから、土地の文化や又一般の政治其他の事に於ても、他よりは餘程先進の地位にある處と考へまするに依て、私の愚説を以ては迎も諸君の御希望を満たすことは出来ぬと自ら信じて居ります。又諸君をして愉快を感じしむる様な御話も出来まいと考へますが、目下の必要なることを一、二件御話し致さうと考へます。

目下に於ける國家の情勢に就きましては、内治外交に就いて進歩を謀らなければならぬ事は素より數多ありますが、それには當局の人もあり又民間に於ても夫々是れに關する事業に従事して居る人もありますから、此問題には立ち入らぬ積りであります。併し憲法の政治が實行された以來、之を圓滿に進歩せしむることは、私が自ら責任と感じ又深く之に望を屬して居る所でありませぬ。故に憲法の政治が圓滿に行くやうにと希望する點を御話申し、且つ憲法の小歴史を御話したいと考へます。目下に於て私が最も急務なりと感ずる所は、一は政府をして永く存立せしむることを希望し、一は政黨の改良の必處を感じて居ります。政府をして永く存立せしむる必要は何處にありやと申しますと、一體國家重要な問題に就て既定の計畫が多數ありますが、政府が永く存立しなければ此重要な要務を施行することの出来ぬのみならず、當局者が屢々代れば自ら其考も異なる譯でありますから、度々其計畫、施行の順序、緩急を變換する様になると、進歩上に於て非常なる妨害をなし、且つ事を遅緩する爲に國家の不利益を來し、従つて人民の不利益となると存じます。また政黨の改良といふことは實に容易なこととは存じませぬが、唯今の政黨の有様を見ますと、數多改良を要することがあると確信して居ります。尤も自ら政黨に入らずして政黨の改良を説くのは其の當を得ないかも知れませんが、併しながら政黨にある人に向ても其勸告は致し、又己れも幾らか其れに就て微力を致すことが出来れば、可成改良の爲に力を致さんと希望致して居ります。此政黨の改良にはどういふ點が必要であるかと云へば、素より政黨なるも

のは新に起て参つたものであります故に、初めより充分の整頓を致して規律節制の立つべき道理はありませんが、併しながら之をして改良せしめて憲法政治に適合する様に進歩させることは、假令政黨にある人と雖も必要と感ぜらるゝと存じます。其の政黨の改良の重なる要點は如何なることであるかと云ふと、憲法政治の先進國たる英國に於ても常に之を論じて居ることでありませんが、多数の結合、團體と云ふものは能く整頓した兵隊の如くならなければならぬ、規律節制がなければならぬと云ふことを申して居る。是れは獨り兵に於けるのみならず、何事に對しても必要であると存じます。此事たるや日本今日の情勢に缺くべからざること、考へるのであります。之に就ては後にお話申しますが、政黨なるものと憲法政治との關係をお話申すに就て、先づ我が憲法の小歴史をお話申さなければ、或は事を明瞭ならしむることが出来ぬかと存じます。

日本が憲法政治になつたのは、素より事情の然らざるを得ざるに依つたものと考へます。封建を廢して郡縣の治とし、上は一天萬乘の天子と下は國民とが直接すること、成りましたに就ては國民は天子の命を聽くべき特別の組織がなければならぬ。而して其際に若し外交の事が起らなかつたなら、縦令王政復古が行はれても憲法政治とはならなかつたかも知れませぬ、復古後の王政は外國との關係よりして種々變遷を來し、その結果、政體に關する議論が起つて來ました。即ち

國家の事務を負擔する者を人民の中より出すやうにするには、之に就ての一定の據り所がなければならぬのであるが、此必要の起つた時に當つて、恰も好し歐羅巴の文明が輸入せられ、憲法政治なるものが歐羅巴諸國に行はれて居ることが判明し、之を我國に採用し得るであらうと云ふ觀念よりして、維新の當座に於て五事の御誓文が發せられたのであります。尤も其當時にあつては歐洲の憲法政治は如何なるものであるかと云ふことを解釋する時期には未だ達して居らなかつたのであります。畢竟歐洲の事情に未だ暗らかつたが爲めである。併しながら、年を経るに従つて一國を振起せしむる爲めには、國民の教育が必要であるといふことが判つて來た。國民をして政治の利害得失を論議せしむる爲めには、その智識の發達を必要とするのは云ふまでもない。故に國民教育の必要は當然のことである。而して國民をして政治の利害を公に論議せしむるが爲めには、議會なるものを起す必要がある。故に明治の初年即ち四五年の頃よりして議會を開いて憲法政治を施さなければならぬと云ふ議論が起つたのであります。

此の憲法政治は、當局に在る官吏も民間に在つて歐羅巴の文明の學問をした人も、政論をするやうな人も、皆同じく之を希望したのであります。愈々民間に於て一つの問題と相成つたのは、征韓論破裂の當時辭職をした所の板垣伯以下の建白が始めでありました。此の憲法政治に對

する建白書から、政黨の萌芽も現はれたのである。其の次に起つた問題は、明治八年の新聞などにも現はれた所の大坂會議である。此大坂の會議には、私の先輩と仰ぐ木戸、大久保の兩公と、板垣、井上兩伯などが與りましたが、いま會議の始りました事情を一通りお話申せば、先づ臺灣征討のことよりして支那と葛藤を生じ、而して大久保が支那に渡つて解決を付けて來たが、此時に木戸は臺灣の事に就て辭職されて山口に歸つて居つた。ソレで大久保は是非とも木戸を起して國家の政治に參與せしめなければならぬと云ふことよりして、大久保は大阪まで出掛け、木戸は又大久保に面會の爲め大阪まで出て來た。此時丁度板垣伯も大阪に參つて居りましたので、大阪で皆落合つた所で、將來國家の事を如何するかと評議を致した結果、稍々其意見が一致したから、東京に歸つて後、明治八年四月十四日の詔勅を發せらるゝことゝなつたのである。當時國會を開くのは尙ほ大いに危いと云ふの議論もあり、又無論準備も何もなく、殊には御一新以來引續いて或は征韓論或は臺灣征討と云ふが如き國家至難の事が續々起つて參つたやうな次第でありましたから、俄に憲法を布いて國會を開くなど云ふことは到底望む能はざる所であつた。故に先づ其準備として、元老院を置かれて立法の權を擴め、大審院を置かれて裁判の公平、統一を期せられたのであります。又上下の事情を通ずる爲めには、地方官會議を開くことゝ相成つたのであ

る。是れ皆大阪會議の結果であつて、明治八年四月十四日の詔勅に依つて發せられたのである。素より獨り木戸、大久保、板垣及び小子等が此事を決定致したと云ふ譯ではなくして、東京に於て三條太政大臣、島津左大臣、岩倉右大臣其他が十分なる熟慮を盡した上、廟議を定め、宸斷を仰いで、四月十四日の詔勅を發せらるゝに至つたのであつて、この詔勅は、將來に於て憲法政治を施くと云ふことを定められたものであります。

然るに明治九年及十年と相成ると、憲法政治どころではなく、九年には熊本の變動、十年には西南の亂と相繼いで起つて、國家の進歩を計るよりは目前の急を治むるに汲々として居つたやうな譯であります。併し十年の亂も漸く平いで十一年に移りました故に、茲に始めて八年の詔勅に基て地方官の會合を開き、其際に第一着に諮問を蒙りましたのが府縣會を開くと云ふことであります。此府縣會は慥か十二年から行はれたかと考へますが、これは憲法政治進行の初めに於て頗る必要なことであつて、此府縣會の經驗に依つて、憲法政治が果して能く我國に行はれ得るや否やを知ることが出来るであらうと云ふ考からして之を行ふに至つたのであります。而して府縣會が愈々實行されて、その利害得失を考量する段になると、政府部内に於ても随分異論が澤山あつたのであります。其譯合は府縣會に於て決議することが府縣の知事より提出するものと符合せ

んことが往々あつて、或は不認可になることも屢々あつて、之を能く翫味せぬ時には、軋轢の甚しきものゝ如くに過慮致されたのであります。併しながら私の所見は獨り之と異つて居つたのであります。私は府縣會の経過を見て、將來憲法が施されても差支ないと云ふ觀念を起したのである。何故かと云ふと、種々な軋轢があつたのに拘はらず、府縣會の出來た以來、地方の事業の舉ることゝ、地方の負擔の重くなつたこととは異常なものであつて、地方の當局者と府縣會との衝突はあつても、其の事業進行の如何を見ると、單に官吏のみを以て扱つた時よりは著しい進歩を認められたからであります。

斯く一方に府縣會が開かれて居る中に、一方に於て政府の事務上に頗る至難なことが起つた。それは、十年の内亂に基く財政上の非常なる困難である。此財政の困難を救治するために、政府は屢々取調をし評議も盡して見たが、御熟知の通りに、紙幣の價值が非常に下落して物價は騰貴を極めて居る場合でありましたから、救治の策には甚だ苦しんだのであります。此救治はナカナカ一朝にして出來得るものではないのである。然るに是等の問題に亞で、また憲法の問題が起りました。明治十四年に、憲法政治を施かるゝやうにと云ふ奏議が大隈伯から出たのであります。而して大隈伯は十四年に野に下されましたが、實際に一つの詔勅を發せられました。乃ち明治十

四年十月十二日の詔勅であります。此詔勅で、明治二十三年を期して議會を開かるゝことを御示しになつたのであります。茲に於て始めて憲法政治と相成る根據が定まつたのである。要するに前申す通り、内亂が引續いて、殊に十年の争亂は異常なるもので、其創痍の未だ癒えぬ時に當て憲法政治の準備に着手するなどいふことは容易に出來得べきことではないが、併し十年の戦争以後、憲法政治を望む建白書が政府及び元老院に堆積して山を成す情勢でありました故、十四年の詔勅が發せられて、之に依つて將來の方針も定まり人心も先づ一旦茲に安着した形であつた。併し此憲法政治の準備と云ふものはナカナカ容易ならぬ上に、憲法政治その物は、一體、國家の安寧を保ち國歩の進運を圖るに於て疑を容るゝ所なきや否やと云ふ判斷も容易につき難い。併ながら畢竟此れは其準備の如何に存することであると考へて居りました所、圖らずも私が先輩の瘡れた後を承けて其準備に與らなければならぬやうになつて、十五年の三月に歐洲派遣の大命を奉じたのであります。

私は十六年に歸朝して十七年に此準備に取掛りました。憲法政治の準備が獨り憲法及憲法に附帶する法律を作るに止るものならば至難と云ふほどの事でもありませんまいが、啻に憲法政治に附帶する法律を作るのみでなく、行政の有様が憲法政治式にならねばならぬのである。即ち行政の

組織なるものが憲法政治的に出来、行政の事が憲法政治通りに廻らなければ、決して憲法政治にはならぬのである。唯だ議會を設けて立法の事務を整理しただけでは憲法政治にはなれぬのである。英語で謂ふ所のコンスチテューショナル・アドミニストレーションでなければならぬのである。故に憲法政治を行ふことは甚だ至難である。獨り之が至難なるのみならず、行政の事を取調べるのも亦た甚だ至難であつたのである。今は行政學などは學べば行政の組織等を研究することが容易に出来るのでありますが、實務に當つて行政の整理をして憲法政治的に之を組織すると云ふことは、事實問題でありますから頗る至難なことであります。私は一方に於て憲法の草案を起すの命を奉じ、又一方に於ては此行政上のことを組織して行かなければならぬと云ふ、頗る困難なる位地に遭遇致したのであります。故に十分なることは素より望んでも得べからざる譯でありましたが、十八年の冬から十九年に掛けて、行政組織の形だけは範を歐洲に取ることにして漸く實行の歩を進め、而して憲法の草案の方は十七年より着手致して、丁度二十年の暮に至つて漸く整頓を致して、二十二年二月十一日の紀元節の當日を以て御發布に相成つたのであります。而して二十三年の冬期に於て、始めて議會を召集されて、憲法政治の實行と相成りました。是れが憲法の略歴史であります。之を巨細に陳述すればナカ／＼數時間を費しても盡すことは出来

ませんから、大略に止めて置きます。

次に憲法政治と政黨との關係であります。是れは、お話を申したいと思ふ所の眼目であります。是をお話を申すのは如何なる理由であるかと云ふと、それは立法の進歩が不十分なりと考へられるからである。二十三年に最初の議會が開かれたが、其時に政府と議會とが衝突したのは經費節減の問題からであつて、最後に政府も議會の要求を容れて六百萬圓の歳出を削減したのであります。當時私は貴族院の議長を勤めて居りましたが、此六百萬圓の豫算の削減は政府が妥協さへすればできるやうなものではあるが、衆議院の議決を見ると、實に法律に適はざる致方をして居る。殆ど豫算の上に棒を引いたやうな議決であつて、事の利害得失を明にしたものではない。議決の仕方方法の如きも、法律に定て居る通りの手順は盡さず、且つ之を貴族院に廻附したのは閉會期日まで僅か三日を餘すのみであつた。此僅少なる日限の中に貴族院が衆議院議決の通りに計らへば何でもないが、それでは非法的の業になると考へて、漸く法律の形に叶ふやうにして貴族院の議決を経て之を通過せしめたのであります。貴族院に於ても頗る反對の議論があつた。衆議院の議決の仕方方法は當を得ぬと當時貴族院に於ても餘程議論がありました。併し私は議長長の義務として、衆議院と政府との調和に依つて成り立つたものを破ると云ふのは容易ならぬ事

と考へて、努めて貴族院の通過を計つた次第であります。

それから次の議會、即ち山縣伯が總理大臣を辭し松方伯が之に代つて總理大臣となつて明治廿四年の暮に開かれた議會。此議會も亦經費の節減と内閣の不信任とに因つて遂に解散の不幸に陥るやうな譯。其結果、廿五年の總選舉に於て非常なる干渉が行はれ、殆ど人をして今に之を追憶するの痛嘆に堪へざらしむるやうな次第であつた。廿五年五六月の交に臨時議會が開かれた。其年の豫算は勿論前年度に據りましたが、この年に彼の異常なる岐阜愛知等の震災、福岡其他の水害等が起つた爲に、之を補助すると云ふ議案が僅に通過して、以て此の臨時議會は無事に經過致した。然るに此議會が濟むや否や、當時民黨と稱する所の進歩、自由の兩黨が共に政府に反對をして居つたから、今一の黨派を作ると云ふやうな企てが政府部内に起つて、其結果、遂に今日の國民協會が出来たのであります。此三つの黨派は今日尙ほ、諸君の知らるゝが如く、存立して居るのである。其後間もなく松方伯の辭職となり、已むことを得ず、二十五年の八月、私は再び總理大臣の職を奉じて、五年の冬期の議會を開くに方つて、當時不慮の事より馬車に衝き當つて怪我をして居りました故に、私は議會に臨むことが出来ませんでした。他の各大臣が議會を開いたところ、六年の一月になつて又政府と議會と衝突した。此衝突も矢張經費の節減を議會から

要求したからであつて、何を減じ何を剩すと云ふ議論でなくして唯だ金額の議論のみであつた。

然るに政府に於ては議會の紛擾極りないのを見て、一月二十三日に停會を行つた。當時私は大磯の岩崎彌之助氏の別荘を借りて保養して居りましたが、議會は二週間停會と成つた。政府不信任の上奏を重ねてすることになつて、將に其議に上らんとするの形勢に至つたから、政府は停會を行つたのである。私は一月の二十六日に漸く創痍も癒えましたから、東京に還つて自ら議會に臨むことにしました。二月の七日は即ち停會の期限でありましたが、私が始めて議會に臨みますと、恰も政府不信任の上奏案が議に上りました。私は其議の不當なるを論じて、退場を致し、已むことを得ず、また停會を奏請したのである。當時は海軍の擴張を頻に必要として居つた時である。軍艦は追々に老朽し新艦を以て之を補はなければ海軍の力を維持することが出来ぬ。此の緊急なる場合に方つて、矢張り經費節減論に遭遇したのである。政府は之より經費を節減することは出来ぬと云ひ、議會は之に反抗して、遂に不信任の上奏案となつたのであるが、私は已むことを得ず、自分の所見を以て上奏に及んだところ、所謂局面一變を齎した所の詔勅が發せられたのである。此局面一變の結果、議會より政府に向つて交渉を求め、遂に僅に五十萬圓の金額を減することゝなつた。一方に於ては海軍の新艦を求むるの急なるを以て、翌年より帝室から三十萬圓づ

つを御補助になることとなり、又官吏の俸給一割を減じて以て軍艦製造の費用に充てることになりました。其費用で造つた軍艦は、目下日本の海上に浮んで居る所の富士、八島の兩艦であります。廿六年の春は斯くして漸く議會解散の不幸を見ずに通過致しました。併し廿六年の冬期に及んで復た政府と議會との衝突が起つた。是は對外硬と云ふ議論が起つて、或は非内地雜居を論じ或は政府が外交を扱ふのに軟弱であると云ふ所よりして、頻りに攻撃を放つたのである。其の結果、此れ亦已むことを得ずして解散といふことになつたのである。而して廿七年の五月に臨時議會を開きました。此臨時議會も亦均しく外交問題の爲めに解散せねばならぬやうな次第に立至りました。

これも廿七年でありましたが、朝鮮問題に就いて支那と葛藤を生ぜざるを得ぬやうな形勢が現れて、遂に廿七年七月に朝鮮に兵を出すことになりました。戦争中は御承知の通り上下一致を唱へて、議會も先づ無事平穩に通過し、一遍も解散を必要とすることがなかつた。是れ誠に議會に向つて深く謝する所である。次で廿八年の暮の議會である。此議會は戦後の事でありますから、戦後に於ける兵備の擴張と云ひ又諸般の事業と云ひ、各省より計畫して出す所の事業はナカ／＼多大なるもので、同時に其經費要求も非常な巨額に上つて、爲めに歳入の増加を議會に要求せ

なければならぬやうに成つた。そこで増税案を提出して、それが漸く通過致しましたが、併ながら計畫と歳入の増加との間に相符合せざるものが依然あつたから、已むを得ず計畫の半を切つて議會に提出した。之が世に謂ふ第一期計畫なるものである。第一期と云ふことが政府の計畫に於てある次第ではなくて、唯々陸海軍が自ら一期と稱して居た丈である。此の如く廟議に上つた所のものは、所謂第一期と稱するものであつて、政府の手を経て御裁可を蒙つてこれを議會に提出したのであります。然るに第二期の計畫であります。これは残り半分の計畫でありまして、之を實行するには財源が不足するので、此の財源を補ふことを計らなければ、議會に提案して協賛を得ることは出来ぬと信じましたが、此の財源を求めやうとすれば上下一致の方に依らなければ決して出来るものでないから、當時野に退いて居られた所の大隈、松方の兩人を内閣に容れて、此等の人は經濟上の識見に於て日本國民に信ぜらるゝこと篤きが故に、此等の人と共に謀つて果して財政の供給をなし得るや否やを攻究しやうと考へた所が、豈圖らんや、内閣の内部に異説が起つて、遂に其目的を果すことが出来なかつた。此目的にして若し果すことが出来なければ、政府の重責に當つて居つても、其責を完うすることが出来ぬに依つて、自ら退く必要ありと認めて、辭表を奉つたのである。其後に如何なる政府が出来るか云へば、問はずして松方、大隈

の内閣が出来ると云ふことを無論豫期して居つたのであります。此兩政治家は經濟に長じて居らるゝ人物であるから、此計畫に必ず一致せらるゝと云ふことを自信して退いたのであります。廿九年の八月に退て、慥か九月の末頃でありましたか、松方總理大臣が内閣を御受けになつて、大隈伯も入閣せられたが、同年の冬期の議會には、何分時日も不足であつたらうし、又事情已むを得ぬと看做されたと見えて、第二期の計畫は、財源を求むることなくしてこれを提出された。廿九年の冬期の議會は、固より議會に多數を占めて居る所のものが大臣と成つて居つたのでありますから、無事に通過を致しました。而して三十年と成つた——三十年と成つて、既に歳出の通過した以上は、其の財源を求めなければならぬと云ふのが自然の結果である。ソコで當時は支那から償金を取つて居つたから、一時之れを以つて補うて、而して後に財源を求むることに成つたものと見える。

其の後私は、特に陛下の命を奉じて、有栖川宮に隨行して英國の女皇陛下の即位六十年祭に蒞むことに成りました。當時私は閑散の身でございましたから、如何なる御用も勤めるのが當然である故に、有栖川宮に隨行して歐羅巴に參りました。歸朝しますると、松方、大隈兩伯より、總理大臣に是非就任するやうにと云ふ勸告を蒙つたのであります。自分が内閣に這入つた所が寸毫

の利益も與へぬ、と斯う認めました故に、已むを得ず不本意ながら、兩人の懇々の説諭を辭退した。私が辭退すると大隈伯は辭職をされて、さう斯うする中に三十年の冬期の議會を開かるゝこととなつたが、此議會の開かるゝや否や、直ちに不信任の決議でもしやうと云ふ形勢であつた爲めに、豫算を提出するに違あらずして議會は解散と成つた。而して内閣も亦直ちに總辭職をして私が大命を奉じたのでありましたが、私は一兵卒をも持たざるものであるから、議會と如何にし調和を計るべきかと云ふことに甚だ困却した。併し國家の急を見ては、之を救ひ之を補ふの手段を付けなければならぬ。之が手段を付けるには唯々議會の良心に訴へるより外はないと覺悟して昨年一月より五月までの間に於て、力を竭して國民の實況を取調べました所が、政府の計畫は勿論民間の事業及び其れより影響する所の經濟の有様に於ても、ナカ／＼力の應ずべからざる有様である。併し之を急に救治するの術を講ぜざれば遂に其術を失ひ後に至つては之に倍するの力を用ゐるとも之を回復することは出来ぬと云ふの恐れよりして、昨年の五月に提出した所の豫算を作つて議會に臨みましたが、又復議會を解散しなければならぬ不幸に陥つたのである。

議會を解散した後如何なる方法を探るかと云ふことは時に取つての非常に緊要なる問題でありました。私は遂に三つの手段を提出したのであります。第一は、國家の急を補ふ爲めには如何

なる手段方法をも盡さなければならぬと考へた故に、自ら總理大臣の位地にあるにも拘はらず、政黨を作つて以て國家の事務を進行せしめやうと云ふの考である。然るに之れには段々異議があつて、總理大臣が政黨を造るの宜しくないと云ふやうな議論も出た。憲法上の解釋からしては、私は別に妨げないと云ふ見解を取つて居つたのでありますが、當時元勳の地位にあり或は要路にあつた人達の容れぬ所と成つて、已むを得ず私は身を退いた。第二は、是れも身を退く前の考であるが、自ら野に降つて政黨を募つて、以て國家の事務の進行を計り、如何なる人が政府に立たうとも、此急を救はむ爲に政府を助けて行かうと云ふ考を提出した。併し此れも亦た容るゝ所とならなかつたが故に、已むを得ず第三の策を執つたのであります。即ち議會に多數を制するに足る政黨として當時憲政黨なるものが成立つて居つたから、此憲政黨に政府を譲つたならば國家の關門は自由自在に通過するものと確信しましたから、憲政黨を支配さるゝ大隈、板垣兩伯に政府を御委託に相成るやうにと奏上し、陛下より勅許を蒙りまして、私が兩伯に説いて大任に當らるゝことを求めた次第であります。私は縦令野に在りと雖も、國家の急に當つては力を盡して之を救治するの途を勤めなければならぬ次第であるから、幾分私の後援を要することがあれば、無論盡力も致すと云ふことを兩伯に話して置いて、私は身を退いたのであります。而して閑散の身

分とは相成つたが、今日東洋の形勢は逼迫してゐまして、之を傍觀するに堪えませぬ故、支那の漫遊を思立つて、昨年六月我國を立つて支那に漫遊を試み、十月末に上海まで出て居りますと急に歸朝をするやうにと云ふ勅命でありました故に、直ぐ便船に搭じて長崎迄歸つて來て見ると丁度今の内閣が應さに組織成らむとするの状況であつたから、内閣の組織に於て種々議論が起つては宜しくないと存じて馬關に暫く滯居る中に、内閣より神戸迄私に出て呉れろと云ふ電報に接し、乃ち神戸迄出て松方伯にも面會を致し、且つ此時陛下も丁度演習の爲め京阪地方へお出ましに相成つて神戸で海軍の御巡覽中でありました故に、拜謁をし神戸に滯つて居ると、今の總理大臣の山縣侯から書面を以て促されて到頭歸て參つた。然るに前申す通りに、政府の各種の事業上、一方に於ては既に其事に取り掛りつゝあるにも拘はらず、一方に於ては之に供給する財源が未だ定まつて居らぬと云ふやうな有様である。明々地に言ふと、既定の計畫にして、半ば行はれて居る事業を中絶するやうなことになつたら容易ならぬ次第であると考へました故に、如何なる人が政府に在つても此事業の進行は何處までも計らなければならぬと考へて、私も微力の及ぶ限りは、直接間接に助力を致すと云ふことを約束をして、昨年十二月には屢々東京に出て詰らぬ愚見を述べたやうな次第であります。

議會と政府とは今日まで斯様にして參つて居るのである。日本の國家は實に容易ならぬ事態に遭遇して居る。此の容易ならぬ事態は諸君の能く御熟知になつて居る所と存じます故に、私が一々陳述するの必要もなからうと思ふ。たゞ私は政黨なるもの、改良を要すると考へるのである。立法上なり財政上なりに於て斯くの如き形勢に遭遇した時には、成るべく其進行の俊敏なることを希望せざるを得ぬ。若し其俊敏を缺く時は他國に後れねばならぬ。其後れた結果國運の伸張に妨害となることは論を俟たぬ。故に今日の急務として私の希望する所は、政府を永く存続せしめて既定の計畫を悉く遂行せしめ、同時に又立法部と行政部との調和を謀つて無益な軋轢を避けさせたいといふことであつて、此考よりして私は政黨の改良を希望して已まざる次第であります。行政部と立法部とが常に衝突をして居れば國務の遂行に甚だ不便である。此不便を避けることが第一の目的でありまして、政黨其もの、改良も亦た茲に發端するのであります。今の政黨は立法上に於て二種の働きを爲して居る。是れは他國に於ても餘り其例を見ざる所である。乃ち我國に於ては議會に於いて重要な問題を議して、而して立法部として與へられたる權能を盡すのが必要であるにも拘はらず、政黨なるものが各々其事務所を置いて先づ其問題を別に討議すると云ふ有様である。此くの如く別に黨議なるものを先づ定めて而して後ち議會に臨むならば、議會に

於て其利害得失を辯論する必要は見ぬのである。恰も現今の状態は二重に議會が造つてあるのである。此等のことは追々人にも話をして居る所であるが、どうか止めて貰ひたいと考へる。

それから又黨派の統一と云ふことが頗る必要である。此黨派の統一と云ふことは固より一朝にして望み得べきことではないかも知らぬが、黨派なるものに於ては、その首領に信を措いて、一黨の進退を首領の技能、技倆に任せなければならぬ。若し然らずして黨派の各人が首領を掣肘するやうなことがあつたらば、逆も其主義が行はるゝものではない。之に就て一例をお話申せば彼の英國のエドモンド・ボルクと云ふ人が其選舉區に向つて發した所の有名な書簡がある。其書簡にどう云ふことが書いてあるかと云ふと「各地、選舉區の人民は、其選出する議員を見ること恰も靴屋に靴を注文するやうに思はなくてはならぬ。靴の注文を受けて其注文した人の足に適合するやうに拵えるのが靴屋の技能である。それを靴を注文した人が靴屋の肘を引張つて、さう造つてはいかぬ、斯う造つてはいかぬと言つて世話を焼くやうなことがあつたならば、到底靴屋は其人の足に合ふ靴を拵上げることは出来ない。選舉區民と代議士との關係も亦た斯くの如くであつて、選舉區民が其の信用する所の代議士を選ぶまでは選舉區と代議士との關係であるが、既に信用して選出した以上尙ほ代議士の行爲に啄を容れ之を掣肘するやうなことでは、到底其代議士

が仕事をすることは出来ぬ。故に其人を信用して其人の技能に任せるより外はない」と書いてあつたと云ふことである。又近代に於て有名なる英國のデズレリーと云ふ人がいつた言葉にも「一黨派の首領は、其黨派の主義に忠實ならざるべからざると同時に、黨員は又絶對的に其首領の命令に服従しなければならぬ」とある。黨派なるものは實に斯くの如くならざるを得ぬのである。若し其首領が十分信するに足らざるものであるならば、之を首領として戴かず、他の人を以て之に代へると云ふのが自然の結果である。然るに今の黨派の情勢を見るとどうも其處まで往つて居ないやうである。其處まで往つて居ない間は、いかに政黨内閣を主張した所が、到底行はれぬ話である。政府なるものは所謂言議の府でなく、政治舉行の府である。立法部に至つては即ち言議の府である。衆論を以て事を決するの府である。之を會社に喩ふれば、株主が集つて會社の事業の結果及將來の計畫等を論議すると云ふのは所謂立法の側であつて、其決定したる所に依て事を舉行すると云ふ役員は務は即ち行政の側に屬するのである。故に會社の事業の舉行は之を會社の役員に委託しなければならぬ。従て會社の役員には、若し商業を營む會社ならば、商業に通じた者を選んで其事業を委託しなければならぬ。委託せられた者には自ら手段方法が胸中に存して、常に此れはどうする、此れは斯うすると云ふ考もある。それを傍から一々掣肘をされたならば、

決して一會社の事業と云ふものは成立つ次第ではない。政府の行政の仕事も此れと稍々似たるものである。故に今日の如く黨派の各人が集つて行政上の種々な注文をして居る間は、政黨を以て内閣を組織しやうなど云ふことは思ひも寄らぬ次第である。私は特に政黨内閣を希望するものでもなく、又政黨内閣を妨げるものでもない。政黨内閣となるかならぬかに就ては、憲法上別に自己の解釋を持つて居るのであるが、併し斯くの如き情態で木に縁つて魚を求むるやうなことを言つた所が、到底其目的の達せられるものではない。此等は最も政黨の改良を要する點であつて政黨は何處までも規律的に成立たなければならぬ。苟も政黨を以て内閣を造らうと云ふならば、其政黨の首領は國家の事務を負擔して其重任を全うし得るだけに黨派の統一の出来るものでなければならぬ。此等のことは、黨派を率ゐる連中が能く其改良を謀り、且つ黨派の人も其觀念になるやうにしなければならぬ。今の儘で置くと政府と立法部とは始終衝突を起すのみである。

又一方に於て考ふべきことは地方の自治と云ふことである。一縣の事務など云ふものは政黨の議論すべき所ではない。政黨は中央政治の可否得失を議論すべきものである。然るに中央の政争を地方の自治上に迫ばして、以て地方の感情を亂すと云ふ弊害が今日はあるのである。自治の區域内に於ては、一町村或は一郡の利益を謀つて行くのであるから、中央政府の問題と相關聯する

必要はないのである。然るに今日の如く地方の感情を破り嫉視反目するやうなことが一町村なり一郡なり又は一縣内なりに起ると云ふことは、甚だ不幸なりと言はなければならぬ。一國の政治に於ては勿論政争の起るのも已むを得ざることである。黨派なるものは、憲法政治の下に於ては如何に嫌つても起らざるを得ぬものであるから、決して其存立を妨げるの必要もなく、又之を存立せしめざるを得ぬことであるが、之を存立せしむる以上は十分に之を改良しなければ國家の實務に適應せざるが故に、私は黨派の改良を切望して已まざる次第である。此の如き譯であるから地方の事などには黨派觀念の餘り深く這入らぬやうにして、成るべく親睦して行くのが地方の幸福を謀る上に於て必要であらうと考へる。否らざれば黨派の嫉視反目よりして平素懇親なるもの交際をも害する様なることになるのみならず、遂には中央の議會に於て多數を占めた黨派が自分の田に水を引いて都合の好いことばかり遣つて行くやうな事になつて、此れが失敗した時には其の損害を地方にまで波及して、反對黨から復讐をされるやうになる。斯くして復讐的の黨派政治が日本に起つたならば、人民は手足を置くに所なしと云ふの有様に陥りはせんかと、甚だ懸念をする次第である。我が國の議會をして、昔封建時代に行はれたやうな竹矢來を結つて警討場の如くされては溜らぬのである。

縦令政黨政治の行はるゝ國に於ても、政權を得るまでは相争ふが、既に政權を得た以上は公平にならざるを得ぬと云ふ考は必要である。民に臨み政を行ふに當つて、自分の政黨に利益となる政治を行ふことになれば、反對に立つ者は始終不幸を蒙らなければならぬ。政治は決して此の如き不公平を許さぬ。如何なる人が政府に立つても、如何なる黨派が政權を把つても、政治となつた以上は眼中黨派を措かず公平に事を行ひ、民を見るに自黨他黨の區別をせず、唯だ民の事業、民の生活、國家の利害如何と云ふことを見るのみでなければならぬ。而して國家の進歩を計るに於ては、農、工、商の別なく、民間の經濟上に於て能く之を相對照して、未だ其進歩の度合の高からざるものを高めて行くことに勉め、又若し有害と認むることがあるならば、自己の黨派がやつて居ることであらうがあるまいが區別をせずに、公平に處理して行くやうにならなければならぬ。此の如き政治になつて、始めて王道蕩々偏せず黨せずの趣意に適ふものである。故に前にも陳ぶる如く黨派が權力を争ふと云ふまでは宜しいが、孰れの黨派が權力を得たにしても、既に政權を把り政治を行ふことになつた以上は、王道蕩々偏せず黨せずの趣意に則るのが必要である。考へるから、黨派も皆其觀念を以て改良を謀り進歩をするやうにと私は希望する次第である。又前申した所の内閣をして永續せしめなくてはならぬと云ふのも、今日は人民の前に横つた急要な

事務が數多あることであるから、此時に當つて屢々政府が更るのは甚だ不利益であると信じてさう言ふのである。なせならば政府が更れば其執る所の手段方法も従つて變つて来る。それが爲めには事が遅緩をする。遅緩すれば獨り他所の國に後るゝのみならず、經濟上に於て非常な損失を來す譯にもなるから、此理由を以て、政府をして永く繼續せしめて緊要なる事務の遂行を敏活にするやうにありたいと思ふのであります。

私が目下懐く所の所見は此の如くであります。而して他の外交上の問題とか、或は經濟的の問題とか、或は内治改良の問題とか云ふが如きものは、殆んど數ふるに遑あらざる程であるのであります。此等は今特に此處に於て諸君にお話をする必要はないと考へますから、是れだけは除いて、目下緊要なる問題に就いて私の考を大要申した譯であります。私の吶辯を以てしては諸君の前に十分之れを明瞭ならしむることは出來ぬと考へますが、赤心より國家の爲めに希望する所を一應お話しした次第であります。

目下の政狀と憲法政治

(明治三十二年五月卅一日山口町萬年寺に於ける官民聯合歡迎會に於いて)

私がお話しやうと考へる事柄は、日本の古今の沿革よりして今日日本國が如何なる位地に居るか又如何なる形勢であるか如何なるものと相對して居るかと云ふ事に就てお話を申したいと考へます。要するに内に在つては今日まで卅有餘年間、上下の力を盡して國家の經營を擧げて參つた譯であります。尙ほ前途に於て爲すべきことが多々ある次第をお話申し、従て外の關係にも涉つてお話申すことゝ致します。日本の上世の歴史は暫く措いて中古より以後の國勢を考へて見るのに、日本國は東海の一隅に位し所謂絶海の孤島に特立して居る國でありまして、外國と交際をしたなど云ふことは僅に一衣帶水を隔てたる所の近隣の國のみであつて、萬里の波濤を越えて交際をするに云ふやうなことは古より殆ど絶無と云つても宜しいことゝ考へますが、輓近に至つて歐米諸國が文化の進歩に基いて百般の事物が發達した結果として、地球全面の上に或は通商或は往來交通の便を開き、今を去ること四十四五年前、即ち彼の癸丑甲寅の歲に於て亞米利加の使節が始めて日本の海門を叩いて通商を求めるに至つたのである。然るに我日本國の當時の形勢は如何であつたかと云ふと、徳川氏三百年の太平に安眠して居つて、武備の如きは恰も帶紐を解

いた如きの有様であつたのであります。是れ畢竟海外諸國と從來交通を開いて居らなかつたのが一朝遽に之に接することになつた爲めに斯る情態に至つたのであります。遂に下田の條約が成つて横濱に開港をすることに立至つたのである。爾來十年の間日本の國論は一定する所なく、紛紛として殆ど謀の出る所を知らざる形勢であつたことは、尙ほ今日も老年の士は能く記憶して居らるゝことゝ考へる。乃ち癸丑、甲寅の歳より文久己亥の歳頃までの間、殆ど十年間は、幕府も各藩も之に對するの國是方針は定らなかつたのである。而して幕府の政權は太平を粉飾して維持するのみに止つて、立つて以て軍國の事を經營して天下の諸侯を統御するの力はなかつたのであります。然るに最初水戸の學論なるものが起つた。水戸の學論とは水戸の有志者が唱道する攘夷論のことで、此れが嚆矢となつて日本全國に蔓延して、遂に各地到る所に、攘夷論が沸騰するやうになつた。固より其間に於ては各大藩に種々なる動搖をも醸した次第であります。其等はお話申すの必要はないと考へるから暫く措いて——我長州の如きは此亥の年より始めて詔勅を奉じて防長兩國を擧げて攘夷の衝に當ることになり、馬關に於て各國の軍艦と戦端を開きました。が、當時の形勢を見ると我一藩は殆ど全國を擧げて焦土に化すまでも其事を遂行すると云ひ、他の各藩は尙ほ太平の夢が醒めぬと云ふやうな形勢でありました。此形勢を今日より想像すれば、

實に累卵の危きであつたと云つて宜しいと考へる。長州の如きは、獨り攘夷の衝に當つたのみならず、不幸にして冤罪を蒙つて、或は兵を京攝の間に出して到る所に敗を取つたが、併し此敗に屈托することなく僅か八十餘萬の人口を以て殆ど日本全國を敵に引受け、存亡を顧みずして進んだ結果、遂に今日の治代を開くに至つたのは、恰も陰雲四方を閉して居るものを突拂つて天日の光を見るが如きの有様であると私は見て居りますが、之を成し遂げたのは一の私心なく忠誠國に奉ずるの決心よりして爰に至つたものと言はなければならぬ。而して此時に當つて防長は一彈丸となり八十餘萬の人民は一號令の下に動いたのであります。其動いた所の精神は即ち忠正公の御趣旨を遵奉したものと云つて宜しい。而して遂に天下の勢を一變するに至つて王政の復古と相成つたのである。

此時は實に重大なる時であつた。日本全國の人心は如何なることを考へて居つたかと云ふと、朝廷の御趣旨も從來通り攘夷鎖國であり又幕府の議論も攘夷開國と兩様の議論はあつたが何れも根柢のない議論で、特に從來外交の事には經驗のない所よりして多數は攘夷論と云つても宜かつた様な次第で、日本全國の人心は固より王政復古と共に攘夷論に傾くものと斷定して居つた者が多數であつたと察せられる。果して其の如く、當時日本の國是が王政の復古と共に攘夷論に傾い

た時には、如何なる形勢になつたでありませうか。實に國家の危険は是より甚しきものはなかつたと言つて宜しいと考へる。然るに王政復古と共に開國の方針を定められて、一朝にして從來固執し來つた所の議論を擲つたのは、是れは如何なる人の計畫であるかと云ふことを國民たる者は正しく常時に遡つて能く之を極むることが必要であると考へる。素より事陛下の宸斷に出づる譯でありますけれども、翼賛の力は王政復古の主動者と相成つた所の毛利家及び毛利家に隨從する所の先輩の人達が、當時鹿兒島其他諸藩の人達と協力し、此動亂を定めた譯である。此動亂を定むるに就て此方針の定まつたのは、國家を水火の中より救ひ出したものであると云ふ評を下して宜しいと私は見るのである。固より忠正公の當時の御功勞も多きことであつたと考へますが、水戸公の如きも亦た此事に就ては與つて大いに力を致したのである。當時若し日本の輿論は如何と聞いたならば、日本の輿論なるものは必ず攘夷論に傾くのであつた。然るに之を攘夷に傾かしめなかつた識者と云ふものは實にエライものであると云ふことを此處にお話申すのである。此事は日本の國民が實に忘れてならぬことと考へる。

此の如くにして開國の方針は定まつたのである。此開國の方針は即ち王政復古に伴うて居るのでありますが、王政復古と云ふことに就ても仕方方法は色々あるのである。上代に於て源平に政

權が歸する迄は無論王政であつたに相違ない。即ち神武天皇以來天智帝に至る迄の間は、日本の形勢は封建の勢がありました。天智天皇の中興の偉業に依て王政に復し、郡縣を布かれて郡縣の治と相成つて、彼の頼朝が鎌倉に覇府を開く迄は郡縣の政治であつたのである。郡縣と云つても今日の所謂郡縣の仕方に比すれば大に違て居る所もあるが其形より論ずれば此の如くである。而して今度王政復古をされたに就ては原因が二つあつたと考へる。一は勤王の士や讀書せるの士が王政の昔を尊んで、日本國は一天萬乘の天子が治め給ふべき所の國家であるのに、武門が其政權を掌握し朝廷をして虚器を擁せしむるは甚だ其當を得ぬと云ふ觀念よりして、元弘、建武の際に後醍醐帝の中興の終りを善くせられなかつたことに就て非常に感慨の念慮を起し、是れが爲に忠憤を發して主として唱道したのが勤王論者の根據である。而して之と同時に他の一面に於て王政復古を三十年の以前に於て爲す必要に迫つたのは、當時歐羅巴諸國の形勢は十分明かに知られて居らなかつたのでありますが、其文化の開けて居ること、國力の發達して居ること、兵力の進んで居ること等は一目の下に衆人の知り易き所でありました故に、日本は王政復古を爲して此國家の力を歸一しなければ國を立つることが出来ぬと云ふ觀念を起したからである。故に王政復古は國力の歸一と云ふことを主眼としたものである。國力の歸一を圖らうとすれば封建の政治で

はとうしても出来得べきことでない。各藩の諸侯が各々財力を分取し兵力を掌握して居つては兵制の歸一も財政の統一も圖ることが出来ぬ。故に王政復古と共に第一に朝廷に建議された事柄は藩籍奉還である。此事は實に天下古今内外を問はず全く比類なき所にして、其私心なき所を表明したものであると考へるのである。僅か一年か二年前までは何人とも雖も眞逆に毛利家の封土を擧げて朝廷に納め、唯一つの貴族と云ふ名稱の下に存せらるゝであらうとは思ひも寄らなかつたであらうが、畢竟上王室を重んじ國家を重んずるの念慮の敦き所より自家の存廢を顧みずして斯くの如きの處置に出でたものであると考へますが、是れ實に後世歴史に傳ふべきは勿論、今日の國家の隆昌を致した基礎と言つても宜しいと考へる。

既に政權朝廷に歸し郡縣の治が布かれて後に第二に起る問題は何であるかと云ふと、兵力を歸一すると云ふことである。此兵力の歸一に次ぐに國民の教育と云ふことである。今若し幕府の幕下となつて日本を分轄して居つた諸大名を取除けて見ると、残る所は上は一天萬乘の天子と下は即ち日本國民——何人を論ずることなく、御直臣たる天皇の臣民のみとなるのである。既に天皇の臣民となり、國力を歸一し兵力を歸一して尙ほ一國の文運を進め國の發達を圖らうと云へば、國の元素たるべき國民の教育が一番必要なること論を俟たぬ。故に一方に於ては國民の教育を謀

り、又一方に於ては經濟の發達を謀ることとなつたのである。爰に唯々經濟と言へば或は人は誤解を來すかも知れぬが、凡そ各種の業務は皆經濟に關係せざる所なく、殆ど經濟的事物を以て世を蓋うて居ると言つても宜しい。所謂經濟の事とは、農工商の事業の外、交通機關、道路運搬の便を計る等のことでもあります。而して之を導くに學術を以てし、又之を助くるに政治を以てし、或は法律規則を以てし、種々の手段方法を盡して以て此三十年間に發達した今日の日本の形勢であります。國力を發達せしむると云ふことと及び國民の教育をすると云ふことは、當然關聯する事であるが、偕て郡縣の政治となると自から之に備はる所の秩序的の制度が成立たなければならぬ。教育の力はエライもので凡そ教育の力に依つて天下の事物に通ぜざることはないのである。天下の事物に通ずれば、政治の得失も亦た分るやうになるのである。又之を知らしめんとするものが教育の目的である。之を知らしめれば必ず之を口に唱ふるのは自然の理である。是に於て專制の政と違つて——依らしむべし知らしむべからずと云ふ手段方法とは大いに違はなければならぬ、之を知らしめ言はしむるに就ては自から秩序がなければならぬ。然らば之を如何なる方法に依つて秩序を定むるかと云ふに、恰も好し歐羅巴諸國及び亞米利加の如き文明國の歴史又其形勢を見ると所謂議會なるものを開いて國政の得失を議して居る。是非得失の論は、之を緩漫に附すれば歸着

する所のないものであるが、紛々として喧しく論争しても一定する所がなければならぬ。即ち國民の意思國民の觀念なるものは、議會と云ふ一の機關に依つて之を發表すると云ふのが憲法政治の一つの要素でありますから、憲法政治は文明の政治と云つても宜しい。乃ち教育の結果、國力統一の結果、封建撤去の結果として、自から爰に至らざることを得ぬ次第であります。

此の如きの變革をなして進んで參つた日本目下の情勢でありますが、今日の事にして十分足れりとするかと云へば、ナカ／＼未だ不足である。物は比較的に見なければならぬもので、一國として國を立て、行く以上は必ず之と立ち並び相對して行く他國と云ふものがある。其他國なるものと始終對照して見る時には、我國目下の進歩は未だ不足である故に此に止ることは出来ぬ。益々之を進めて行かなければならぬと云ふことが自ら判明するが、之を進むるに就ても亦た種々な關係がある。成程今日までの三十年間に於て種々な進歩を爲し餘程の進運を見たには相違ないが、併しながら尙今日でもまだ建設的の仕事が多いのである。今日は種々な事柄を組織し且つ造り立て、行くべき時節であるのである。この建設的の時代は國家に取つては誠に大切なものである。建設を誤ると、大伽藍を建てても其柱の据ゑ方が悪るかつたり家根の葺き方が悪るかつたりすると長持がせぬ。丁度それと同じことでありまして、無形的に人は考へて居りますが、國家の

組織社會の組織も矢張り有形的に建設せられなければならぬ道理があるのであります。

此の如く、今日の情態は未だ不十分である。即ち建設せられたもの、中に之を實施しなければならぬものがあり、又之を充實しなければならぬものがあり、充實して而して益々之を發達せしめなければならぬものがある。就中其最も大切なる事柄は國家の富源である。財力である、國民の資力である。更に之を細かに論ずれば、農業、工業、商業の發達である。唯々單に農業、工業商業と云ふ名稱に依つて容易く解釋するが、之を分析すれば百端の事に岐かるるのであります。併しながら其等は學問的の問題でもあり且つは餘り細密に涉つて煩はしいから、委しくは條列致さぬが、何れにしても其發達の結果が國力を強うるのであつて、國力の強さは人民の富に待たなければならぬのである。人民の富とは、倉の中に金を積んで置くことを指して言ふのは決してない。年々生ずる物産を増殖せしめ、製造する物は其販路を求め、需要供給の道に依つて益々之を擴充しなければならぬ。今日に處して必要なる所、得失の歸着する所は、外國との貿易が非常なる關係を有つて來ることになるのでありますから、今日の政策上に於て最も必要とするは則ち貿易通商の一事であります。今日何れの國も主として努めて居る所は此通商の事である。通商の富力に及ぼす所は、自國の物産を他國に賣り他國の物産を自國に買ふに止まらずして、資

本を共通して以て他國の物を他國に賣り、其財力を自力の下に支配すると云ふのが主眼であつて自力の下に其財力を動かすことが出来ることになると、之に權力が伴ふのであります。斯くの如くにして尙ほ今日は國を進めて行かなければならぬ時代であります。此事は固より日本國民が今汲々として勉めて居る所でありますから、決して之に向つて不足を言ふのではないが、尙ほ今日に安ずることは出来ぬと云ふことをお話申す次第であります。

既に今日に至るまでの三十四五年間に於て發達したる所の事柄は各地に於て追々話もして參つたのであります。之を再演すれば、明治四五年の頃と考へて居りますが、日本の鑛物産出額の如きも僅に五六十萬圓位の價しかなかつたのである。然るに今日は石炭一つを以て見ても、二千五六百萬圓から三千萬圓近い間に居るであらう。この非常なる進歩は、實に僅々六七七年間に於て爲したものである。次に外國貿易はどうであるかと云ふと、明治四五年の頃には三千萬圓であつたものが昨年の統計に據れば最早五億圓にも上つて居る。貿易は實に輕んずべからざるものであつて、其中にも生糸の如きは近頃非常なる高を増したのである。明治十四五年の頃には僅に四萬圓に達せるか達せぬ位であつたものが、今日は十萬圓にもなつて居る。亞米利加及び歐羅巴等へ賣れるのであるが、殊に亞米利加の如きは日本内地の生産物の華主として都合の宜い所であ

る。而して其賣つた物の代りに無論金が這入つて来る。其利得は各種の人が得る。即ち田舎で桑を作る者も利益を得、繭を拵える者も利益を得、又器械を以て絲を繰る者も利益を得、横濱に運搬して賣却する者も利益を得ると云ふやうな譯であります。此物産の繁殖に依つて人民の生活が餘程圓滑に出来て行くのである。其證據には此物産の發達に依つて段々日本の人口が増して來て、明治初年には僅に三千二百萬ばかりの人口であつたが今は四千五百萬以上に増して居る。此人口の増加は、必ず人民が仕事に従事して得たる金を以て食物を得、生活を圓滑にして行くことが出来る所より増加して參る譯である。奇態な道理で、人間の生るゝ數には格別變つたことがありそうのないことではありますが、食物が十分でなければ人口の殖えぬと云ふことは事實上に於て現れて居る所である。又國家の歳入から論じて見ても、本年の議會で議決した政府の經常歳入は一億九千萬に上つて居る。之を十八九年に比すると殆んど二倍強に當るやうな譯。又兵力の一點を論じて見ても、戦後に於ける計畫に依れば、年所を経るに従つて或る程度まで自ら兵を増加して參つて、大概戦時に當つて五十萬の兵は動かさるゝと云ふまでの都合に達せらるゝと察するのである。此れは獨り陸軍のみを言ふのであるが、更に海軍の力に就て見れば、御一新當座に於ては日本には軍艦と云ふものが殆んど無かつたと言つても宜いのである。各藩の大名が纔に商船

を残らず集めても十艘程も持つて居つたかと思はるゝが、其等は到底軍用に立つべきものではない。併ながら先づ之を以て軍艦と稱して居つた位である。然るに御一新以來は海軍の力を養成することになつた。此の海國に在つては固より必要のことであるから、一方に於ては段々人物を養成し、一方に於て軍艦を製造することに立至つたのであるが、今日の軍艦はナカ／＼商船の類でなく、今日日本が計畫し又は現に所有して居る所のものを集めると二十四五萬噸の軍艦にもなるであらませうが、其重もなる戦闘力を有するものは一等戦闘艦と稱する甲鐵艦であつて、大なるものは一萬五千噸、小さいものも一萬二三千噸位ある。之に次いで速力の十分なる巡洋艦と云ふものが一等、二等、三等と分たれて造られて居る。次は水雷驅逐艦、砲艦、水雷艇と云ふやうなもので、此等も悉く備へなければならぬ。而して一兩年間に此等は大概成就するのであるが、軍艦など、云ふものは非常に入費の餘計掛るものでありまして、是れが爲に歐羅巴に於ても矢張り議論のあることであるが、如何ともすることは出来ぬ。千八百六十年頃の軍艦は一等戦闘艦が僅か四百萬圓位で歐羅巴でも出来た。軍艦の價を積るには二様あつて、艦の價と、武裝する價とを區別して居るものがあり、又之を一つに合併して計算するものもあるが、之を合併する方の計算に依て、即ち武裝したる軍艦の價が大概四百萬圓位であつたのである。然るに今では一千萬圓以上

でなければ出来ぬやうな有様である。今日は武器の構造が非常に發達して來まして、武器が精銳になるに従て軍艦の製造法も變遷し、精銳なる武器に對するやうになつて來たから、軍艦の代價も非常に高まつて來た譯である。そこで今度拵えるのが總體出來上れば一等戦闘艦が六艘になるのであります。此六艘の軍艦を造る爲めには一艘一千萬圓と見ても合計六千萬圓に上るやうな次第である。且つ我國は遠隔の地に在るから、製造して其れを廻航して來る迄の費用を入れればナカ／＼六千萬圓では足らぬのである。之に次いで一等巡洋艦と云ふものがあるがこれは大きな船で、巡洋艦の如き速力の早いのを造らうとすれば自ら蒸汽の機關や罐の如きも力を強めなければならぬから、一艘五六百萬圓は掛るのであるが、此れが又五六艘も出来るやうな譯である。其他一々之を列擧するの必要はないが、既に武器の進歩は此の如く異常なるものであり、又之に要する所の金額の非常なることも前述の如くである。然るに往々論者があつて軍備はさう引續いて擴張する必要はないと云ふことを唱ふるが、吾輩の所見から見ると此論は甚だ間違つた議論である。何れの國に於ても軍備なるものは平素に於て何等の利益を生ずるものでなく、且つ其れに費す所の金は固定財産になつてしまつて、之を賣ることもどうすることも出来ないものであるから、無くて濟むなら結構な譯であるが、國と國とが相互に競争して其兵力の度合を高むるに當つて獨

り其兵力を減削して居つたら、其國は如何なる有様になるかと云ふと、此れは論ずるを俟たずして明らかであると考へる。前岸の支那や朝鮮の如き、或は又安南、暹羅、緬甸等の有様を見たら直ぐに分るのである。決してエライ學問上より講究を要することでも何でも無い。即ち軍備なるものは如何ともし難いものである故に、國家は常に不虞に備ふる爲めに十分なる兵力を養成して居らなければならぬのである。即ち其國の位置に相當するだけの武備はどうしても備へて居らなければならぬ。武備を整へ兵力を蓄へると云ふことは必ずしも戦闘を好むの意ではない。國家の威信を十分に保持して行かうと云ふ時に當ては他より輕んぜられ又は侵されると云ふことのないやうにするのが大切な譯でありますから、此事は種々議論のあるにも拘はらず、兵力削減論の如きは詰り國家を憂慮するの觀念が薄い人の議論であると言はなければならぬ。

右様に日本の國家は、國家として發達し又財力も發達し總てが餘程進んで來て、三十年間の事業としては實に世界を驚かすに足りる位であるが、併しながら之に安んずることは出來ぬと云ふのは、他と比較して未だ不足であるからであるが、獨りそれのみに止まらず、進めば進む程國民が幸福を得る譯にもなるのである。古人も言ふが如く衣食足つて禮節を知ると云ふ譯で、經濟上の發達に伴うて人民文化の度も進む譯でありますから、上下一致して以て進歩を圖ると云ふこと

が最も必要なる今日の事態である。

次に日本の國民と政治との關係に就てお話を申したいと考へる。前申す通り封建時代に當ては政治のこと軍事のこと、總て士族にも預けてあつたに違ひないが、王政維新以來開國の方針を執られて今日に進んだ以上は、俱に謀るべきものは日本の國民である。而して其國民なるものは如何なる位地に在るかと云ふと、日本の國民は天皇に直隸したる臣民であつて、其權利なるものは天皇の大權に統一されて居る所の立法に參與するを得るに在る。固より立法權に參與すると言つても、國民四千五百萬人が皆參與することは出來ぬ。此は事實上出來得べからざることであるから其代表者たる者を議會に出して參與せしむるのである。是れ實に國民の名譽として限りなきことと言はなければならぬ。而して又一方に於て兵役の義務にも服し、他の一方に於て納税の義務をも有する譯であります。此兵役の義務の如きは教育上に大に關係することである。兵役に就くことを厭がるの風が始めの間は随分あつたが、此れは能く其義務の何たるかを理解しなかつた爲めであつて、近頃に至つては之を以て頗る名譽の事と思はしむるやうになり、殊に日清戦争後に於ては其氣焰も高まつたやうに考へられる。是れ誠に結構なことである。彼の獨逸佛蘭西などに於ては、矢張日本と同様なる徵兵令を布て之を行つて居る。日本の制度は之を移したものであ

るが、國民が兵役の義務に就くのは己の國を護る責任を果すのであるから、人としての名譽であると彼等は解して居る次第である。所謂國家の安危存亡の際に當ては兵より外に頼むべきものはないのであつて、其重大なる任務に當る分子であるから實に結構な職務と云はなければならぬ。故に固より之を輕することは出来ない次第であります。また納税の義務は如何と云ふと、是に就て國民は古今の沿革を考へなければならぬ。昔時は税を納めるを恰も貢獻する、献上すると考へて居つて、而して其使ひ途に就ては與り知ることが出来なかつたのであります。即ち如何なる事に使はれやうが、どうしやうが、差上げなければならぬと云ふ義務を持って居つて、差上げた以上は如何やうに使はれやうとも構はなかつたのであるが、今日はそれと大に異つて居る。今でも往往誤解したものがあつた。例へば地方を廻つて種々演説などをする政黨屋などいふ連中の云ふ所を以て見ると大に間違つて居る。どういふことを云ふかと云ふと、政府は收歛の政を行なふとか何とか云ふのである。收歛の政などは專制時代に行はれた事である。今日は其税として納めた所の金が如何なる事に使はれて居るかを目の下に瞭にすることが出来るのである。従て納税なるものは己が國家に對する義務を盡すのである。決して他の國家に對して他の衣食に對してするのではない。之を支配し之を統治遊ばす天皇に奉るのではあるが、天皇は政府をして之を國家經營の

事に用ゐしめて、而して其用途を悉く國民に明かに知らしむることになつて居るから、今の財政に於て收歛などいふことが有りやう譯がない。多く税を取ることが收歛といふが、收歛と云ふ意味は絞り取て民の塗炭の苦を顧みぬと云ふ譯である。今は民の塗炭の苦を顧みぬ所ではない。民の納めた租税を以て民を保護して居るのである。矧んや金の使方は古今相比して非常な異動がある。此の異動を今日の人民は能く知らなければならぬ。乃ち文明的の人民——憲法的の人民は之を能く解さなければならぬのである。而して之を知らむと欲せば議會に國家の歳入歳出の豫算を提出して之を議せしめ、其議決した所のものを以て之を奏請し、天皇の裁可を得て着々其れを實行し、其決算を復た現はすと云ふことであるから、誰でも之を知ることが出来る。決して秘密はないのである。憲法政治の一番の效用は、財政などのことを秘密にせず、之を公けにして、國民に明に知らしむることにあつて、國民も亦之を知れば其必要不必要が分る。分れば口を開て其要不要に就て論議することが出来る。と、斯う云ふやうになつて居るのである。即ち憲法政治は國民に成るべく教育を普及して總ての事を知らしむるを旨とし、知れば則ち疑を懐く者が少くなり、知れば則ち誤解をするものが少くなると云ふ仕掛方法でありますから、政治に與るの權利を有つて居る者は政治上の事を理解しなければならぬのである。

今日は豫算の書類を持たぬから一々委しいお話も出来ぬ、又私は當局に在る身分でないから細に盡すことは出来ぬが、大略如何様になつて居るか云ふことをお話しすれば、先づ昨年の豫算を以て論ずると、歳入の方で普通に這入つて来る所のもが一億二千萬圓ばかり、此れは國稅又は政府の收入として郵便電信又は鐵道のやうなものより這入つて来る總てを網羅したものである。而して又臨時部なるものがあつて此れが一億三千万圓ばかりある。日清戰爭の結果に依つて取つた軍費賠償金と公債を起して仕拂を立てると云ふ、此二つを合して臨時歳入の重なるものとしてあつて、經常臨時の兩部を合して二億五千万圓近い額に上つて居る。それで臨時部の費途は、或は軍艦の製造、或は兵營の新築、或は鐵道の敷設と云ふやうな種々の事業に用ゐらるゝことになつて居つて、其中に繼續費もあり又一時限りのものもある。又歳出經常部にて重もに金を使つて居るものは、先づ陸軍が二千万圓から三千万圓近くであり、海軍は一千万圓ばかりの經費である。畢竟陸軍は頭數が多いが爲めにどうしても金が餘計に掛かる。陸海軍を併せて四千万圓近く掛つて居る。次に臺灣を有つて居るが爲めにどうしても二千万圓は掛る。是れで六千万圓となる。次に國債の償還及其利子の爲めに拂つて居るものが彼是三千万圓、さうして見ると既に九千万圓は掛つてしまふ。後どの三千万圓ばかりは、府縣の費用にも五百萬圓餘り出して居り、又各地の土木費

の如きも地方人民の方に應ぜぬものは皆政府より出して居り、又學校教育等の事にも出して居り郵便、電信の發達、電話機の發達を圖ると云ふやうな事にも出して居り、又航海獎勵をする爲めに補助金を出し、鐵道の收支が繰合はぬからと云ふので補助金を出すと云ふやうなこともある。外交の如きも亦た少なからぬ金を要し、内務省の事務の如き或は大藏省の稅務の如きをやつて行くにも金が入る。諸君が御熟知の通りに、收稅などはナカ／＼金の掛る仕事である。斯の如くに計算し來れば略々分るが、決算に於ては夫々使拂ひの途が分つて居るから、役人が收斂をして己れの懐ろに一文でも入れると云ふやうな、其様な薄弱な會計法が出来て居る道理がない。若し役人にさう云ふ者があつた時には、其人は法律の罪人たるのみならず、國に不忠の徒と言はなければならぬ。此等の事は容易に分ることであつて、憲法政治の下に於て斷じて許さざる所である。即ち憲法政治に於ては國民をして成るべく明に國民の納むる稅金は何等の事に用ゐられて居るか云ふことを知らしむる方法が立つて居るのであるから、種々な議論は縦令あつても、決して疑を懷く必要はないのである。固より人民の中には自分の生活にも困難をして居る者があり、又餘裕のある人もあつて、貧富は何れの時、何れの國を問はず同じかるべきものではないから、人民が悉く喜んで稅を出すと云ふこともなからうし、又出すが宜いか出さぬが宜いかと言つたら何人

も出さぬ方が宜いと云ふに違ひないが、税を出さずに國を護り國を進めることは恰も木に縁つて魚を求むるの類で、其様な相談の出来やう譯がないのである。

憲法政治なるものは此の如き譯合のものである。然らば農業に従事し工業に従事し商業に従事する國民は政治のことを知らなくて宜しいかと云へば、決してさうでない。政治のことは必ず知らなければならぬのである。併しながら専門的に政治のことを研究しやうと云ふてもナカ／＼各種の事業に従事して居る者には其暇がないから、唯だ大體に於て知つてさへ居れば宜しい。又代議士となつて議會に出ようと云ふやうな人は何れ資力に餘裕のある者ではあらうが、今は悉くさうも行つては居らぬとして見た所で、其等の人は種々な方便を以て専門に講究をした譯であるから、其代議士たらむと欲する者は、如何なる所見を懷抱して居るかと云ふことも豫ねて國民は知つて居らなければならぬ。而して又其人が政治思想はどんな考を持つて居るか、果して其人が代議士に出たならば國政に利になるか害になるかと云ふことも分るやうに、段々なつて來なければならぬ。又政治の行はるゝ所は常に國民の農業商業工業の上に直接に利害が關係する譯であるから、各々其業務に就て發達を圖り、業務の保護を圖らんが爲めに政治の利害得失を明にせざるを得ぬのである。憲法政治は教育を盛にし國民をして政治の利害得失を知らしむるやうにする仕掛

方法であるから、商業者は政治のことを度外視して宜しいと云ふことはできぬ。農業者工業者にしても其通りである。政治上に於いて既に参政の權を法律的に委ねられて居つて見れば、政治に隊を容るゝ權利があるのである。一は之を權利と云ふが一つは又義務であるとして見れば、如何なる政治が國家の爲めであるか、如何なる政治が國民の爲めであるかと云ふことを解釋するの必要が起て來る。是れ即ち政見の分るゝ所であつて、政黨なるものは憲法政治の下に於ては止めんと欲しても止むべからざるものである。何れの國に於ても政黨の弊害は多いが、併し其弊害のある爲めに政黨を撲滅することの出來ぬのは人の意思の獨立を尊ぶからである。今の日本の政黨に對する見方は少し重も過ぎると私は考へる。政黨なるものは取りも直さず彼の政治の仕方が宜い此政治の仕方は宜しくないと云ふ意見の相違よりして生ずるものである。其他に政黨と云つてエライ結合をする必要はない。又時に依つては惡いものが善くもなるであらう。人間と云ふものは釘で打付けたやうなものではないから、其手段方法、經綸の立方に依つて果して當ることもあり當らぬこともある。如何なる名論と雖も之を實際に行つて害があれば、それは役に立たぬ。人民は丁度傍觀の位地に在つて、其何れを是とし何れを非とすると云ふ所より政見の異同を生じ、政見の異同よりして即ち黨派を生ずるのである。詰り政黨の存立は憲法政治の下に於ては免かれ

ざる結果である。併し今の政黨の仕方は宜しくないと云ふことを斷言するに憚らぬ。今の政黨の爲す所を見ると、國家の經營上の事を主とせずして、唯だ其の黨派の都合ばかりを目的として居るやうに見える。政黨なるものゝ存立する所以は抑々何んであるかと云ふと、國を保護しやう、國を維持しやう、國を益さう、國を利さう、國民を利さうと云ふこと、この目的から起るのであつて是れよりして政黨なるものゝ執るべき手段が分るのであるから、凡そ政黨として立つ以上には如何なることを以て國家を利し、如何なることを以て國家を護り、如何なることを以て國家を進めるかと云ふことに就て、其の手段がなければならぬ。然るに今日の政黨は其の手段を明かにすることなくして、唯だ黨派の鬭争を是れ事として居るが如く見えるが、それでは目的が違ふと私は考へる。故にどうしても今の黨派なるものゝ改良をして、國家の事にモウ少し誠實且つ親切なるやうにしなければならぬと考へる。黨派の利害得失を論ずれば時間が多く掛るから、委しくは論じませんが、各地に於いて論じた所の大體に就いて今日は秩序なく申述べたやうな次第であります。

尙一つ申殘して置いたことは、自分は政府が屢々更迭することは甚だ不利益なりと考へて居るが故に、どうか現在の政府をして永續せしめることに力を效したいと存じて居るのである。固よ

り何人の政府だからと言つて其人に由つて好き嫌ひをするではない。國を益し國を利する人でありさへすればどの政府と雖も其永續することを希望するのである。政府の事業は始終計畫して行かなければ金額を議會に向つて要求することも出来ない。計畫をして其財源を求めて議會に要求をして議會が之を承諾した上で、其計畫の如く實行するや否やを監督して行かなければならぬのに始終政府が顛覆すると、其政府の計畫したものを何時でも何人も同意すると極つたものではないから、其計畫を改めることもある。改めれば直ぐに金額の上に關係を生ずるのみならず事業を滯せしめて、是れが進歩を妨げると云ふことになる。特に今日の時代の如きに當つては、所謂戦後の經營のほかに、政府の仕事は軍備上に涉ること、交通機關に涉ること、或は海防等に關係すること、其外種々な經濟上に涉ることがあつて、その中には民間と相牽聯して行くやうなことも澤山あるが、是等は成るべく速に施行せしむるの便を圖つて行かなければならぬ。其便を圖るといふならば政府が永く存在しなければ事業は擧らぬのである。然るに徒に之を覆へして始終人を入れ換へやうと云ふ議論は、どうも私の了解する能はざる所である。若し善い教があるならば何人にも頭を下げて聽く積りであるが、一向善い教を聽かぬのであるから、成るべく今日の所では政府を永續せしめ、同時に又一方に於て立法の事務を十分に發達せしめて行くやうにしなければ

ならぬと考へる。然らば政黨なるものも十分反省をして國家の福利を圖かる事に忠實になつて、唯己れの黨派にばかり専ら務めないうやうにありたいと云ふことを、獨り此場に於てのみならず、方々に於ても述べて廻はつたやうな次第であります。

先づ大略お話しせば此の如くであります。是れより進んで論ずると、或は外交とか或は他國との關係或は商業上の他國との關係或は近隣の形勢等のこともありますが、餘り長時間に亘りますから今日は此にて止めます。

條約改正の經過と實施後の覺悟

(明治三十二年五月三十一日山口町榮香亭に於ける歡迎會に於て)

條約改正に就ては御一新以來先輩の諸公も非常に苦心されたことである。私が先輩と仰ぐ人は三條、岩倉、木戸、大久保の四公であります。四公は餘程此事に就て盡力をせられたのであります。之れに就て一通りの歴史をお話しして、而して其結果をお話しすることに致しませう。諸

君の中には定て御記憶になつて居る方があるであらうが、明治初年に當つて開國の方針を定められ、五條の御誓文なども出ました。御誓文は萬機公論に決すべしとか或は汎く智識を世界に求むべしとか云ふが如き大規模のものであつた。その結果、當時の詔勅に屢々現はれて居ることは萬國と並立すると云ふことである。萬國と並立する、即ち萬國に共通する所の萬國公法の下に國を立て、萬國公法の權利を得、萬國公法の義務を盡さうと云ふの觀念よりして右の如き詔勅も屢々發せられたことでもあります。右様な次第であつて、萬國と並立し萬國と對峙して彼に盡すべきの義務は悉く之を盡し、我の得べき權利は皆之を得やうと云ふには、先づ宇内各國の形勢を知らなくてはならぬと云ふ所から、華族の子弟又士族其他の者にして優秀な者を選抜して、以て歐羅巴に派出した。其の數は非常なものである。其等の者をして各國の形勢を視察せしめて、其視察し得たる所を以て日本に實行しやうと云ふ譯合から、右の詔勅を以て屢々獎勵を致されたのであるが、段々研究して見ると、苟も一國として立つ以上は獨立の權利を完ふしなければならぬ、獨立の權利を完ふせんと欲すれば其權利を實行する上に於ての各機關が備はらなければならぬと云ふ譯で、明治四年に始て條約改正の議論が世の中に起つたのであります。此時に當つて岩倉公は全權大使として命を奉じて歐米諸國を巡廻致さるゝこととなつたのである。此巡廻の目的た

るや、先づ日本の望む所の條約改正を他日に實行すると云ふの意思を歐米諸國に通じ、一方に於ては歐羅巴の事情形勢を視察し、其政治百般のことを視て歸らうと云ふにあつた。當時私は工部の大輔を奉職して居りましたが、岩倉公より歐羅巴視察の天命を奉じたに就ては是非一緒に參つて呉れろと云ふ依頼でありました故に、丁度私は明治三年の冬より亞米利加へ參つて、亞米利加の經濟及財政のことを取調べて歸て來た當座でありましたが、再び全權副使の命を帯びて洋行をすることゝ相成つた。當時政府に在て最も有力須要なる人物は木戸、大久保の兩公であつたが、此兩公も共に行かれたならば大に日本を裨益するだらうと云ふことになつて、遂に全權大使は岩倉公一人でありましたが、全權副使なるものが四人と相成つた。其四人は木戸、大久保の兩公と私と當時外務の少輔をして居つた山口尙芳と云ふ人で、岩倉公を併せて都合五人して參つたのである。歐羅巴の文明を日本に導く爲には、歐羅巴で實際行はれて居る狀況を明にするの必要があるが、政治の試験は分拆術の試験と違つて甚だ危険なものである。分拆術の試験は玻璃の管や徳利位が壊はれるに止るが、政治の試験は國を誤るに至るから最も慎重にしなければならぬと云ふので、當時西洋人の書いた意見書なども段々出て居りましたけれども、歐羅巴の文明を丸呑みに採用することは容易に出來ぬ。是非とも之を實際に研究する必要がある。之れを實際に研究しやう

と云ふならば、夫々局に當る者を派出して各々専門的に研究せしむるものが必要であると云ふことになつて、陸軍よりは山田伯が主任となつて之に従屬するものを附屬せしめて行き、司法省からは司法の事を取調べる爲に佐々木高行が（今の佐々木伯であります）が當時司法の大輔でありました。司法省の官員を引連れて參り、工部省からは肥田濱五郎が主任となつて工部省の役人を連れて行き、文部省からは田中不二麿が文部の少輔であつたかと記憶して居りますが、これが文部省の役人を連れて行き、大藏省からは誰であつたか、餘程年所も經つて居るので今悉く記憶には殘らぬが、各省共に各々委員を派出し之に相當なる人員を附して、歐羅巴に於て實際扱つて居る所の事柄を残らず調べしめ、日本に歸つて其れを實行しやうと云ふ手筈になつて居りました。丁度全權大使の出發と一緒になつたから凡そ此使節の一行なるものは百人以上の人員を連れて出掛けたのである。さうして到る所で各國の政府と相談を致し、將來に於て日本國は條約を改正し各國對等の地位に進めると云ふ意思の在る所を豫め陳述し、其承諾を取つて他日條約改正の根據としやうと云ふ仕掛でありました所が、亞米利加に行つた時に、亞米利加政府の言ふには、誠に尤である、亞米利加政府は如何なる御約束も出來ませんが併し亞米利加に於ては大統領が四年の交代である、故に其四年の内に御約束を申して置いた所が、四年後に大統領が代り政府が代れば其政

府は如何なることをするか知れぬから、豫め其お請合は出来ぬ、故に條約を改正するならば今の中に此政府と爲せば出来ませんが、さうでなければお話は承て置くが他日の用に供すると云ふことは難かしいかも知れぬと云ふ話である。乃で此方は固より條約改正をする全權の委任を受けて行つたではなかつたが、此場合に臨んで全權の委任が必要と相成つたのである。と云ふのは、縦令條約にまで成立せしめざるも、プロトコールと云うて双方の協議に成立つ覺書見たやうなものがあるが、其れを作つて置けば双方を幾分か束縛する種になるから、さう云ふものにもしやう、それにしても全權の委任がなければならぬからと云ふので、私が大久保と共に一旦東京に歸つて東京の政府と俱に謀つて全權の委任を取つて再び亞米利加へ參つた所が、ナカ／＼此條約改正は頗る至難であつて、一國が承知をしても他國が承知をしないと其の條約を實行することが出来ないのである。

其實行の出来ぬ理由は如何であるかと云ふと、對等の條約を結べば固より日本の國法の下に西洋人も服従する譯になり、日本の國法の下に保護せらるゝことを甘んじなければならぬ。然るに一方に於ては總ての貿易或は通商航海の條約などには、最惠國條款と云ふものが備つて居る。最惠國條款と云ふものは、或は宗教の異同或は人種の異同と云ふやうな種々な事から、大變に其國

を愛し其國を尊敬すると云ふの趣旨から成立つて居るものである。故に其待遇に異同のある時に當つては、各國は均しく其最も惠まるゝ所の國と同等の地位に置かれなければならぬと云ふの條款であつて、歐羅巴各國間と雖も此の最惠國條款なるものは行はれて居るのである。其由つて來る所を溯つて研究して見れば或は王家の親戚の關係とか種々なことから起つて隨分年所の久いものでありますが、其等のことは暫く措いて、兎に角最惠國條款なるものが各國の條約の中に備つて居る。而して其最惠國條款が條件付に出來て居るものならば宜しいが、條件付には出來て居ないのである。最惠國條款に依れば亞米利加から品物を日本に輸入して來るものに對して、其物品を假りに石炭油として見て、之に日本が一割より以上の税を掛けぬと云ふ約束をし、さうして他の國から石炭油を輸入して來る分に對して、お前の處の石炭油には二割の税を掛けると云うた時に、其國が最惠國條款の備つて居る國であれば、現に亞米利加の石炭油にも一割であるから、己れの方にも一割でなければならぬと云ふて請求することが出来る。我國と其國との條約に於て最惠國條款が壞はれて居なければ二割の税を掛けることは出来ない。若し是れが壞はれて居れば二割掛けられても仕方がないと云ふ譯である。又内地の旅行の自由、居住の自由、或は土地所有權を許すと云ふやうなことに就てもさうであつて、最惠國條款が通商條約に定つて居らぬと、特別

に虐待されても仕方がないと云ふことになるから、即ち最惠國條款が通商條約には皆備つて居り日本が舊幕時代に結んだ條約にも此最惠國條款が備はつて居るのである。

最惠國條款は條件付きでないのであるから、亞米利加一國と條約を結んで、亞米利加人は日本の國法の下に服従すると云ふ條件で亞米利加人に内地雜居も許し、内地に於て通商貿易、商賣、旅行等を自由に爲すことを許して見ても、最惠國條款なるものは條件付でないから、矢張り治外法權を冠つて日本に這入つて來る。治外法權を冠つて這入つて來ると日本の政權の作用を失はなくてはならぬと云ふことになる。幕府の條約には如何なることが規定してあるかと云ふと、外國人の居住に對しては開港場に於て所謂居留地なるものが區劃してあつて、此處に居住することになつて居る。又内地の旅行は開港場を中心を取つて四方に向つて十里以内の旅行權を與へられてあつて、其中は旅行をすることが自由であると云ふことになつて居る。けれども場所に依つては十里の中にも制限をしてある。即ち舊幕時代の江戸の如きは横濱の居留地からは十里以内であるけれども、外國人は六郷の川を以て境として江戸の方へ這入つて來ることを許されなかつたのである。外の方面に向つては十里を制限として此處に區域を定められてある。海上のことは別に何も規定してはない。長崎の如き函館の如き新潟の如き神戸の如き、皆其規定が備つたのでありま

す。所で内地に這入つて、自由自在に旅行も出來れば商賣も出來ると云ふことが生じ、而して其者は條約の權利に於て内地の居住旅行を自由にすることが出來ると同時に日本國法の下に服従すると云ふ義務を負はず、治外法權、領事裁判の權利を以て内地に往來交通をし居住をし商賣をすると云ふことが、最惠國條款の爲めに無條件に生ずると云ふことが分つたから、縱令亞米利加と條約を締結しても不利益である、効用がないと云ふことを發見したのである。けれどもさうかと云ふて此條約改正を、各國をして悉く同意せしむることは頗る難事であるが故に、全權の委任を受けつゝ矢張り意向を話して經過するより外に仕方がないと云ふことになつて、歐洲各國を廻るに際して日本の意に在る所は、日本國は何處までも萬國公法の條規を遵守して萬國普通に行ふべきことを行ひ、萬國普通に獨立國として得べき權利を得たいと云ふ趣意を説いて廻つたのである。其中に木戸、大久保の兩公は使節が歐洲列國を未だ悉く巡廻せざるに當つて、朝命に依つて呼返されたが、私は岩倉公に附隨して大概歐羅巴の列國を廻つて歸つたのであります。是れが始めて日本が條約改正を實行して、而して萬國公法の條規を遵守し以て彼の歐洲文明國が守る所の公法の範圍に於て獨立國の權利を得、獨立國の義務を盡さうと云ふ開國進取の方針の國是に則つたことを實行せんと欲した端緒であります。

其以後條約改正のことは暫く中止して居りました。其譯は、右の使節が明治六年に我國に歸つて參ると、當時恰も征韓論の沸騰したる時であつて、ナカノ條約改正どころではない。又内治改良どころでもない、今にも朝鮮と戦でもしやうと云ふ有様である。然るに歐羅巴から歸つて來た使節の一行、即ち岩倉、木戸、大久保の諸公に私も附隨して、此日本の形勢を以て外國と禍亂を起すべきの時にあらずと議論して之れに反對し、遂に征韓論は陛下の御採用とならざりし所よりして、西郷以下は悉く冠を掛けて退いたやうな譯であつたが、當時吾々の計畫した所は日本の今日の國力、日本の今日の軍艦、日本の今日の經濟、日本の今日の各種の事業、此等の形勢を以てナカノ外國との禍亂を起す所でない。内は國力を養ひ、自ら進んで以て國政の改良を圖り、國民の教育を盛にして國の基礎を固めた上でなければ外に向つて争をするのは以ての外である。此れが爲には短日月の間に効を求めても三十年位は費さざるを得ぬことであるからと云ふので、征韓論者と相分れたのである。而して其結果は遂に明治十年の争亂となり、辛うじて其亂も平定に及んで、其れより再び内治の改良を圖り、内の整頓をしやうと云ふ時に臨んだのであるが、是より先き木戸公は戦争中に病を以て京都に斃れ、大久保公は十一年の五月十四日を以て兇刃の下に斃れたと云ふ様な譯である。而して國家の前途はどうかと云ふと、西南の戦争の爲めに經濟に

於ては非常なる損害を蒙り、創痍癒ゆる所でない、殆ど四千萬圓以上の不換紙幣を増發して、財政の急は何れの日にかて之を救済することが出来るか分らぬと云ふやうな有様である。而して一方に於てはどうであるかと云ふと、民間の急進論者——所謂民権を唱道する者が政府を脅迫して以て此時に及んで何處までも民選議院を開かなければならぬと云ふ議論を致して居るやうな譯である。凡そ人心の紛亂を極むる時は種々なことが紛亂を起すの素となるものであつて、殊に西南の亂の如きは最も人心を紛亂せしむるの道具となつたのである。熟く其當時を自分で考へて見るに御一新の事業王政復古の事業は實に古今未曾有の事柄である。彼の千古の忠臣と呼べる所の新田、楠の如きは、中興の偉業を助け、其功を遂げずして斃れたが、其志に感じて以て起つて王政の復古を致した所の功臣が、直に戟を逆まにして朝政に抗すると云ふやうなことに至つては、人心の紛亂するは當然なりと考へたのである。斯くの如きの形勢であつた故に、内治の改良とか條約改正と云ふが如き事も容易に着手することは出来ない。固より條約改正をするには、先づ各種の行政機關などを完備しなければならぬ。各種の事業も亦た完備しなければならぬが、其等は皆財力に俟たざることを得ぬのである。而して其財力は如何と云へば、前申すが如くに、非常に紙幣を増發して悉く軍費に供して、其創痍未だ癒えざるの際であるから、中々各種の事業を整

頓をする所ではなかつたのである。然るに又一方に於ては何分國の財政の窮乏して居る所よりして、外國貿易上に於て輸入税を幾らか増して財政の助けにしようと云ふ位な觀念は起つた。此時に當つての議論は、税法に關してだけの條約改正をしようとする云ふ論である。之を主張した者は彼の外務卿を勤めた寺島などである。併しながら税法の改正のみを特別に行ふなど、云ふことは、到底出来る話ではない。それで慥か明治十二年であつたと思ふ、年月を今明かに記憶せぬ。遂に亞米利加と簡單なる條約を結んだのである。亞米利加は我日本に對して始終好意を表して居る國であるのみならず、條約改正などに就ても東洋に格別なる政略を保持して居らぬ國であるから、輒く日本の提議に同意して日本の法權の下に服従する、即ち領事裁判を撤去してやると云ふ條約が出来たのである。所が又最惠國條款の關係があつて、慥か其條約の十二條か十三條であつたと記憶するが、此れ亦たも請合は出来ぬ——其條約に「諸國が承知をした時には」と云ふことが加はつた。さうして見ると、是れも何の役にも立たなくなつたと云ふやうな譯。其後條約改正の問題の起つたのは、寺島に次いで井上伯が外務卿となつてからの事であつて、條約改正の談判を始めたのが明治十三年から十五年頃に掛けてのことであつたと記憶して居る。私は當時憲法の取調の爲めに洋行中でありましたが、此條約改正の仕方方法は日本の方に於ては随分公平無私であ

つたのであるけれども、各國の公使が集つて日本の條約改正を討議するといふことになり、討議すると云ふことからして多數を以て決すると云ふ仕掛方法になつた。所が其多數を以て之を決する——所謂投票權の數を以てするに於ては、日本の爲めに不利益なることは論を俟たぬ。尤も外國人と雖も幾分か日本の希望して居る點は了解して居つたから、段々當時取調べた書類などに依つて見ると、税を幾分掛けらるゝことも承知して居るが、唯だ日本の裁判權の下に服従すると云ふことに對しては、彼等は日本の法律の未だ完備せざるを理由として異論を唱へたのである。是れ實に異論を言ふ價值があつたのである。未だ專制ホヤ／＼の所であるから、随分裁判等に於ても筆を右に廻し左に廻せば罪の輕重は加減の出来ないにも限らない。故に自から輕重を失するやうなことも免れないと云ふ時代であつたから、異論のあつたのも強ち無理ともいはれない。

私は明治十六年に歐羅巴から歸つて參つたが、次いで明治十八年であつたかと記憶する、英吉利と獨逸との兩國の提議に依つて、日本國の文明の進み方は非常なものであるに依つて、日本國が歐羅巴の文明諸國の伍伴に入ることを確認すると云ふ名義の下に、條約の改正案が一つ出て來た。此案に就ては、其れまでに日本國を認めて呉れた所は至極宜しいが、併し裁判上に於ては歐羅巴人の經驗ある裁判官を之に加へると云ふことがある。歐羅巴の裁判官が日本の裁判に加は

ると云つても所謂立會裁判と云ふ如きものとは違ふ。立會裁判は埃及に於て行はれて居りまするが、此立會裁判には各國が其裁判官を任命するのである。而して日本の裁判所に外國人を加へると云ふのは、各國が之れを任命するのでなく、日本が外人を備うて日本の裁判官として日本の法律を行ふと云ふのであるから、唯だ彼の經驗に待つのみのことである。是れが立會裁判の方法と大いに異なる所である。併しながら此れ亦不十分なる點は残るのである。其の故に明治二十年であつたかと記憶して居りますが、私が第一回到總理大臣となつて在職の時である。どうも、此條約改正の仕方は到底不利益なりと見たから、之を私が責任を持つて毀はしてしまつた。之を毀はすに就ては頗る外務大臣などは迷惑をしたのである。段々各國の公使と評議を進めて議論も濟んで、條約改正の事業が進行しつゝある際に當つて、卒然として私が可ぬと言出したのであるから、外務大臣は困難至極の位地に陥つた。併し熟考へて見るのに、此勢で進行をして行つた時には遂に將來に於て之を回復することが難きに至ると見た故に、内閣の異論として、修正案が出たと云ふ言前で之を毀さうと企たのである。最初より異存を言ふてあつたならば宜かつたが、彼我的交渉が大分進行した所で言出したものであるから、外務大臣の困難は異常である。併し國家の爲に責任を負うて之に當るが當然のことなりと云ふ斷定を以て、之を改めることに決した。固よ

り外國の公使は非常に不満であつた。啻に不満なるに止まらず、某大國の公使は兩人揃つて私の所に來て、今日までは閣下の政策を悉く讚稱したる報告を本國に向けて書き送りましたが、此節の御處置に至つては最早閣下の政策に反對するの報告をなすの外はないとまで言はれたが、宜しい如何とも致方はない、私は國家の爲には其等のことを顧ることは出来ぬ、如何なる御報告でも勝手になさいと答へたのである。さうして遂に此條約改正の談判を中止してしまつたのである。井上は其の結果として外務大臣を辭職され、大きに私も困つて居つたが、事情の牽聯する所より考へて見ると、是れ亦已むことを得ぬ譯であるから、井上の辭職を承知をし、當分は臨時外務大臣を私が兼任して居た所が、大隈伯を外務大臣の後任にしたら宜からうと云ふ議論が段々起つて遂に大隈と相談をして大隈を外務大臣にすることになつて、明治二十一年の正月であつたか、何でも二十八日位の日、外務大臣を拜命になつたかと考へる。

是れから又再び條約の改正と云ふことに着手を致したが、其時のは固より井上の企てたものに比すれば一步を進めたものである。何故かと云ふと、前の仕掛方法で行くと、地方裁判所にまで外國人の裁判官を置くことになり、控訴院などには勿論置くことになるのであつたが、其等は止めてしまつて、大隈の條約改正は儘か大審院だけに外國人を入れると云ふことになつて居つた。

所が此條約改正も亦た蹉跌をした。なせかと云ふと、ナカノノ入り込んだ問題であるが、井上の條約改正の時には外國人を日本の裁判に加ふると云ふのである。所謂外國の國籍に在る者、外國の言葉で言へばナシヨナリチーと云ふが、其「外國の國籍に在る者」と云ふのを、大隈の時には少し旨く改めて「外國に生れた者」とした。外國に於て生れた者と云ふのと外國の國籍に在る者と云ふのは大に違ふ。併ながら何れにしても裁判に經驗ある者でなければ役に立たぬ。日本人が夫婦連で歐羅巴へ行て子を拵へれば其子は即ち外國で生れたものに相違ないが、此者を持つて來て日本の裁判官にすると云ふやうなことから、何十年かの先きに向ふの大學校でも卒業して裁判所で經驗を積んで而して其裁判所で相當な者と認められた上でなければ之を用ゐることが出來ないのであるから、畢竟是れは名を立派にただけで其實は前のと同じことである。唯だ言葉の體面を造る爲にさうなつたのである。所で亞米利加の如きは立派に承諾をしたので、次に獨逸へ交渉した所が承知をせずして、公文を以て此の通り直したいと云ふ其文面を見ると、獨逸の大審院の判事たる資格を有する者と云ふ文字を加へてある。之を見て大いに驚いたのである。此時に當つて私は異存を唱へた。是れでは外國の國籍に在る者と云ふよりもモツと難かしい。獨逸の國法學をやつた者は誰でも知つて居る如く、獨逸の裁判官となるべき者の資格を規定してゐる中に「獨逸

の大審院の判事となる資格を有する者は獨逸の國籍に在る者」と云ふ規定が第一ヶ條にあることは、今更私の言ふを俟たぬ。故に是は大變な事であると言つて、此時に大隈に向つて異存を唱へた。乃で之を取消さなければ此條約改正は實行が出來ぬと云ふやうな成行であつた。而して當時或は國籍法を造つて日本の大審院の判事たるべき歐羅巴人を備うて來て日本の國籍に入れて、而して之を日本の裁判官に用ゐようなど、云ふ議論もあつて、國籍法の草案が出來るやうな騒動。併し其事も決して役に立たぬのは、既に獨逸の公文書には「獨逸の大審院の判事たる資格を有する者」と在つて、一方に於て獨逸の裁判官の資格を規定したる中には「獨逸の大審議の判事となる資格を有する者は獨逸の國籍に在る者」と定めてあるのだから、獨逸の公文書の取消をせぬ以上には何の効能もない。此等が其當時條約改正に附帶する所の實行上に就ての種々な意見の衝突でありましたが、遂に大隈伯は此條約改正の爲めに足を一本失ふ不幸に陥り、而して其結果、遂に此條約改正も亦た中止となつたのであります。

此の如くにして條約改正に就ては政府は種々な手段方法を盡し、種々なる遣り方を以て其目的を達せんと屢々謀つて蹉跌したのである。而して大隈の辭職の後は青木子爵が外務大臣を拜命し其在職中段々英吉利など、條約改正の相談をして、向ふも條約改正をしようと云ふやうなことに

なつて来たのでありましたが、それは慥か明治二十三年の頃のことであつたと思ふ。其時には山縣侯爵が總理大臣であつたが、未だ其青木の條約改正の仕掛方法も完全なものには至らなかつたのである。其中に青木は條約改正以外の外交上の事より辭職しなければならぬことゝなつて職を退き、其後に榎本子爵が外務大臣を拜命して、此も亦た條約改正のことに就て段々心配をしましたたが、未だ十分に着手に至らずして退き、それから二十五年に松方伯が總理大臣を辭職するに至つて、陸奥を始めて外務大臣に用ゐた。其れから十分條約改正のことに着手をしようと思ふので先づ大體の方針を定めて、一番深い關係を有する國は英吉利である、利益の關係も最も多く、又日本に居住する人民の數も最も多く、且つ此國は東洋其他五大洲の全面に亘て最も擴つて居る國で、他の諸國は到底之れに及ぶものはない。故に英國に對して第一に談判を開いた。當時青木子爵は英吉利の公使になつて居つたから、之に訓令を傳へて英吉利と談判を開いたのである。此條約改正の談判に就て隨分至難な問題も澤山あつたのでありますが、明治二十七年の七月十六日を以て、遂に來る七月を以て將さに實行せんとする條約に調印することに至つたのである。

當時私は總理大臣の職に居つて、議會からは對外硬の議論の爲に非常なる攻撃非難を受け、軟弱なる政略を行ふ奴であると言つて大變に叱られた。非内地雜居論を唱ふる者があるかと思へ

ば、條約履行を唱ふる者もある。條約履行とは舊條約を履行しろと云ふことである。此舊條約の履行などと云ふことは到底出来る相談ではない。何となれば、各國人に日本内地の旅行を許すに就ては目的が定つて居る。日本に來て居住して居る者にしても、日本の風致やなどを見て、大いに樂む者があり、又種々な技術上の研究をする者があり、又或は保養の爲に旅行する者がある。此れは商賣上の利益の目的でないから、旅行證書を與へて旅行させると云ふことが、慥か明治八九年の頃であつたと記憶して居りますが、許してあるものを條約面通りにしやうと云へば、元の通り居留地から十里以内の土地の外には、日本の土地に外國人の足跡を入れしめぬやうにしなければならぬ。此等は言ふべくして決して行ふべからざることである。當時帝國議會に於て條約履行論者が頻りに非難攻撃をするから、私が或は條約改正が出来るかも知れないと云ふ一言を發した所が、大いに満場の笑を受けたのである。併しながら其笑を受けた時に當つては英吉利國との談判は將に結了せんとするの時であつたのである。私が其の非難攻撃を受けたのは六月の初頃であつて、而して新條約の締結が出来たのは七月十六日である。七月十六日に締結した條約は八月廿四日に英國に於て批准された所の正しく對等の條約である。多少の條件は付いて居るけれども、決して一方に偏倚したる條約ではないのである。

右の通りであつて、英吉利との條約が出来るや、從つて獨逸との條約が出来、次いで亞米利加露西亞の條約が出来、遂に佛蘭西、和蘭、西班牙、葡萄牙との條約が出来、最後に埃太利との條約が出来たが、伊太利の條約も其前に出来て、茲に至つて條約改正は皆悉く結了して今は餘す所なしと云ふに至つた。其の條約こそ即ち不日に實行せらるるのである。今は將さに其實行の機に臨んで居るのであるが、條約が實行されたからと云つても少しも驚くことはない。西洋人が日本の土地に来て居住するとか、旅行するとか、商工業を起すとか云つた所が、對等に出來て居るのであるから日本人も歐羅巴諸國に行つて其れだけの事が出来るので、少しも我に於て損する所はない。唯だ土地所有權と云ふものを完全に許さず、日本の國法に從つて土地を借受けることが出来るやうになつて居るが、之を除くの外は居住、移轉、旅行、商工業等の自由は大概許してある。而して此れが實際に行はるゝ以上は、成べく圓滿に行はなければならぬ。之を圓滿に行はむと欲すれば、國民も亦た其考で行かなければならぬが、就中最も大切な事は、行政の官吏や裁判官や地方の自治機關などが皆之に就て成るべく法律的に行はれるやうにしなければいかぬ。而して此實行が完全に出來て行けば、始めて日本が文明諸國の國々と同等の位地を占めるに足ると云ふことを確められるのである。若し又之に反して此事が實際行はれぬと云ふ結果に陥つたら、

日本は如何なる不幸な運命に遭遇するかと云ふことも想像しなければならぬ。戰をして勝つた負けたと云ふよりは、斯う云ふ事の方が餘程文化の程度を表明するに足る試験的の仕事であるから最も大切なことである。故に國民も亦た政府と等しく力を協せて、此事を成し遂げる爲めに骨を折らなければならぬと考へる。であるから或は對外硬と云つて肩を聳かし肱をいからし兵兒帶を結んで是が愛國心であるなどと思つて、外國人などに突當る書生のやうな業は甚だ宜しからぬ。却て此の如きは文化の度合を墜すやうなものである。固より外國人と雖も無理を言ふ者がないとは限らぬ。併しながら無理なる事に對しては此れは公法の裁判の前に訴へれば宜しい。平和的手段方法即ち平素に於ける個人的利害の争、其他違約の裁判の事に至つては裁判官たる者が内外人を問はず公平に之れを處分し、法律を適用する上には眼中内外人の區別なしと云ふやうにやりさへすれば、決して各國の人が之れに服せぬ道理がない。併しながら偶々裁判の證據、或は現行非現行の刑法上の問題が起り、日本人が間違ひを、やつて居るのを検事や警察官が最負の引倒しをやつてそれが裁判所に於て摘發をさるゝか、又は反證を挙げらるれば、これを日本の裁判官の本分に依つて公平に處理し、公平なる保護の下に外國人を置き、成る程人命財産を托するに足ると云ふ所から、此の條約が出来て、天皇の批准を受けて各國の君王と共に成立つて居る君命即

ち法律であるから、之れを誤解せんやうにして、實際に圓滿に行はるゝやうに上下共に力を盡してやらなければならぬことゝ考へますから、此の事を念の爲めに諸君にお話しを申して置きたいと思ひまして、茲に是れ丈けのことを附加へて置きます。

帝國の進運と憲法政治

(明治三十二年六月十六日、名古屋市東陽館に於ける官民聯合歡迎會に於いて)

愛知縣有志諸君。私は關西漫遊の歸途、諸君の御招待に依つて當地に留ることゝなり、今日此の歡迎會に推參して諸君と御面會するを得て、御厚意のある所を深く謝し、諸君の御希望に因つて聊か所見を陳述して諸君の御參考に供したいと考へるのでありますが、畢竟私は漫遊の爲めに地方を遊歴した次第であつて、政治上の講話を目的として諸方に於て演説をする考へて出掛けた譯ではなく、又此の政黨に偏し彼の黨派を排するとか、或は政黨員を募集するとかいふやうな目的で出掛けた譯でもない。然るに地方遊歴の途次到る所に於て其の地方有志諸氏の招待に預つて屢々愚見を陳述することを要求されまして、四週間餘りの中に各地遊歴の先き々々に於て演説を試むること今回を以て第二十三回目であります。固より自己に求むる所があつて演説をする譯

でもなく、又演説をしようと云ふことが自ら信じて長技とする所でもないが、人は各々所見を有する者であつて、特に多年國家の要路に在つて見れば多少の閱歴をも有することでありますから、己れの實踐閱歴した跡に就て國家の上に必要なことゝ考ふることもあり、且又自己の經歷上愛國の念よりして將來國運の隆盛を希望するは當然の譯であるから、今よりして所見のある點をお話しやうとする次第である。御承知の通り二十有餘年間最も國家多事の際に於て自ら淺學不才をも揣らず賢路を汚して居つたやうな譯でありますが、畢竟するに我先輩の諸氏が不幸にして早く仆れた所より己むを得ず其遺志を繼いで國家の經營に従事せざることを得ぬ次第に立至つた譯である。何等の一技に長ずる所があると云ふでもなく、又人より擢んでたることがある次第でもないのであるが、事の關係上より遂に重なる時機にも屢々遭遇したやうな次第であつて、爲めに多少の閱歴を有する譯であるから、其一點よりお話を申す次第とお聽置きを願ひたい。

是れまでも到る所に於て有志の希望に任せて談話を試みましたが、私が諸君に向つて話す事柄は一郷一村の爲めに利益する所は少なく、唯自己の希望とする日本の昌運を祈りたいと云ふの念よりして日本國民に向つて衷情を訴ふる一點に過ぎぬのである。日本の昌運は明治維新の當初より三十二年の星霜を経過して今日に至つて殆んど國家の全面を一變したる如きの觀を呈して居る

が、併し宇宙に於て國を立つるものは數多あつて、此間に挾つて日本國が益々其國運を扶殖し國威を宣揚して行くに就ては、其事業は未だ僅に十中の一二に止つて居ると考へる。國家の昌運に就ては所謂國力國權の發動が頗る必要なのでありますが、この國力國權の發動を促すに就ては、先づ第一に何物がその發動を促がすかと云ふことを極めなくてはならぬ。之を極むれば即ち政府である。人民の資力を集めて、一國の政府が之を國家百般の計畫に用ゐるのである。詳言すれば租税を集めて之を國家の經營に使用し、以て國の維持、保存、及發達を計るのでありますが、獨り財政のみならず、一國の權力は種々なるものから成立つて居るもので、其權力の生るゝ源はと云へば、則ち上は君主、下は人民である。故に、日本の昌運を希望する以上は、先づ第一に皇室の御繁榮を祈り、而して日本國民の福祉を祈り、以て日本國家の昌運を祈らざることを得ぬのである。此基礎とは即ち政府なるものゝ成立つ基礎である。政府と云ふものに就ての解釋を今更此處に於て下すも甚だ陳腐に屬するやうであるが、事の關係上より一應お話を申す必要があると考へる。

元來政府なるものは一國の安危に任ずる所であつて、國家から見ると重大なる任務を負ひ、殆ど無限の權力を藏する所の機關である。而して其執る所の政治なるものは如何と云ふに、政治は



即ち君主の大權に依つて行はるべきものにして、政治の定義を下すに當つては、或は行政と云ひ或は立法と云うて分つて之を論ずることがありますが、其立法行政兩權の源泉は何れに在るか云ふと、一天萬乘の君主に存するのである。故に君主の位地は神明と同様で神聖にして侵すべからずと云うことができる。侵すべからずとは日本國法を以て之に當てることは出來ぬと云ふの意であつて、其譯如何と云へば、抑々君主なる者は人民の仰いで以て尊重し、其命令には飽まで服従せざるべからざる最も貴き位地に在るものであるから、神聖にして侵すべからずと定められてあるのである。尤も此神聖にして侵すべからずと云ふ憲法上の文字は日本固有の文字ではなく、事實に於て日本に現存して居るものを所謂法學的に此文字を以て書現はしたるに過ぎぬのである。而して君主の權力の活動に就て云へば、大權の一部分たる立法權は議會に委ねられ、又行政權は政府に委ねられて、君主自ら大權に掌握さるゝ所と共に三方鼎足の勢を爲して居るのである。此の如く立法權なるものは議會に委ねられて實行され、行政の權力は純然たる君主の號令の下に政府が執つて行ふ所となつて居る。故に政府——國權を活動する所の大臣の任命に至つては、唯だ君主の命するが儘であつて、又之を退けるのも君主の命令に出でなければならぬ。即ち政府なるものは天皇の政府と云ふ意義であるが、近來は政府なる名稱に對して實際一國人民の見所

が甚だ軽くなつては居らんかと云ふ念慮を抱くのである。一般の人民に於ては之を軽重するの道理はないが、政論などに熱中する者の見る所は甚だ軽くはないかと云ふ虞を抱くが故に、此の如きの議論を致すやうな次第である。

固より立法の権は重いものであつて、議會の大切なることも亦た論を俟たぬ。憲法の條章に依つて日本の國民は參政の權を委任せられ、其の權力に依つて代表者を選んで議會に出すのであるが、出して論ずる所は何事であるかと云へば、取りも直さず大權に依つて行はるゝ所の天皇の立法上の帷幕に參與すると同様であつて、一國主權の發動であるから、素より尊貴、榮譽此上なき事と考へなければならぬ。政府の位地は此の如く定められて居るとして見ると、實に尊きものたらざるを得ぬ。何れの國何れの政府に於ても然らざるものはないのであつて、獨り日本の國體のみ然らしむると云ふ譯ではない。此の如きことは政治學に通じた人には能く分つて居ることであるが、論辯の端緒として已むを得ずお話を申す次第である。古人も言うて居るやうに、立法上の事は成るべく衆議を盡して遺算なきを期するやうにならなければならぬが、行政の仕事に至つては、政府は衆論の府にあらざるが故に、所謂人の材能智識に俟たざることを得ぬのであつて、成るべく單獨な力に依つて命令計畫の下に事の行はるゝやうにするのが行政上の妙所である。人は

動もすると政治といふものを真に容易のものゝ如く考へて居るが、實際政治程至難なものはないのである。何故かと云ふと、一國の國民に成るべく満足と云ひ、他の折合を買はうと云ひ、各種權力の衝突の調和を計らうと云ひ、其の最も眼目とする所の國を益し民を利さうと云ふ目的をも達しやうと云ふ譯であるから、甚だ至難な業である。至難である故に、事を執るに頗る人物を要するのである。されば一國は之に任ずるの人物を出すことに常に勉めなければならず又政治は世の文明の進むに依つて日々益々頻繁を加へて來るのであるから、之に應ずるの施設も要さなければならぬ。假りに例を引いてお話をすれば、今より廿年以前の民間の有様と廿年を経過したる今日の民間の状況とを見ると、雲泥の差である。明治十二三年頃に比較し來れば、民間に於ける各種の製造の發達、交通機關の發達、或は科學的作用に依る民業の發達、又學校などの増加に依る教育の發達、其他各般の進歩は異常なるもので、此異常なる進歩を來した社會の事物の反射する所は即ち政治に外ならぬのであるから、政治と民間の事業とは離るべからざるものである。されば民間の事業にして益々進まば、政治の位地も亦た従つて高まらなければならぬ。是れ役人たる者の學識を有するを必要とし、専門的の事に明るい者が政治上に關係を持つやうにならなければ其政治と民業と相待つて進むことが出來ぬ所以であつて、政治が文明の發達と伴つ

て益々至難と頻繁とを加へて行く理由である。爰に於てか、之を統括して責任を負うて要路に當る者に益々人物を得なければならぬ。人物を得ると云ふても、獨り學問に於てのみならず、事物の實驗上に於て之を統御し其耳目の十分に届く人物を必要とするが、今日は右等の人物を養成する機運も十分開けて居るから、唯だ人々各々之に心を用ゐてさへ行けば出来ること、考へる。何れの國を見ても人物の拂底する時は國政甚だ振はぬを免れざる所であつて、其結果は一國の進運を圖る上に於ても非常な損失を來すのみならず、今日の如く各國相競うて其國の利益を計り其國の權力を伸し兩々相對して成るべく己れの損をしないやうにと争うて居る世の中に於ては、最も人物を要するのである。

然らば前申す通り至難なる政治が更に至難を加ふることは諸君も之を諒せらるゝと考へるが、爰に至つて自分の目的とする所をお話申したいのは、憲法の實行せられて以來政論に熱中する者も餘程澤山出て參つた譯でありますが、政論に熱中する者が政治の空論に走つて實業的の上に見を注がぬのは甚だ残念至極なことである。政論に傾く者をして、日本社會の經濟上の狀況及日本國民の衛生教育等の實際に着目し又其統計等に依て進歩の遲速に注意して成るだけ事實に近い議論を爲さしむるやうにありたいと云ふ考を持つて居る。是故に各地を遊歴するに就いても、政

黨の改良を必要とすること、政府の永續を必要とすること、説いて廻つたのでありまするが、之には聊か微意の存する所があつて、國家の爲めに然かならざれば甚だ損であるから話したやうな次第であるが、既に憲法政治が行はれて人民が其意思を活動して働かせることになり、而して其人民は教育を受けた人民であると云ふことになると、政治上の利害得失は誠に分り易くなるのである。分れば必ず是非の判断を下すは當然なことであつて、既に憲法にも言論筆舌の自由を許してあり、文明的の政治の下に於ては皆然らざるを得ぬ譯である。さうなつてこれまで空論に走つたものが事業に近接して來ることになれば、其結果に於て大いなる差を生ずる譯であるから、成るべく政論に傾く者の考をして事實の問題に近からしむるやうにしたいと希望して居る譯である。政府の永續を望む理由は、如何なる人が政府に用ゐられて居らうとも、今日我日本の事業は、國家が直接に管理する事業も、民間に於て施設する事業も、齊く其端緒を啓いて居るのであるから、此の百端の計畫を實施する上には屢々其轍を改め方向を轉ずると云ふことなく、事の成功を期するやうにしなければならぬ。而して其成功を期し其目的を達しやうとすれば、屢々人の更るのは甚だ不得策である。人が更れば従つて其手段方法も變つて、其れが爲めに事業の遷延を來し、事業の遷延する爲に國家の進歩を遅緩ならしむるのみならず、今日各國が競うて駁駁乎として進

みつゝある勢に遅るゝことになつて國運の伸張に大いなる害があると考へる。故に政府は非常なる過失があるか或は他の事故に依つて更迭を爲す外は、成るだけ更らぬやうにならなければ國家に取つて甚だ不幸である。國家の不幸は即ち國民の不幸となる譯である。

今日の日本は建設的の時代で決して守成的の時代ではない。政府の事業を見ても民間の事業を見ても、今や頻りに建設しつゝあるのである。其建設しつゝあるものを益々充實せしめ伸張せしむると云ふことが必要となつて起つて來るのでありますから、此建設の時を誤らぬやうにしなければならぬと考へる。それはどう云ふことであるかと云ふと、先づ民間の事業を例に引いて申せば、總ての交通機關が今日は未だ完全に成立つて居らぬが、此交通機關が人民の事業に影響する所を見るに、既に今日でも通運の利く所と利かぬ所とは非常に便否を異にして居る。現在彼の鐵道の敷設してある所と、無い所を較べて見ても、如何に其便否を異にして居るかは直に分るのである。鐵道と言つても必ずしも鐵道を造ると云ふことのみが目的ではない。鐵道の便利に依つて大いに一國の富源を開發しようとするのが目的である。従つて又獨り富源の開発のみならず、人民の智識をも之に依つて發達せしめやうと云ふ目的をも有して居る譯である。其他或は紡績事業の如き、又は各種の製造事業の如きに至つても、日本國は物を生じ物を製して己れ自ら消費す

るに満足せず、必ずや之が販路を求めて世界の市場に賣出し、以て日本國の富の増加を圖らなければならぬが、未だ其販路なるものは至つて薄弱なものである。そこで商業の進歩は勿論圖らざることを得ぬが、物産の富殖を基礎とし、製造の改良を目的として而して之を商業機關に掛けて他國の市場に販賣して、以て其利を收めるやうにしなければならぬ。政府の事業も亦た然り。建設的の時代には建設を傍らより成し遂げると同時に、建設の結果に依つて國家百般の事が段々發達して行くことに相成る譯であるから、今日は誠に大切なる時代である。此事は如何なる人も細かに思を回らして見たら了解し易からうと考へる。

日本の位地日本の形勢を見るに、三十二年の間、日本國は自ら文明の方針を取り來つた。地球全面の上に國を成して居る所の諸國の中に見て、有形的無形的に拘らず、其文明を發揚して以て其國運を益々隆昌ならしめ、又其國民をして非常なる進歩の度合に達しめたるもの、粹を抜いて我日本國へ輸入し、我國の事物我人民の進歩を圖らうと云ふのが、此れが則ち所謂文明の方針である。此事たる、開國の方針に依らざれば出來る途がないが故に、乃ち開國方針を取つて維新の國是として今日まで進んで來たのである。其進んだ結果に依つて世界文明の諸國が日本を如何に見て居るかと云ふと、日本は既に文明の伍伴に入つた國と認められ、その證據として今日は條約

の改正を實行せられ、將に本年七月を以て改正條約を實行することになつて居る。此條約改正なるものは、簡單に見れば何でもないのであるが、日本の條約改正は今歐洲諸國でやつてゐる貿易條約改正と云ふが如き事業とは大に異なるものであつて、殆ど日本國を獨立國として承認せしむる事にもなるのである。即ち日本國に於て居住し日本國に於て商業を營む所の外國人は、日本の國法政治の下に保護せられて、我國民が彼國に遊歴し又は彼國に至つて商業を營むに就いて待遇せられる所と同一の位地に置かるゝことゝなつたのである。而してそれも對手とする所の國が一國に止らず、殆ど十六七箇國に涉れる各國を悉く同意せしめて、今日では此改正條約の實施に迫る譯となつたのである。是れ全く日本國が三十二年の勞力を費し、精神を費して日本國の獨立國權を扶植した著しき證據と認めなければならぬが、權利を得れば従つて又義務を生ずるの理で、今は此義務を盡すことを怠ることが出來ぬ。義務とは何を言ふか、即ち生命財産を委して我日本帝國の版圖内に居る者に對して完全なる保護を與ふると云ふことである。

今日は此の如きの時機に遭遇して居るのである。此時機に當つて事情の明かならざる者は甚だ恐怖心を懷いて居るやうであるし。又事情は分つて居つても事に粗略な人は何でも無い事の如く考へて放擲して居るが孰れも其當を得ぬと考へる。固より之に就て驚くに足ることもなければ狼

狽するの必要もない。日本國民なる者は齊しく其法權——法律の下に保護されるのであつて、別に外國人の爲めに保護を厚くするとか軽くするとか云ふやうな譯ではないのである。而して今日までは國政の扱方と、國民の教育氣風とが專制の餘習を脱して居らぬ。今日以後はさう云ふことではいかぬ。必ずや法律の實行なり政治の行届方なり又人民が互に相對する上からなり、何れからでも、其國民としての信用を害さず、相互の信用を害さず、其義務を盡すと云ふことを十分にやつて行くのが、即ち日本國民なるものゝ位地を進める所以である。是れ多年彼等が經驗上より進歩を來したる結果を日本國にも同様に行ふ爲めに條約の改正もせられた譯であるから、深く注意を加へなくてはならぬことゝ考へる。此の如き重大なる時機に日本國は今進んで居る。其上に又日本に旅行をし又は日本に派出してある外國官吏、或は又一個人にして遊歴に來た者が其見聞した所を著述して日本の事情を世界に紹介したのもあるが、それは誠に狭小なるもので、日本は日清戦争で歐洲諸國は勿論世界中に日本國を紹介したのである。而して其紹介をされた日本と支那とが日清戦争に於て如何に世界中に解釋されて居つたかと云ふと、彼の支那は日本に對すれば二十六七倍の邦土を有し、其人口は十倍にして四億を有する國であるから、支那は世界に於て最も大國である。其大國に對して、此一小島なる日本國の人民が勝を占めたと云ふ言葉の下に世

界に紹介をされたのである。斯くの如くであるから、日本國民の態度としても、亦此日本國の國威及び名譽としても、獨り之を地に墜さしめざるのみならず、進んで列強の伍伴に入るだけの地位に上さなければならぬ。然らば日本國民——寧ろ日本國上下一致の力を以て之を完成するに務めなければならぬと云ふことは今更私の言を俟つ迄もなく、其の責任實に重大なりと言はなければならぬと考へる。

此の如き有様であつて、今日最も必要なることは國力である。國力とは取も直さず人民の資力である。人民の資力とは、山から金が出て來るのではない。人民の勞力、人民の智識、人民の勤勉等に依つて造られ、又増加して行くものであつて、之を集合して以て國力と稱するのである。故に人民の資力の富殖を勉めて、以て日本國の經濟社會の進歩を圖つて行くと云ふことが、即ち今日の最も急務なりと云ふの考へよりして、此目的に適合をする所の政治を行はねばならぬ。此國家の進歩を圖らしむることに就て一般の日本國民に向つて私が哀訴歎願的に希望を表するのであるが、前申す通りの時機に遭遇して居る日本今日の位地であり日本今日の事情であるから、各種の事業に従事して居る者は齊しく其様に骨を折らなければならぬ。就中其目的を達する爲めには政海などに頭角を現はし政治論をする者は、國家の進歩を圖り國家の發達を圖ると云ふことの

世話をする積りで自分の所見をも持出して居る者であるから、是等の人が空論に陥つてしまへば寧ろ其政論の爲めに國運の伸張を妨害するとも決して利益する所はない。故に之には格段の改良を加へて人々益々此處に着目するやうにありたいと考へる。又政黨と云ふものに就ても一と通りお話を申しませうが、政黨に對しては之に熱中して居る者は非常に必要なものと云うて居り、又之を嫌ふ者は蛇蝎の如く嫌つて居る。私が各地を歩いて見た所で、政黨の弊害の甚しき所は實に以ての外の有様であつて、殆ど親戚故舊と雖も交りをする事が出来ぬと云ふやうな有様になつて居る所もあれば、又町村の經濟或は一郡一縣内の事に於ても、黨派の軋轢が甚しくして、一方の黨派が權力を傾けて居るやうな所では、甚しきに至ては其反對黨の居る所には水害の復舊工事をすらもしてやらぬと云ふやうな有様であつて、其政黨なるものゝ處置は甚だ不當なる事が多い。固より此は勢ひ已むことを得ずして此に至つたのであり且つ既往は咎むべからずであるが、然らば其改良は如何にすれば宜しいかと云へば、政黨を撲滅するとか蛇蝎視するとか云ふ人の考も亦た間違つた話で、人類が集れば意見の同じきもの異なる者が出來て來るのは自然の勢で、其意見の同じき者が合體し意見の異なる者が之に反すると云ふ譯であるから、黨派とか政黨とか云ふ名前を付けんでも自然に生存すべきものである。而して此の自然に生存すべきものが遂に立法部

に影響を及ぼす次第であるから、段々に政黨の改良を加へて行くことは今日必要なることと考へる、政黨に頭角を出し居る者と雖も、決して今日の政黨を以て十分満足なるものとは思つて居なからうと考へる。自分の如きは先年來政府に在つて永い間苦んで居つたやうな次第である。其苦んだのは反對攻撃を受けたが爲めではなくして、政治を實行することが出来ぬ爲めであつた。政黨などの唱道して居る所には間違つた説も多いが、是等も漸々改つて行くであらうと考へる。此頃頻に政黨内閣と云ふことを政黨に希望して居るが、政黨が内閣を造るには、其政黨なるものは國家重大の國權を天皇より委任されて國運の消長に關係する所の重大なる國務を肩に引擔いで其責任を全うして行けるや行けざるやと云ふことを考へなければならぬのである。然るに今日までの成績に就て見ると、政黨は其點を思はずして權力與奪の一點にのみ考を注いで居るやうである。是れ實に大いなる間違ではないかと考へる。自分などのやうに今日まで永い間政府に立つて居たものは、前申す通り先輩の遺圖を承けて已むことを得ず國家の要路に當つて居つたやうな次第でありまして、權威に眷戀して自分が何處までも大臣の位地を占めて居りさへすれば誠に安心であるなどと思つたことは一日もない、政府の責任の地位に居れば如何にして此の國家を全うするを得るかと思ふ觀念のみに始終腦力を痛めて居つたやうな次第である。先づ此邊に就て政黨の改良

をすることが必要であると考へます。

政黨の改良を望むに就いては國民に向つても亦た深く望まざることを得ぬ。と云ふのは、時と場合に由つては國家の事に非常なる費用を要するやうなこともあれば、又國民の頭の上に關係する法律を發するやうなこともある。さう云ふ重大なる事柄は政府と議會とで之を扱ふのであるから、如何に政黨嫌ひ——政論嫌ひの人でも自分の利害得失に此の如きの重大なる關係を有することを藐視して居つて宜しいと云ふ議論のありやう道理がない。是を以て政黨などの改良を圖つて行くに就ても、國民にどうぞ政治の利害得失が明に分るやうになつて貰ひたいといふ希望を私は抱いて居る。國民さへ明に物が分つて來れば、政黨の惡弊を除去するにも足るであらうし、又立法上の權能を全うして上下の一致結合を圖る仕掛方法ともなるであらう。是れが反對の結果を現はして上下の不和を招くと云ふことは憲法の希望せざる所である。憲法政治なるものは所謂治者と被治者の間を調和して、以て上下一致の結果を見るのが其目的である。專制政治を嫌つたのは何れの國に於ても專制抑壓の政治の下に非常に苦み且つ激昂したが爲めである。獨り日本に於ては其例少なく、日本の憲法政治は其基く所を大いに他と異にして居る。他國の例に徴して見ると多くは上一人が恣にして民をして其政治の利害得失を知らしめぬのみならず、人民の頭の上に勝

手なことを行ふと云ふのが不満なるが故に、人民が憤起して以て造つた所のものが今の歐羅巴諸國の憲法政治である。日本に於ては其れと違ふ。專制政治では到底いかぬ斯うしたならば上下一致の結合調和が圖らるゝだらう、と云ふ所から來たものである、彼に在つても既に憲法政治が行はれて居るが、日本の憲法政治は、抑々最初より此彈丸黒子の一孤島を以て世界列強と對峙して國の獨立を保つて行かうと云ふには、封建政治を布いて國力を分裂して兵力を分割して而して纔に士族なる者の勢力にのみ一國の安危存亡を委ねて置いては、到底日本國の發達を圖ることが出來ぬのみならず、獨立を維持することも出來ぬと云ふ所から、殆んど六七百年來因襲し來つた所の封建の政治、特に徳川三百年の泰平の眠を打破つて、大名も廢し士族も廢して、以て上は一天萬乘の天子、下は即ち日本全國の人民を擧げて天皇の臣民なりと云ふことにして、兵力も國力も歸一して、各種人々の意思の在る所を調和して、國政の上に利用し、以て國家の安寧を圖り國運の昌運を圖ると云ふ希望よりして、日本の憲法政治は出來たのである。日本では憲法政治を與へたのは君主である。けれども國民は權力を委ねられて自由を許され國民としての權利を與へられ又義務を負擔せしめられて居るから、事態に適合するやうに、且つ國家の事は矢張り自己の國家と云ふ觀念よりして、政治に眼を注いでやるやうにしなければ、國民の適當なる義務を盡すこと

はできぬ。政黨の如きは餘波であるけれども、詮じ來れば政黨の議論は議會を左右する所の議論であり、議會の傾きに依つて一國の財政經濟上の事も或は其目的を遂げ或は其目的を妨げらるゝことであるから、之を冷眼に看過するのは其當を得ぬと考へる。固より是等のことは何れの所の人民と雖も能く分つて居るであらうが、専心一意に私は日本國の昌運を願ひ、又日本が將來に斯の如く發達せんければならぬといふ希望を抱いて一身の利益の如きは寸毫も考へず赤心よりして斯の如きお話をし、又永い間官途に在て最も宮廷に密接して如何に天皇陛下が國家の事に御憂慮遊ばさるゝかと云ふことも能く分つて居る故に、成るべく陛下の御憂慮を減じ奉るやうに考へて、天皇陛下が斯の如くに國民を愛し國家の事を御憂慮遊ばさるゝと云ふお話を申し、又國民としては之を知るのが當然の事であると考へるから、國民が之を知つて以て成るべく政治上に於ても他の百般の事と共に所謂至尊と社稷の憂を分つと云ふ觀念になつて、唯々一致調和すべきは勿論、今まで空論に走つて居つた者も段々事實の議論をするやうに赴いて、世界の大潮勢や大波濤に對して我日本を安全に回護し得るやうにと云ふ考よりしてお話を致す次第である。

今や前岸の形勢は實に黒雲暗濤たることは、予が言を俟たずして衆人の了解し易き所でありまして、堯舜以來殆んど五六千年の歲月を經過し來つた所の支那帝國が將さに瓦解せんとするの形

勢を現はし掛けて居るのは如何なる前兆であるか、實に容易ならざる形勢と見なければならぬのである。誰も目前に火が付くまでは然程に思ふものではないが、能く古今の存亡の跡に照して考へて見ると、他の憂を以て獨り他の憂に止めず、我憂と爲して遂に其憂に陥らぬやうにしなければならぬと云ふ觀念より多言を費して到る所の數縣に於て所見をお話申したやうな次第である。諸君が私に特に當地に留つて諸君の御歡待を受けるやうにと云ふ御好意のある所に對して、聊か右の所見を述べて以て謝辭に代へる譯であります。

政友會發會式の辭

(明治三十三年九月十五日)

諸君。曩に私は宣言及綱領を掲げて、立憲政治の治下に於ける臣民の政治參政の權を行使するに於て斯く有りたきものと考ふる所を以て全國同志者に謀らんと欲し發表し置きました處即ち愚見に同情を表せられて本日茲に諸君の會合を辱うしたるは、私に於て滿腹の謝意を諸君に陳する譯であります。將來政治上の事に付ては此の志を同うする諸君と相謀り、又諸君を代表して平素抱懷する所の主義を貫徹することに盡方せんと考へる。諸君も御承知の如く、私は從來官途に身

を委ねて政黨の事には未だ經驗なきこと故、時に臨んで諸君に誨を乞ふことも多々あること、信じますに依つて、諸君の國家に對する責任よりして充分の御忠告あらんことを豫め希望しておきます。又政治上の事に至つては、近世人が普通に考ふる如き容易なる事柄に非ずして、一國の政治程至難なるものなしと自個の經驗に於て感じて居るに依り、政治問題に付ては深く考究することが必要と思ふ、此の考究を爲すには、凡そ政治上發生する萬般の問題に、充分の智慮を注いで以て國家の利益を主とせざる可からざるに依り、輕々に論斷すべきものではありません。私は微力を以て、多年要路にありました、中々、政治上に於て先見があるとか又は經驗があるとか、口幅ツたき事は申されませんが、然し多少の經驗を積んで居る所よりして、諸君が私に對して、感を同うし情を寄せられしこと、考へますが故に、私は勿論諸君に對して、多數の同感者があればある程、益々責任の重且つ大なるを感じます。殊に今日の事態に於ては、内外の事諸君の耳目に觸るゝ通りの次第であつて、至難の事柄は數多目前に横り居ると信ずる。而して此の至難なる問題は、何れも國々の消長と相伴ふが故に、其地位に居つて之を處理するの任務に在ると在らざるに拘らず、私に於ては一意憂慮に堪へぬ譯である。又政友會を設けて同感の諸君を集め、事を謀らんとするも敢て己れ自ら責任の地位に立たんとの念慮は一點も持たぬ。只日本國の臣民とし

て、獻聖なる至尊を奉戴し、其下に於て憲法政治の行はるゝ上は、辱くも至尊の大權發動の關係する立法權に參與する國民の責務に付て、成るべく國家の目的と符合する動作行爲に出でんことを望む故に、自ら菲才を顧みず諸君の指導者たらんと任じ、廣く同志を糾合する譯である。固より如何なる英邁なる人物と雖も、時に失敗なきを期せず、況んや魯鈍なる私に於ては萬免かれざることとを恐れる。故に或は諸君が私を見捨てるときもありませんが、左様な場合に於ては、事國家の利害に關係することにて、即ち離合は國家の利害に伴ふが故に、遠慮なく捨て、宜しい。又私の言論動作が國家の利益と伴ふ以上は、飽くまで諸君の贊助を願ふ。全體、私は政治の困難なることを深く感じて居る故、他人の事に當り居るを強ひて非難するを好まぬ。縦合ひ反對の政治家が局に立つても、政治は國家の事なるを以て、成るべく失敗のなからむことを望む。故に現在の政府に就ては、殊に今日の如き内外の形勢なれば、我々は成る丈けその成功を望み、我々同志援助し能ふ限り之を援助致さうと考へる。又一方に於ては地方の行政に就ても考へなければならぬ。斯く多數の同志を糾合する内には、地方より上京されたる人々もあるべく、又夫れ々々代表者もあるべく、是まで政黨員たりし人々も多いが、又嘗て政黨に入らざりし人も少からぬこと、考へる。是等に對する私の希望は、其の新舊の間に従前より横はる感情を調和して、地方の利益

を計る事である。今日より我黨我同志と申す以上は、兩者調和し、私は愚見のある所を遠慮なく述べようと思ふ。我々は同志相集りて私利を營まんと欲する者でない。幾分か世を益しなければ成らぬ。且つ法律に循つて組織する上は、一黨派の私利に殉ずべきものでなく、地方の行政自治に對して充分公平ならんことを望む。地方々々に於て今日まで軋轢し來りたる感情を和げ、各地方の幸福を増進することに盡力を望む譯で、私も夫等の目的を以て此會を組織した譯である。又國家の事業は、取りも直さず、中央政府、特に立法院の仕事で、即ち議會の職務なれば、議會開會中は議員と相謀り、且つ諸君を指導して、諸君の國家に對する職務を全うせんことに助勢盡力する積りである。愚見を悉く陳べんと欲せば、時間を費やします故に、只今は唯だ胸中に浮み出する熱血を注いで一言を述べ、且つ是より政友會をして成るべく政黨の模範たらしめんことに諸君の盡力を望み、諸君の來會に對して深く感謝の辭を呈して置きます。

豫算案に就いて

(明治三十四年二月二十八日
第十五回貴族院に於て)

諸君。本日私は、豫算の議が本院の日程に上ることを承つて、取敢へず出席致したのであります。

す。實は今日は、政治上の所見を特に御話申す積りはなかつたのであります。御承知の如く、前日來風邪に罹つて、未だ全く平癒も致さぬやうな譯でありますが、唯今岡部子爵の御質問に對して御答申す意味合を演説の中に含めよと云ふ事でありましたに依つて、一通り右に對するの趣旨を陳述致す積りであります。其他豫算のこと及び既に政府より提出して居る所の増稅案、又彼の三基金を北清事件のために使用した所の事後承諾を求むる件等もありまして、本年の議會に於ては是等の問題が最も緊要なることに相成つて居りますから、未だ議案も本院の議事に上つて居りませぬものにも自ら論及致すかも知れませぬに依つて、此の段豫め陳述に及んで置きます。本年度の豫算は、既に諸君の机上に備つて居りまして、之に附いては追々豫算委員會も開かれて種々の御質問も起りますれば當局の大臣をして夫々説明の任に當らしむる積りでありますから、大體に於ては、特に私が今日此處で豫算全體を通じての所見を述ぶる必要はなからうと考へる。たゞ豫算中に於て、政府の重きを置いて居る所の海軍に於て新規に起す製鋼所の問題の如きは、成るだけ各位に於ても十分に審査を遂げられて、其の實行を期することに賛成あらんことを希望致します。而して増稅の一般に附いては、事は支那の事件に起因致して居りますが、支那の事件に付きましては、既に諸君の御熟知の通り、昨年五月頃より彼の拳匪の亂が卒然として北清の

野に起つて、爾來拳匪の動亂は一時鎮定を致しましたが、それより延て起つた北清の事件は尙ほ今日も終局を告げざる有様である。之に附いての詳細なる報道は、過日も衆議院の議場に於て、當局大臣も一通り陳述した趣でありますから必らず間接に諸君の清聴にも入つたことと考へる。此の北清の事件に對して、前内閣以來採つて來た所の軍事上及び外交上の處置は、尙ほ今日も繼續して居る譯でありますが、此の事件は前古未曾有のことであつて、各國の之に對する意向も大概世上一般に知れ渡つて居る譯であります。各國共に北清の事件が突然に起り、而して之に處するの方法に至つては當初より十分なる見込が立つて參つた譯にあらずして、事の進行するに従つて各國共に協議を調へて、而して成るべく協同一致の方針に外れぬやうに致して終局を見ると云ふ希望で、即ち我邦に於ても各國協同の範圍内に於て之を處置すると云ふことを最も緊要なることと認め、また極東の前途に於ても各國の一致を缺かざるやうにするのを以て利益と認めて、今日も左様に進行しつゝある譯でありますに依つて、前申すやうに叛亂は鎮定を致したけれども、尙ほ前途に於て事件の處分を付けて參ると云ふことは、各國協同で支那と共に圖つて參らなければならぬことであります。故に何れの日にも此の局を結ぶか認めは付き難いことであつて、従つて、各國共に派遣して居る兵を、何の日に撤去するかも定め難い有様であります。故に止

むを得ず、之れに要する費用の供給を、増税に俟たざることを得ぬ次第であります。又た此の事件は突然起つた譯故、前内閣に於ても、之に應ずる手段を、彼の三基金に取つて、急に應じたやうな次第である。其の三基金なるものは、法律の命ずる所に依つて、自ら補填しなければならぬ譯合よりして、一面に於ては、支那の事件に對して其費用を供給し、従つて法律の命ずる所に依つて、支那事件の結了後は基金の補填にも歳入を充てなければならぬと云ふ目的を以て、重要な増税の主意と致して増税案は既に衆議院の方に提出してありますから、必ず不日本院の議に上ることでありませうに依つて、豫め諸君が審議を盡されて而して國家の急に應ずるの重要な議案を賛成あらんことを希望して置きます。次に唯今岡部子爵が御話であつた行政及び財政の整理の事件を一通り述べますが、多分、行政財政の整理に付いての所見が世上に流布されて居る所より、右の御質問も出た譯と考へます。行政財政の整理に就きましては、日清戦争の以前には財政上のことも先づ順を以て進んで居りました故に、格別整理をしなければならぬほどの必要も見なかつたやうに考へます。尤も財政上の事を諸君に委しく御話を申せば、大分時間を要することでありますが故に、今日は、今日顯れて居る形勢の上に於て、私が如何に其整理を必要とするかと云ふ所見を起して參つた御話をするに過ぎぬ譯であります。御承知の通りに二十七

八年の戦争以前に當つては、政府に於ても財政上には餘程餘裕を持つて居つた。二十三年の議會開設以來は、兎角經費の節減、即ち成るだけ行政上に金を使はせぬやうにすると云ふやうな意向が一般に行れて居つた所よりして、二十七八年戦争の起る前には、政府の剩餘金も三千五六百萬に達して、財政上には頗る餘裕を持つて居つたのであります。が、二十七八年の戦争と共に餘裕どころではなくして、年々殆んど増税に依らなければならぬやうになつた。それで二十八年戦争の終に於て、二十九年度に對する豫算案を計畫して、當時の帝國議會に提出したるは即ち本官でありましたが、戦後の經營として、陸海軍の増設擴張と云ふやうなことも一方に有つて、之に伴ふ經費も、先づ二十九年度に向つて、出来るだけは明らかして置いたのであります。其の以後の年々に向つての經費は、當時詳細に之を豫測することの出来なかつたことも多い。然るに擴張に係る所のことは、臨時の費用に依ることが多く、日清戦争の軍備の賠償金に依つた所のものが多い。又、海陸軍の擴張に伴つて、年々必要とする所は、年々の經常費であります。當時其の經常費を増税に俟つの外はなく、爲に二十九年度に増税案を提出した所が、獨り政府の海陸軍擴張と云ふのみに止らずして、各般の事業を一時に着手する必要が起り、民間に於ても、國費に俟つ所の事業が相伴うて起つた。即ち種々な補助を要するやうなことや、民間のためにも政府の

ためにもなりまする鐵道の如き交通機關に關係する事業の勃興もあつて、政府の豫算案を繕いて見ると種々の費用の増加を見たのであります。而して二十九年度の豫算は上下兩院の協賛を経て成立つて、其次に三十年度、三十一年度となつた。海陸軍の擴張も、當時稱して第一期第二期と稱へるものが續々實行されて參る。第二期なるものが實行さるゝに至つて、政府の歳入は再び不足を告げて參つて、其の不足を増税に俟つと云ふことになつて、此の増税案なるものは——三十年代に向つてはたしか提出されなかつたと考へますが——提出されんと欲して途中で歇つて、議會の解散と爲つて、三十一年の春に至り、本官は又復職を命ぜられて、當時四箇月の間、總理大臣を奉職致した。ところが、實際に、前年の議會は解散に相成つて、豫算案も議場に上らず、前年度の豫算に依るの外はないやうになりました。それは三十一年の春のことでありませんが、議會解散後の政府を引受けて、政府の財政上の都合を段々取調べて見た。取調べて見ると、第二擴張に對する歳入は不足で、之を補ふ方法は成立つて居なかつたのであります。それで一方に於て増税の計畫をし、一方に於て、成るだけ經費の節減を圖つて見た。又他方に於ては、成るだけ此事業の年限を延長する手段方法を取つて見た。それで、海陸軍の仕事も、目前の急を要するものと年限を延長しても事實に於て差支なからうと認めるものとの區別を付けて、金額に於ても、即ち

歳出の上に於ても、相應することの出来るやうに考へて、さう云ふ計畫を當時して見ました。尤も三十一年五月の議會は臨時議會でありましたから、豫算案を提出する議會ではなかつた。其の調査の結果を三十二年度に提出する準備として、臨時議會に於て増税案を提出して、而して三十二年度に對する經費の豫算案は、別に其の年末に議會に提出する積りで調査に掛つた。然るに臨時議會に於て、政府と議會の衝突に因つて、已むを得ず議會を解散せねばならぬことになつて、私が當時の總理大臣で議會を解散した。其結果、當時、政策の相容れざるものがあつて、遂に自分も辭職をしなければならぬことになつた。其次に當時憲政黨内閣と稱する内閣が出来たが、此の内閣の存命も甚だ短く、僅に七月から十一月まででありました。恐らく十分の財政の整理調査等の着手はしなくて終つたことと推察します。尤も本官は、當時支那に旅行して留守中であつて當時の形勢は熟知致して居りませぬ。而して憲政黨内閣と稱ふる、即ち大隈伯爵が總理大臣を勤めてやつて居つた内閣は、三十一年度の終に辭職することになつて、三十一年の暮より昨年十月に至るまでを前内閣が引受けて、此の間に於て、増税も行はれた。而して財政のことは見るに戦後の經營に着手して以來、屢々内閣も交迭して居る。内閣の交迭と財政上の計畫とは、いつも所謂國家歳入増税と云ふが如きことに涉らざることを得ぬ事情があつて、實際涉つて居りまする

が、其増税の目的を達した時であれば達せぬ時もあった。而して政治上はどうであるかと云ふと政府の車は回つて居らなければならぬ譯であるが、増税に依らなくてはならぬ時にも税を増すことが出来ず、然かも事務の進行は一方に於てせなければならぬと云ふやうな有様であつた。且つ唯今申す通り、數箇月の間に、政府が幾回も代るやうなことは、是は、政府の代る事情は他に在つて存する譯であるから、已むを得ぬことでありますが、政務上のことに至つては、政府が永續しなければ最初より財政の計畫も成立つ筈がない、政府が財政上の見込を立て、而してそれを實行するに至らずして、往々交迭する譯であるから、新内閣は、前内閣が如何なる案を懐いて居つたかと言ふことを十分攻究を盡す違なくして、新規の手段を考へると云ふやうなことになる、さう云ふやうな誠に不幸短命な内閣が続いて來た結果、自今は、財政上に就いて、十分に調査を要するの現状を存して居ることを認めて居る。現に三十一年に於ても、それに着手して事業の延長を圖り、或は政費の節減を企て、而かも其實行を遂げることが出来ずに終つたのであります故、其時より、財政上のことに深く考慮を要するものと信じて居りますから、昨年突然拜命をしたに就いても、財政上の調査は最初よりせざることを得ぬと考へて居つたやうな譯である。又、行政上のことに至つても、其の沿革は、私が述べるまでもなく、諸君の御熟知になつて居ることでありませんが、重なる組織は、明治十八年から十九年に掛けて、唯今の體に改正をして、爾

來、時に臨んで多少の修正増補も致し、或は官衙の廢合等もありましたが、要するに全局を通覽して計畫した所のものにあらずして、唯だ時に取つて便利を主としたものと考へられる。それで、行政上に於ては、行政機關の働と云ふものが、十分に貫通して居る事柄もあれば、又大いに齟齬して居ることもある、又重複して居ることもあると思ふのである。要するに行政の機關、組織、構造は、成るだけ此の行政事務の運用に相伴うて沮滯することのないやうにすることが必要である。機關と名前を付けても活動する所のものは人であるから、其人が十分に責任を執つて、さうして其責任なるものが明になるやうに出来て居らなければならず、又國家の事と云ふものは、或る時に於ては頗る繁劇を加へるも、又或る時は随分閑なる時もある。其繁閑を別たずして行政の機關機能なるものが働かれるやうに出来て居らなければならぬと私は信ずる。何れの國に於ても、さう云ふやうな仕掛に出来て居ると認めるのである。さうして、それに附いては、所謂行政の組織なるものに就いて、先づ永遠に考を盡して見なければならぬ。固より事務の繁劇を加へて參るに従つて、或は人を増さなければならぬ場合もある。けれども、是れは責任の問題にあらずして、多く人手の問題であると考へますが、それ等のことは、官衙の組織を變更することなくして出来て行かなければならぬ。それで右様に段々變遷した結果として、多少の改正は出来て居り

まするが、全局を通覽して十分に改正をされたと云ふことは爾來餘り見ぬと考へますから、行政上の組織も今日に於て十分の研究を盡して、將來のために是で十分であると認める程度まで改善せねばならぬ。又其手腕をして益々敏活にやつて行かれるやうにしなければならぬのと、又新規の事物が段々開けて参り、民間の事業上のことにしても、又官民相通じた上から見ても、是は次第々に緻密になつて参ると云ふことは論を俟たぬ譯でありまして、官衙なるものも之を扱ふ所の行政部であるから、其扱ふ行政の機關機能なるものはそれに相應じて以て、一步先んじて其利弊の在る所を見られるやうになつて居ることが必要と考へる。して見ると俊秀な人を學校で養成をして、さうして新規の學識を得て居る所の者の腦力を行政の中へ一つ叩き込んで働かせるやうにしなければならぬ。固よりそれには熟練が相伴はなければならぬから、獨り學校出の書生を捉まへて直に責任の地位に置くと云ふ考ではありませぬが、要するに行政上に於ては一層の進歩を見ることが必要と考へる。それから前にも申した通に、財政上の整理も行政の機能の働と相待たなければならぬことであつて、官衙の組織に要する所の經費、それから又國家の事業として爲すべき所の經費は即ち財力の如何に依つて自ら消長を爲さざることを得ぬ譯であります。それも今日のやうに三五年を出ずして時境の然らしむる所で已むを得ぬことでありながら増税を三回もせな

ければならぬと云ふことになつて来る。固より北清の事變の如きことは豫め測り知るを得ぬことでありまして、國家が之に相對して遭遇する形勢には如何なる費用が掛るも已むことを得ぬ次第であります。是等の豫期し難きことを除く外のことに至つては、國家の財政上に立つて、凡そ國力の相應じられる度合以外の事を計畫した所が、詰り根を枯して枝葉の繁茂を望むが如きことはいかぬと、斯ふ云ふ私の考である。それで近來に至ると、政府の行政の各部に於ても、又或は民間の有様を見ても、帝國議會の議員などの提供する所の事を見ても、何分其國力の基礎は如何其資本の有無如何と云ふが如きことには問ふことなくして、唯何でも彼でも新規な事を企てさへすれば宜い、此事業も必要、彼の事業も必要と言つて同じやうなことを幾許となく計畫して出る、官吏も又之に應ぜざることを得ぬと云ふやうに心得て居ると云ふやうな有様であると私は察して居りますが、斯の如くの形勢をして永續せしむることは到底出來ない。然らば此の有様を永續せしむることが出來ぬと言へば、國の財力なるもの、根據を一つ明にして見せて、さうして右等の如き大體を十分に明にせずには計畫する所のもの、實行を成るべくされぬやうにしなければならぬと思ふ。唯國の財源と共に力の許す限りを圖つて行くと云ふことなくしてごかく組立つて行き居ると、計畫と着手とが實際に於て其端緒を開いて見た所が、其成功を望むことは到底出來な

いと云ふやうな事になつて参つて、大きに其結果は不經濟のことに陥るであらうと云ふ虞れがありままする故に、先づ本年に於ては成るだけ此の行政上財政上の整理に就いて十分の調査を遂げて見たいと云ふことは、前年即ち奉職以來の希望であつて、多少其着手を仕掛けて、其事が遂に成らずして中途に廢した譯合でありますが、爾來大に其形勢が一變したかと云ふと決してそうではなくして、益々當初憂慮した所の勢は増加して参つて居ると考へまするから、尙ほ前日に倍して私は調査の必要を感じて居るやうな次第でございます。十分の調査を致すに附いては、固より此の行政官衙の組織や何ぞに關係するやうな事に至つては、多く官吏のみを以て成るだけ調査をせしめて宜からうと考へますが、財政上の事になつて來ると獨り官吏のみでは不十分と考へる。上下兩院の中から選定をして、どうか十分調査に盡力せらるゝやうに致したいのである。さうして此の議會と云ふものは、平素に當つては政治上の事は唯だ傍觀、所謂客觀的に物を見て居つて、僅か三箇月の會期中に卒然と事に當ると云ふやうな次第であるから、其責任上、固より法律上の責任とか何かと云ふことではありませぬが、見る所が大いに違ふ。政府の當局に居る所の者と違ふ、と云ふが、其違ふ所のものは已むことを得ぬとして見た所が、憂のある所物の真相を見る所が同じく違ふ。是れ即ち伸縮があつて面白いのであるが、其根據とする所が土臺違つて居ると

云ふことになる。實に國力の厚薄を論ずるに至つても大に異動を生ずることになる。それは調査や何ぞの根據が十分明かになつて居らぬから起ることと考へますが、是れは國の安危得喪の上にて重大なる政治上の必要と考へまする故、兎に角帝國議會も政府も力を合一して之を十分に調査を遂げて、將來の國家の繁榮の上に於て互に相助けに行くやうにありたいと考へます。右等の考を以て調査の目的に従事しやうと云ふことは、政黨や民間の議論に幾分か誘掖されたとか云ふやうな説を唱へる者もあるやに承るのでありますが、私の考として起つた所は決して其處ではなくして、輿論がどうであらうが——、輿論は大に私の所見とは反對であると認める、今の輿論なるものはどうであるかと云ふと、頻に事業などを企て、一向財源國力などは問はぬと云ふ有様が輿論と認めますが、輿論の斯の如く暴進暴行する所に反抗する所的手段方法を探らんければ、國の安危の上に於て甚だ安からぬと考へる譯であります。右の次第より起つた私の所見であります。一通りの大略は唯今の岡部子爵の御質問に對して申した積であります。

酒造税増加の必要 (明治三十四年二月二十八日)
第十五議會貴族院に於いて

議員諸君。此節政府より提出致した増税案に附きまして、前日来、委員會に於て、所見の在る所を十分申述べて置きました。又否決された理由も承知致して居ります。併しながら、結局する所政府に於きましては、本院の増税委員會の決議に服従して之を履行する方法を見出すことが出来ぬから、今日は敢て辯論を違うして種々な議論を致さうと云ふ考ではありませぬが、政府の見る所を明にし政府の困難を致す理由を諸君の前に訴へて、議員諸君が十分に御考慮を盡されんことを、只管懇願致す積りであります。或は諸君の御意嚮に逆ふやうなことがあるかも知れませぬが、併し政府は政府として當然其職務を盡さなければならぬ。又政府として國家を代表する以上は、諸君に向つて十分に所見の在る所を陳述することは固より許されること、存じて居りますから、一ト通り述べる積りであります。今回の増税案は、前來屢々増税を致したものと趣意が違ふと云ふことを述べて置きましたが、諸君は、昨年六月以來、北清に出兵をして居ることとは固より御承知であります。既に兵を出して以來、最早九箇月を經過して居る。北京の陥落

以來多少の兵は撤してありますが、尙一萬有餘の兵を出してある。而して今回議會に對して要求する増税は何に支辨するものであるか。それは、即ち我帝國の軍隊として異域に於て働く所のものに與ふる給養ではありませぬか。即ち軍隊の食料ではありませぬか。此軍隊が軍事上に要する所の費用ではありませぬか。何れの國でも、今回の北清事件に兵を出した國は、僅々たる水兵位に止るものは別として、相當の軍隊を出した國は、皆増税に依つて此給養を補給致して居るではありませぬか。之が議會に於て容れられぬものなら、委員會に於ても申述べた通り、何か他に然るべき方法があるならば教を請はんと申した。然るに委員會に於て擧げられた事柄は、政府は軍費賠償金の殘餘を以て之に當てることは出来ぬかと云ふことであつたが、之れに依ることの出來ぬ理由は辯明して置きました。又公債、即ち先刻増税委員會の委員長より報告になつた所の公債も、今日それを賣却して此の費用に充てることの出來ぬ理由も申述べておいた。その外公債を募つてやつてはどうかと云ふやうな議論もありましたが、所有の公債證書を賣却しても、市場を攪亂するのであります。新公債は尙更出來ない。して見ると、詰り意見が違ふといふことになる。北清に出して居る兵隊の給養は、尙ほ將來に亘つて之れを支給せざるを得ぬのであります。何より出すが宜しいと云ふこと、即ち支出し能ふ所のものを、示すのが適當と考へる。又政府の財

政は、歳入歳出ともに豫算に條列してある。又其他の事と雖も、總て法律や勅令に依つて規定して公にされて居るから、何か残る金がありさうなものだと云ふやうな推定を下されても、それはないことは瞭かでありませぬ。そこで詰り増税に依るの外はない。而して増税に依つて軍事費を供給することには異存はないと云ふ御意見を委員會に於ても承つたが、併し其外のことにもまでも之を利用するのはどうかと云ふ御説であつた。併し是は、其金を使ふ時が違ふ。先づ第一に増税案が決議されても、來年度に於てそれだけの金を直に徴收することは出来ぬのでありますから、來年度に於て徴收し能ふ所の外は總て借財に依るより外はないのであります。借財をするにしても、今増税案が議決されて居れば、それで其後の年度に於て返辨する見込が立ちますけれども、返辨の方法なくして借財をするに云ふことは、取も直さず、姑息の處置と言はざるを得ぬのである。それで委員會に於ても種々な方法を提出されたが、採つて以て、政府が實行し能ふ事柄がないのみならず、殆ど財源の現存して居るものが無いのであります。詰り其現存する財源のないのに、何んとか繰まげをせよと云ふ御主旨に歸着するのであります。其繰まげ方は到底無いのであります。二千萬餘りの増税を此處で要求して、それを日清事件に使ふのみなれば宜いが、或は政府が、それを、先になつたらば、外の事に使ひはせぬかと云ふやうな御懸念もあるやに承

つて居りますが、帝國議會の議を経なければ是れを自由自在に使ふことは到底出来ぬのであります。政府獨り金があるからと云つて勝手に使はれぬことになつて居ることは、憲法政治上各種の法律規則で分り切つて居ることではありませぬか。而して現に此増税は、立法院の一部に於て既に協賛をしたものではありませぬか。固より政府も立法上の一部分の權能を有つて居るものであります。憲法政治上の講釋は必要はないとは云ひながら、私は已むことを得ず之を陳述せざるを得ぬのであります。詰り政府と上下兩院との合議に依つて立法は完結するものと言はざることを得ぬ。立案の權を有つて居るものは、兩議院及政府であるから、立法權能の部分は政府にもある。憲法政治の妙用は何れに在るかと申すと、詰り此三權能の調和に在ると考へますが、此の調和は何に依つて得らるかと云へば、互の讓歩に依つて三權能が調和さるゝのであると思ふ。飽くまで私は此立法權能の調和を計つて、而して國家の必要に應ぜんことを努むる積である。で、委員會に於ては、既に之が否決されて仕舞つて最早取返しが出来ませぬが、本會議に於ては是非御再考を願ふ覺悟であります。然らずんば政府は國家の歩を進むることが出来ぬ。それが若し出来ると云ふならば、諸君に於て十分なる方法を御示しあらんことを希望致すのであります。で、私は委員會に於ても陳述致して置いたが、北清事件の如き重大なる事柄に向つて、供給する所の

國家必要なる此費用を否決さるゝは、國家の爲め甚だ遺憾である。私に於て秕政ありとさるゝならば、上奏彈劾された所が敢て避くる所でない。如何やうな御處分があつても構はぬが、政府の立つて進んで行く途が絶たるゝに於ては、政府の施す所がないと云ふことを申述べるのである。どうぞ此事柄たるや輕重得失は敢て申述べずとも能く分つて居りますが、何分一萬有餘の兵を海外に出して置いて、其の費用の供給を絶たれると云ふことは、今日まで表れた所の理由に於ては如何にも明瞭を缺くと私は認むる。で、既に今日までの所では、先刻委員長の報告もありましたけれども、或は國庫の剩餘金、或は軍費賠償金、或は公債に依ることは出来ぬと云ふことは、當局者より十分辯明に及んでありますから、其外の方法を示さなければ據り所がないのであります。今日の場合に於て、私は決して立法部と抗争を試むると云ふ考は有たぬ。飽まで一つ熟議を遂げて、而して國家の進路を計るの外はないと考へますが、唯どうしても行かぬ、増稅案は通過せしめぬと、斯う云ふ御議論に、宜しい服従致さうと云ふことになつては、政府は歩くことが出来ぬ、國家は歩くことが出来ませぬ。之に附いては十分御考慮を煩はさなければならぬと考へます。先日も委員會の決議を延引せられんことを要求致しました。然るに委員諸君が之を容れられなかつた。當然の職務として私は再言致します、委員會の決議の如く、本院が議決になること

は、誠に國家のために痛嘆の至に堪へぬのみならず、國家をして其歩を進むることを能はざらしむる譯であります。篤と御考慮あらんことを希望致します。尙ほ御疑問があるとか、又斯の如き名法があるとか云ふことになれば、如何なる御議論も承り、御考も承つてそれに對する所見は如何様にも陳述致す積りではありますが、今日までの御調査の結果は、到底、政府は之を履行するところが出来ぬ譯でありますから、尙ほ諸君の御再考を請ふ譯であります。小節目に至つては、議員諸君の御質疑があるか、或は又政府の意向を御聞きなされるゝことがあれば、幾回とも其勢を厭はぬ積であります。

内閣の職責に就て

(明治三十四年三月二十日
第十五議會衆議院に於て)

第十五議會の主要なる問題たる増稅案は衆議院を通過したが、貴族院は大いに之れに反對し大勢また動かす可からざるものあり、是に於て或は再度の停會となり、或は元老の調停となつたが、功を收めずして、遂に大詔が喚發された。斯の如き經過に對し三月廿日の衆議院にて反對黨より政府の行動を以て非立憲と爲し決議案を提出した。此の決議案を反駁し内閣の職責を切論したものである。

議員諸君。唯今本院に提出されて居る決議案に對して、一言所見を述べます。鳩山君の演説

以來、段々提出の理由なるものは承つたのでありますが、事貴族議と政府との關係になつて居る事が多い。衆議院は、政府と貴族院との關係を定むる場所とは認めぬのである。是は政府と貴族院とのことである。諸君が如何に之を解釋して決せんと欲するも是は關係が違ふのである。又も一つ、此場所は憲法解釋の講義の場所でない。そんなことに時日を費して居る必要がない。苟も自分は帝國の總理大臣として此場に臨むものである。故に衆議議の議員諸君が、如何なる黨派であらうが、我政友であらうがなからうが、我眼中に於いては一樣である。政府として此議場に臨むのである。憲法破壊と仰しやるが、憲法は今日に存在して居る。故に兩議院も成立して居るのである。他の黨派でも、政府となつて政治を行ふこともあるであらう。それらは、憲法を立派に適用されたかも知れぬが、艱難に際すると種々な困難が出来るものである。將來に於ても、さう云ふ事が澤山あるであらう。併し之を以て憲法を破壊したなど云ふ觀念は自分は決して持たぬのである。又自分が陛下に對し奉つて進退を伺うたことに附いて、唯今原田君の、「下僚が上官に對して進退を伺ふ」など云ふ議論があつたが、苟も輔弼の大任に當る國務大臣が、陛下に對して進退を伺ひ奉るのは、斯の如きの軽々しいことではない。自分は左様な考を持つて進退を伺つたのではない。又其の進退を伺うた以來、陛下より決して其議に及ばぬ、職に居れと云ふ御沙

汰を蒙つて居るのである。敢て多辯を費す必要はない。併ながら諸君が政府を相手として不信任と云ふ決議案を提出されたに附いて、段々と論辯される所を聽いて見れば、諸君の決議が多數で決せられるときは、其の爲めに辭職しろと云ふやうであるが、併し自分は、陛下より信任を蒙つて、今日輔弼の責に居る以上は、諸君の議決に依つて、進退することは出来ぬのである。寧ろ予は、反對に、此案に賛成の諸君に對して勸告せんと欲する、即ちそれだけの御考なれば、此議案を變じて、寧ろ陛下に上奏して、内閣の不信任を訴へられてはどうかと。其權能がありさうなものぢやないか。どちらでも宜しいなら、御變更を爲すつたら宜からうと云ふ事を御勸告する。苟も今日の時勢に當つて、政府に立つて此大任に當る者が、さう云ふ薄弱な考で當れるものではない。又島田君の論に元老云々と云ふことがあつた。恐らく元老云々のことは貴族院に於て是と交渉された事に違ひないが、是は表面立たぬことであらうと考へる。貴族院が是と交渉されることは、少しも憲法に抵觸しない。内所のこと、考へてやられたものと我輩は信ずる。諸君が言ふが如きものではなからうと思ふ。又我輩は、萬機獻替の任に居る以上、朝夕陛下に拜謁し天顏に咫尺して奏聞することは百端ある。然れば何ぞ必しも今回の貴族院に關係したこのみではない。又當然の職務である。是は已むを得ぬ。其責任を盡さんと欲すれば、自然に然らざることを

得ぬのである。又 陛下は天職を盡させられて居る。決して輔弼の臣の言ふが儘に悉く遊ばすと云ふ筋のものではない。諸君は常に咫尺せぬから、或は御承知ないかも知れぬが、併し極り切つたこと、仰しやつても、さうは參らぬ事である。我輩の演説を此場に於て禁ずる者があるならば、掴まへて……唯議決位のことでは、提出者の意思が甚だ明瞭にはならぬ。憲法政治に於て、人を斥けんと欲すれば、十分の力を盡して斥けるが宜しい。唯だくすぐる位では何もならぬ。敢て多言を須ゐて、貴族院と政府との關係を茲に論究する必要はない。又憲法の講義を爲すの必要もないそれは他日閑暇のときに於て、何時でも御相手になつて研究を致します。

政友會組織の精神と我國運の發展

(明治三十四年七月十三日
兵庫縣支部發會式に於て)

本日舉行されたる立憲政友會兵庫縣支部の發會式を先づ以て祝します。唯今創立委員總代として石田君の演説せられし通り、昨年九月十五日、予は一の宣言書を發して政友會を組織せしに幸に諸君の賛同加入を得て、今日の盛況を呈するに至りたるは、甚だ満足に耐へない所でありま

す。政友會を組織せし必要に就て愚見の存する所を一通りお話し申せば、維新以來漸々時勢の變遷を經過して、遂に憲法の御發布となり、憲法政治は施行せられ、而して其の前後に政黨なるものが所々に起り、其の政黨なるものは、各之れを首唱する人の所見に基て同志を糾合せしものに外ならざるが故に、予は敢て各政黨に就て非難を試るとか誹謗するとかふ念慮は毛頭懐かぬのであるが、併し憲法施行以來動もすれば政府と政黨との軋轢を惹起したること一再にして止まらぬのである。尤も當局者と政黨との間に於て、時々衝突を來すは、何れの國に於ても往々免れぬ所であるから深く咎める所ではないが、併しながら其の軋轢を來せし原因に就ては聊か遺憾に存する所があつた。それは如何なる儀かといふに、我が大日本帝國憲法の大主義と民間に於て唱道する所の解釋とが大いに異つて居る點である。これは甚だ遺憾と考へたのであります。固より政治の利害得失に至つては、政府の見る所と民意と相容れざるも亦已むを得ぬ譯であるが、憲法に掲げてある所の條章は、炳として日月の如く明かなる義であるが故、其根本とし基礎とする所の大義に至ては、之を紛争に附することを敢て許さない。又日本國民として、此の欽定憲法なるもの、大旨意を善く了解する以上は、固より其の大義に就て異議のあるべき筈はないと、予は深く信じて居るのである。予が不學不才をも顧みず、敢て身を挺して諸君子を誘掖し、諸君子を率ゆ

るの衝に當つたのは、聊か己を揣らぬと云ふ嫌はありますけれども、予は深く自信する所があるのである。又憲法御制定に就ては、大命を奉じて聊か微力を効した關係もある。故に憲法の大趣旨の在る所は、固より自ら辨へて居らねばならぬ次第でありますに依り、其聊か辨へて居る所を以て敢て之を諸君子に擴充し、諸君子をして憲法を奉體せしめ、而して此の憲法に依て諸君子が享有せらるゝ所の權利を益々伸張致され、所謂參政の權に依て、國家の昌運を圖ると云ふ事に至りたい。即ち之を遂行せんとする爲に政友會なるものを組織し、諸君子に接近して自分の考の在る所を成るべく諸君子に通じ、憲法論に就ては異議のない様一致せしめたならば、種々の紛争も之が爲に止み、憲法の大義も永遠に行はれ、憲法の御發布になつた御趣意も明かになり、從て憲政の美果も收め得らるべしと云ふ微志の已む能はざる所より、政友會を組織した譯であつて、其大趣意は當時既に宣言書に掲げて置いたこと故、諸君子には其趣意に賛同の上加入されたること、考へます。而して政友會は組織以來日尙淺くして、一年の歲月だも経過せざる位のこと故、同じく政友會員中にも、各縣に於る諸君子には、未だ充分に、政友會の大精神の在る所が徹底せざる者はありはせぬかと憂ふるので、一應念の爲めに以上の義を申述べたる譯であります。

政友會を組織せし精神は唯今申述べたる通りであるが、之より政友會の目的とする所を述べん

とする前に當り、維新以來の日本の政治の経過に就て一通り申述べます。成るべく了解の出來易い様に申述べたいと考へるのでありますが、僅かの時間に於て充分なる義は出來ぬかも知れませぬ。今より僅か三十餘年前の日本帝國は如何なるものでありましたか。此中にも老年の諸君は能く御記憶であらうと思ふ。僅々三十餘年の歲月を経て、今日の形勢に推し移つたことは、私に於ても實に夢の心地がする位で、如何にして此短日月の間に斯様の變遷を來たしたか、此には大に基づく所がなければならぬ。明治の王政復古は單純の王政復古ではなく、實に一國の國是を變じて開國と成つた義であります。而して開國に爲つたかと思ふと、次には封建が廢せられて郡縣の政治となつた。封建が廢せられて郡縣の政治となつたかと思ふと、又其次には、國民を誘導して文明の民たらしめんといふ、叡慮を施かされたのである。諸君子も記憶せらるゝ如く、王政復古の初に於て、五條の御誓文を天下に公布致されたが、此誓文は誠に簡單なるものでありますけれども、其御趣意が日本全體の上に行はれて、其効驗は實に偉大なるものである。而して歲月を経るに従つて、國家全面に現はるゝ所の形勢の變遷は、之を前後比較して見れば非常なる差違であると考へる。世界を舉げて、日本の國民ほど能く上の意の存する所を體して進行し來りたる者は何れの國を見ても其例の無いことである。尤も其間或は内亂となり、或は外國との交戦と爲り、

或は政治上の紛争と爲り、種々の事はありましたけれど、進んで行く方向は、維新以來今日迄、少しも動くことなく、「上下共に心を一にして盛んに經綸を行ふ」と云ふ御誓文の御趣意が實行されて來て居ると確信するのであります。其の結果として、日本國の上に現はれたる今日の盛況は實に偉大なるものである。例へば兵制のことに就て見ても、維新の頃までは、日本の兵制は如何なるものでありしかと云へば、封建の遺習として、大名が各多少の兵を養うて居たと云ふに過ぎない。而して其兵力なるものは、世界各國の進歩して居る所の兵力と相當することが出来るかと云ふと、決して出来るものではない。訓練の方法、兵の紀律組織、武器の精粗等に至つても、今日とは雲泥の差があります。海軍の一點で申しても、維新當時にては各藩の大名が、商賣用の小汽船を買つて、全國總計僅か數十艘位持つて居つたと云ふに止まり、且此等は固より今日の軍艦など、比較の出来るものではない。又陸軍とても同じことにて、單に武器の精粗のみを比べても、今日の如きものではなく、纔かに刀槍弓矢又は古風の鐵砲位のものにて、逆も戰爭の出来るものではない。夫れから其當時の政府と云ふもの、財政を見ても、僅に三千萬圓足らずの歳入に止まり、之を以て國務一切を行ふて往くと云ふ有様であつたのが、漸次増加して、日清戰爭前には九千萬圓程の歳入と爲り、更に今日にては二億萬圓以上に進んで來た。又海外貿易を見ても、明治

元年の貿易は輸出入を合せて僅かに二千六百萬圓である。然るに三十年の星霜を経て、明治三十一年に至つては、貿易總額四億千四萬圓以上に達して居る。即ち明治の初年より實に二十倍の商賣高に進んだのである。誠に偉大な進歩と云はねばならぬ。彼の歐米諸國は、文化又事物の進歩が數百年前に胚胎して居ること故、其進歩の非常なることは然るべきことであります。日本は僅かなる年月間に此の如き進歩を爲し來つたので、此れは宇内各國の孰れも驚く所である。勿論日本の海軍力を以つて、之を各列強國の海軍力と對比する時は、未だ中々及ぶ所ではありませぬが、然し極東の海軍力、即ち支那海及日本海に在る所の各國の軍艦の比例より申せば、日本の海軍は確かに優勢を占めて居る。當所は開港場のことなれば、諸君子にも能く承知せらるゝ所にして、特に辯を要せぬが、我軍艦は實に立派なものである。而して此海軍杯の進歩と云ふものは、單に軍艦武器のみが充分なればそれよいといふ譯でない。之を運用する所の士官水夫の訓練が必要である。是亦、其精巧なる軍艦を運用するに足るのみならず、之を使用して以て充分の戰鬥をなし能ふ丈けに進んで居る。又陸軍の側より見ても戰時は五十萬の兵を動かすことが出来る。而して其五十萬の兵と云ふことに就ても、之に備ふる所の各種の武器が皆一様に備はらなければならぬことであつて、彼の封建時代に於て、藩々に依り此藩にては重もに槍を用ひ、彼藩にては

重もに弓を用ゆると云ふ如き有様とは異なり、日本を通じて一致の制度規律の下に整頓をして居るのであります。以上述べたる所は極めて著しき進歩でありますが、其他に於ても交通の便を圖る爲には鐵道を敷設し、郵便電信を備へ、電話までも出來て居る。其他港灣の修築鑛山の開掘等、一々茲に擧げる必要はありませんが、僅か三十餘年の間に此の如き變遷を致し、比較的非常なる進歩を致して、世界の人目を驚かすに至つたのである。是は何ものが斯の如くに爲したかといへば、即ち明治初年王政復古よりして年を逐ふに従つて除々に順を逐ひ、我 天皇陛下の臣民に命ぜられたる御趣意を日本國民が奉體して、而して其日本國民なるものが此等の進歩に就いて非常なる貢獻をなしたのである。如何に名君ありと雖も、國民が聖意のある所を奉體して、國に盡さねば、事物の發達も國力の養成も出來るものでない。我々共が御互に 聖意のある所を奉體し、上下心を一にせし結果、今日の如く進歩し來つたのである。特に封建廢されて郡縣となりし以上、上は天皇陛下を奉じ、下は國民に俟つより外はない。此國民が進歩し勤勉して國家の爲に力を致すにあらざれば、國の昌運を進める譯には行かぬのである。今日は兵役も、人民の中より取られて居る。子供や兄弟、皆兵役に服して居る。外に對しては日本の軍隊であるが、内から云へば村落より募集されて居るのである。國に對する義務は、國民が兵役に服すると、税を納むる

と、此の二つが重なるものである。三十年間御互に十分に盡した結果として今日の盛況を呈し、漸次に進歩して終に憲法政治も行はるゝに至り、畏くも二十二年二月十一日、紀元節を以て、憲法の御發布となつた。憲法に伴ふ勅諭の中に、「朕か親愛するの臣民は即ち朕か祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其康福を増進し其懿徳良能を發達せしめんことを願ひ」とある。斯くの如くに仁愛なる聖意に依り、日本の進歩は上下心を一にし進んで行きつゝあることを證明して餘りある。他國より見れば如何にも立派のもので、進歩發達も亦驚ろくべきであるが、然しながら宇内各國の進歩に比較すれば、未だこれ位に安んずることは出來ぬ。兵力を養ふことは、素より國力に顧みて程度のあることなれども、國の基礎を培養し民力を培養するに就いては、學問的に進歩し物質的に進歩することが必要で、此點に於ては、今日の狀態を以つて足れりとせぬ。又た中には今日の狀態を維持せねばならぬこともあるが、要するに、之れを維持し將た進歩せしめんには、國民が力を盡すべきは勿論のことにして、力を盡さんには、憲法に依つて與へられたる權能を正當に使用せねばならぬ。予が單一に望む點は、上皇室の御趣意の在る所を遵奉して、欽定憲法の大義に基き、國民が與へられたる權能を使用し、國家の隆昌を計り、文明の臣民たることを自任し、勉めて國威國光の擧がることを努むるに在る。されば、政友會を組織せし精神に

同意の方々は、何人たりとも、共に遣つて行くこととせしに、幸に一面識なき人、百中九十九迄孰れも同感を表せられ、追々加入せらるゝは、實に國家の爲めに慶賀するところである。そこで御互に意思のある所を研磨考究し、以つて國家の爲めに盡したいと思ふのである。日本の進歩は右申す様に非常なるも、尙ほ種々進めねばならぬこともあり、改良せねばならぬこともある。此等の事は、我々同志者は成るべく目的を一にして進むやうにしたいと考へる。それに就き、目下の狀況に於ては、段々經濟上に財政上に、困難のこともある。中央政治に於ても地方の自治體に於ても、改良することは數多あると認める。其改良の方法等は、中々一言以つて條擧することは難い。諸君子の中、議員となり政治上に従事する人は格別、町村の人々か出來得る限り自治制の紊亂を豫防し、力不相應のことをなして村落の負債を重ねることなく、力に應じて進歩改良を圖る様にしたい。此事は獨り政友會のみの爲めに望むのではない。日本國民全體の爲めに望むのであるが、特に政友會同志者は主として之れを勉めようと云ふのである。其の目的が達せられねば政黨の目的と云ふものが分らないことになる。即ち皆無となるのである。故に其の目的を達せしむることに銳意努力するは、實に目下第一の必要である。

幸に諸君子に御目に掛りしを以て、聊か所思を述べ、更に諸君子の賛同を得たいものと思ひま

す。諸君子が予を支部發會式に御招き下れたる厚意を深く感謝し、同時に又政友會全部の盛大ならんことを偏に希望致します。

政黨の起原と其の任務

(明治三十四年七月十五日
岡山縣支部發會式に於て)

岡山縣支部發會式に臨席するの榮を得て當地に參り、以て諸君子に面會し、諸君子が不肖を總裁に推舉せられ、其節制指導に待つと云ふ同情を喜ぶと同時に、自ら自己の責任を省み、如何にせば克く諸君子の親厚なる同情に報い得べきかと心竊に勘考し、深く自ら猛省する儀である、今日は聊か政黨に就て感ずる所と、我政友會の希望とを述べて諸君子の參考に供せんと思ふ、政黨なるものに就ては往々異議の在ることは、唯今石黒代議士の陳述されたる如くであるが、歴史眼を以て觀察すれば、何れの世何れの時に於ても、政黨なるものは存在して居る。苟も人類が群居して部落を作る以上は、其上に立つて支配する者を要するもので、其支配上に付、意見の同き者は必ず一致する。夫れが即ち黨派である。我國の歴史に顧みるも、源平の如き新田足利の如き乃至織田豊臣徳川の如き、皆一種の政黨と見て宜しい、即ち武を以て領土を擴張せんと欲する黨

派である。故に政黨は到底遏止すべからざるものである。更に歐洲に就て見るに、虐政に堪へ得ずして起るとか、宗教上の異同で反撥するとか、人種的感情の差違に依るとか、孰れにせよ、其争ふ處は根柢がある。英國の如き歴史を有する政黨と雖も、其最初は貴族が時の虐政に反抗して一方に崛起したるに、一方には國民が宗教の關係より王室を扶けて貴族に反抗した、之が即ち二大政黨の起因であつて、終に三百年を経過して今日の如くなつたのである。從て今日の内閣政治即ち政黨主領政治となるに至る迄には、大に沿革が有つたのである。即ち、最初は黨派政治と云はんよりは、寧ろ議會政治と稱ふべき有様にして、百般の事悉く議會にて決定せられ、政府は豫算案を提出する事も出来なかつたのである。夫が一變して黨派政治となり、多數政黨の黨論で百般を左右することとなりしが、今は内閣政治即ち黨派の首領か要路に立て、黨員及國民の信頼に依り政治をすることになつて居る。現今の英國の政黨中、一黨派は非常に盛んであるが、一黨派は反對に衰微して居る。此は其規律節制及び主義方針が國民の同情を得ると否とに由るのである。又歐洲大陸に於ける政黨は、自由、民説、人種、宗教の異動、土地の感情等より、自個の主義所信及利益を守る爲めに、己む事を得ずして起つて居るのである。亞米利加合衆國は、之に反して英國の虐政を追れて獨立したゞけあつて、母國の風儀に依り人爲的に二黨を作つたのである。和

蘭の政黨の分れたる基因は、南方は天主教を奉じ、北方は新教を信ずるより起つたのである。獨逸、奧太利の如きは、各種の國を合併した結果として、各種の政黨があるが、殊に奧太利の如きは、各般の國及び人種を合併したる結果として、其間の軋轢に汲々とし逆も其功を遂ぐる程の餘裕がない。先づ各國政黨の現状は概ね斯かる成行である。扱て日本の政黨なるものは、何が爲めに組織せられたるやと考ふるに、虐政に反抗して起つたものでもなく、又宗教の差異、土地風俗の異同等に由て起つたものでもない。即ち其の元は、早く憲法政治を實施したいと云ふ希望から起つたのである。歐洲各國の如く深き恩讐あるが爲めに起つたものでもなく、又利害の大衝突あるが爲めに起つたものでもない。明治維新の際に當りて、萬機を公論に決する等五事の御誓文を明治の宏謨と定められ、其聖意に依て國民は政治に參與する事が出来得る様になつたのであるが、政府に於ては、外には未だ曾て遭遇せざる外交問題より、内には七百餘年因襲せる封建政治を廢して郡縣政治を施行するあり、其他維新創造の際なるを以て、政治上百般の措施に忙殺せられて、纔に命脈を維持すると云ふ有様で、未だ全く洪益を鹽梅し能はざるに、不幸にして屢々内亂が起つたそこで國民の不平を慰め、維新の業を翼賛するには、速に憲法政治を實施せねばならぬと云ふ議論が有志間に勃興し、土佐の立志社を始めとして、所々に同志の團結が出来た。之が即ち後に自

由黨となつたのである。明治十五年に出た改進黨も同じ目的であつて、其主意とする所も別に差異はない。即ち速に憲法政治の行はれん事を希望するに過ぎないのである、政府に在ても既に宏謨を以て定められたる憲法政治の事であるから、固より速に實施したいのではあるが、二千五百年來の歴史を有する我國に於ては、歴史なき新興國の如く爲すことは出来ない。而して其問題は開國以來未曾有の事業に屬するを以て、歴史に照らし國情に鑑み、充分に調査して誤りなきことを期せねばならぬ筈である。茲に於て、明治八年四月十四日、勅諭を以て此等の取調を木戸、大久保、板垣及び自分に命ぜられたのである。是より後、民間に於ける國會開設の希望は日一日に其勢力を張り來つたので、十四年十月十二日を以て、廿三年を期し國會を開くとの詔勅を發せらるゝに至つた。之に就ては、憲法を制定せられねばならぬので、十五年に至つて歐洲の憲法を考究し來れよとの詔命は自分に下つたのである。自分は此大命を畏みて歐洲に渡航し、多くの憲法學者に就て、或は研究し或は討論審議し、十六年に歸朝したのである。之に由て歐洲憲法は其根據とする處を明にしたけれども、之を我國に應用するに就ては、前に述べし如く歴史に参照し人情風俗習慣の異同に察し、且つ名君功臣等の言行をも調査参考せねばならぬにより、自分は憲法起草の大命を奉じて十七年に此等の取調に着手し、二十二年一月に至て漸く結了を告げ、進ん

で 御宸斷を仰ぎ奉るに至つたのである。茲に於て憲法は同年の紀元節を以て公布せられ、國會は二十三年を以て開かるゝことと相成つた。既に憲法公布せられ、議會開設せらるゝ事となりしに就ては、日本の政黨は、素と其目的とする所、憲法政治の行はれる様に致したと云ふのであるゆゑ、其起源の理由は茲に無くなつたのである。而して其政黨は虐政に反抗して起つたのでなく、利害の衝突に依つて起つたのでもなきにより、孰れも空論が多い。議會既に開かれたる以上は、其起因たる目的を達した後であるにより、最早や決して空論で争ふべきではない。然るに尙舊來の惰力や感情に依て種々なる争論があつた。其争論は本と主義利害の異同に基いた譯でないから多くは空論に屬し、而かも憲法の解釋に關するもの多く、政黨の側では、政黨内閣責任内閣にあらずんば憲法の精神に反すると主張し、又政府の方では、憲法政治なるものは唯立法及財政の一部に付て民意を容るゝに過ぎずと唱へる類にて、結局する所何れも極端論たるを免れない。此等は必しも大事と云ふ程でもないが、兎に角無用なる空論を長く存在せしむると云ふことは、決して國家の利益を増進せしむる所以の道でないと思ふ。そこで予は、不肖ながら長く政府部内に在て種々なる調査を爲し、且つ其組織等を熟知して居る點に付、或は他人に比して一日の長さにもあらざるべしと思ひ、憲法政治に於ける世人の誤解を釋き、憲法政治の真相を理解されん

ことを望み、且國民をして國政に參與する權利を適當に運用せしめ、以て憲政を擁護し、之をして圓滿に發達せしめんが爲めに、立憲政友會を組織したのである。即ち我國民にして若し憲法の運用を誤りしが爲め、「憲法政治は日本に不適當である、宜しく之を中止すべし」と云ふ如き説が起る様になると、將來日本の國運に客易ならぬ患を生ずるのである。予が一身の事情を犠牲にして政友會を組織するに至つたのは、唯だ是れを憂ふる爲めであつて、政治上の野心などは毫髪もないのである。我立憲政友會は幸に多數の賛成を得て既に我國唯一の大政黨となつたが、尙ほ諸君に於て御奮發下さつたならば、益々大政黨となること、信じます。併し政黨は大政黨となるだけ夫れだけ責任も亦重くなるのであります故、我々は益々慎重の態度を執て進まねばならぬ、而して此政治なるものは、申すまでもなく、一國の安危に關することであるが、我國の大方針大目的なるものは開國進取にあるので、此事は維新以來定つた處の宏謨である。そこで政黨の本領なるものは、此の宏謨を翼賛して、速に其目的の希望を達する點に存せねばならぬと信ずる。果して然らば、政黨の争は決して空談を事とすべきでない。即ち如何なる手段方法に依りて國運を増進せしめ、國家を富強にするかと云ふ現實なる國家の生存方法に就て争はねばならぬのである。事茲に至つて、政黨の行動と稱すべく、又た良民の行動と云ひ得べきである、予が政友會を組織

するに至りたる理由は、前述の如く、憲法擁護の責を盡すと同時に、政黨の争をして、我が經濟界は如何せば宜いか、我外交は如何にせば宜いかと云ふが如き國家の目的を達する現實問題に就ての争たらしめ、之に依て適當なる手段方法を講じて國家の進運を資け、政友會をして悉く勤王の民たらしめんと欲するのである。今東洋の形勢に就て見れば、實に重大なる事件がある。清國は四億の人口を有して、其土地は廣大無限であるが、其國民は皆眠れる有様で、義和團の峰起となり、其慘憺たる狀況は實に憐むべきである。予は、卅一年、清國に漫遊して、種々有名なる人物に會つて、李鴻章、劉坤一、張之洞、慶親王、榮祿等に改革の計畫を談じたが、彼等は夫れは結構なりと云て賛同はしたものの、實際に行ふ意がないから、終に内亂等を續發すると云ふ成行になるので、今は支那の半は殆んど衰滅せりと云つて宜い。併しながら斯の如き状態に至るは、獨り支那許りでない、油斷をすると何れの國と雖も、斯の如き状態に陥るのである。凡そ外交は孤立しない様にしなければならぬ。如何なる強國と雖も、孤立にて國光を維持することは出来ぬ或は戦争を以て國の盛衰存亡を論ずるものがある。即ち兵強ければ孤立なりと雖も國光を揚ることが出来る、各國と交つて思ふ存分に切り廻はすことが出来ると云ふ者がある。是れは間違うて居る。今日は、平和の戦争、即ち商工業を發達し、國家の資力を富ますが必要である。平和の戦

争に負けては、如何に兵力が強くとも、如何ともすることは出来ない。又今日の最急務は經濟上の問題である。政黨員も此點に深く注意して、大に實業を奨励振興せねばならぬ。既に實業を發達せしむると云ふ事を必要とせば、假令其黨派は異にするにもせよ、政治上の意見に就て競争するものにせよ、將た又た選舉に就て互に鎬を削つて争ふものにもせよ、其競争を重大なる事業に及ぼして、其發達を妨害する様なことがあつてはならぬ。予が今回遊説に出掛けたのは、唯多數の黨員を得んが爲めではない。即ち空漠の改革は國家に取つて毫も利益がなく、従つて勝を制したればとて何の效もなきことなる故、政友諸君子と以上の目的を以て大に一致し、之に依て日本の實力を養成すると云ふ大目的に向つて進みたいと云ふ希望を訴ふる爲めである。予は之に就て微力を效すことを辭しないのであるが故、之を諒とする諸君子は大に奮發して協力せられんことを望むのであります。

立憲政治に於ける政黨の責務

(明治三十四年七月十八日
山口縣支部發會式に於て)

立憲政友會山口縣支部發會式に方り、茲に諸君子に見ゆるを得たるは中心大に喜ぶ所である。

今愚見を述ぶる好機會を得たるに際し、諸君子が政友會に加盟せられたるは、國民たるの本分に於て、決して相悖らざる所なりと云ふ理由を述べんと思ふのである。

先般兵庫縣支部の發會式があり、次で又岡山縣支部の發會式があり、予は此兩支部發會式に臨席し、夫より當支部の發會式に臨席したる次第なるが、右兩縣に於て演述せし愚見の大意は夫々新聞紙上にも掲載されたれば、諸君子にも大概聞知のことを信ずる。即ち神戸にては、維新前の形勢よりして維新後の形勢の變移したる事、及今日の憲法政治となり、此憲法政治は、天皇陛下の勅諭に基きたるものなれば、之を遵奉して往かねばならぬ事等を述べ、次に岡山にては、憲法政治上各國の政黨の異同及其起源よりして日本の政黨の起因及び異同變遷等に論及し、結局するに從來日本政黨の主義方針に就ては最早相争ふの必要は消滅したるに依り、今後は政治の利害得失に於て争ふの外なきことを論じたのである。今茲に述べんとする所と、以上兩支部に於ける演説とを、前後參酌せられんことを希望致します。

今日茲に述べんとする所は、政黨は立憲政治の上に於て如何なるものであるかと云ふことである。諸君も知らるゝ如く、憲法政治は、一口に之れを云へば、文明の政治と云ふことであるが、然らば所謂文明の政治とは如何なるものなる乎と云ふに、そは國家の利害得失を了解することを